

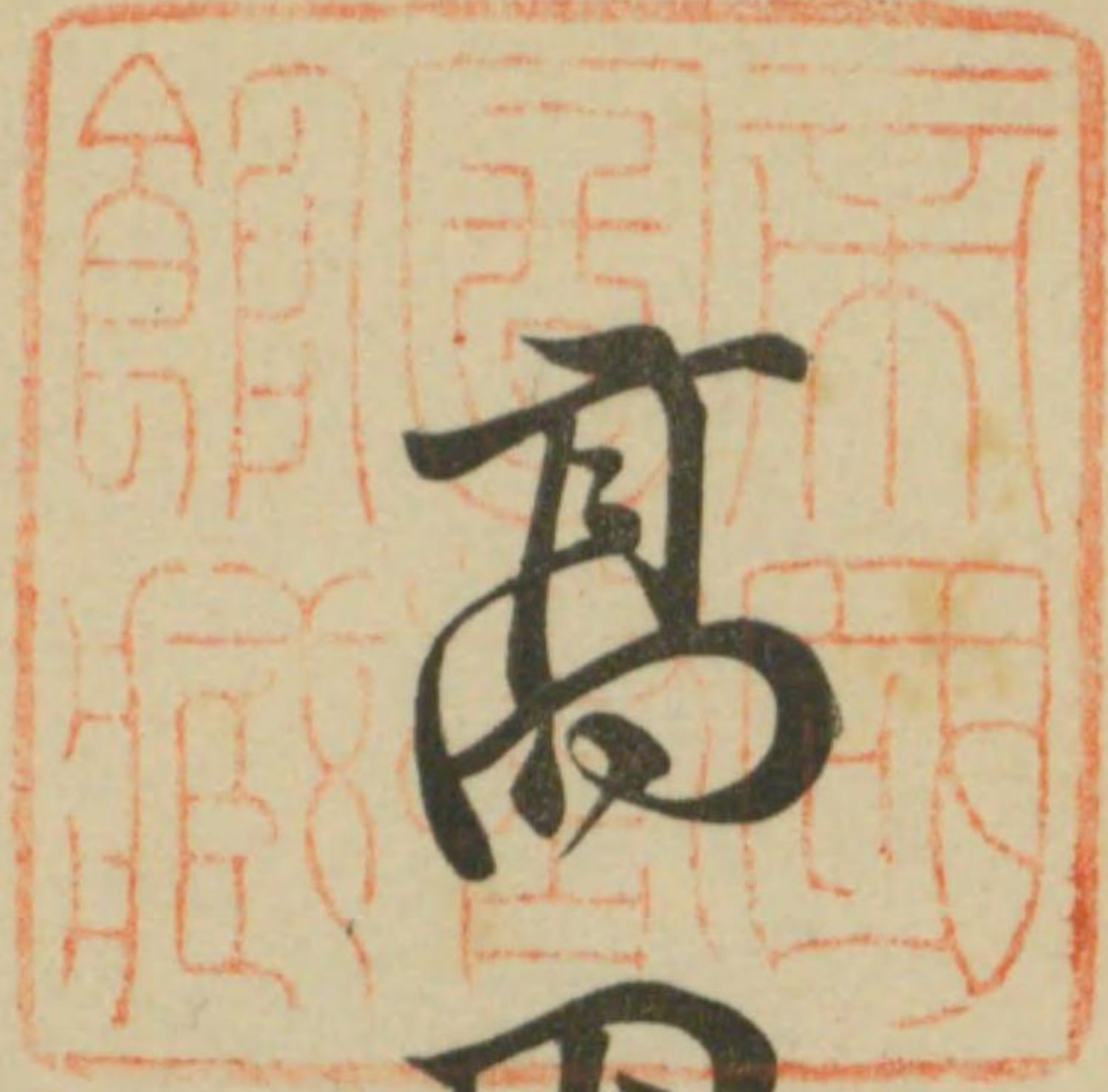
595-400



1200501527601

3
4

工10-10



高田義

近松文三郎著



工10-10

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

Vertical handwritten text on a small paper strip on the right edge.

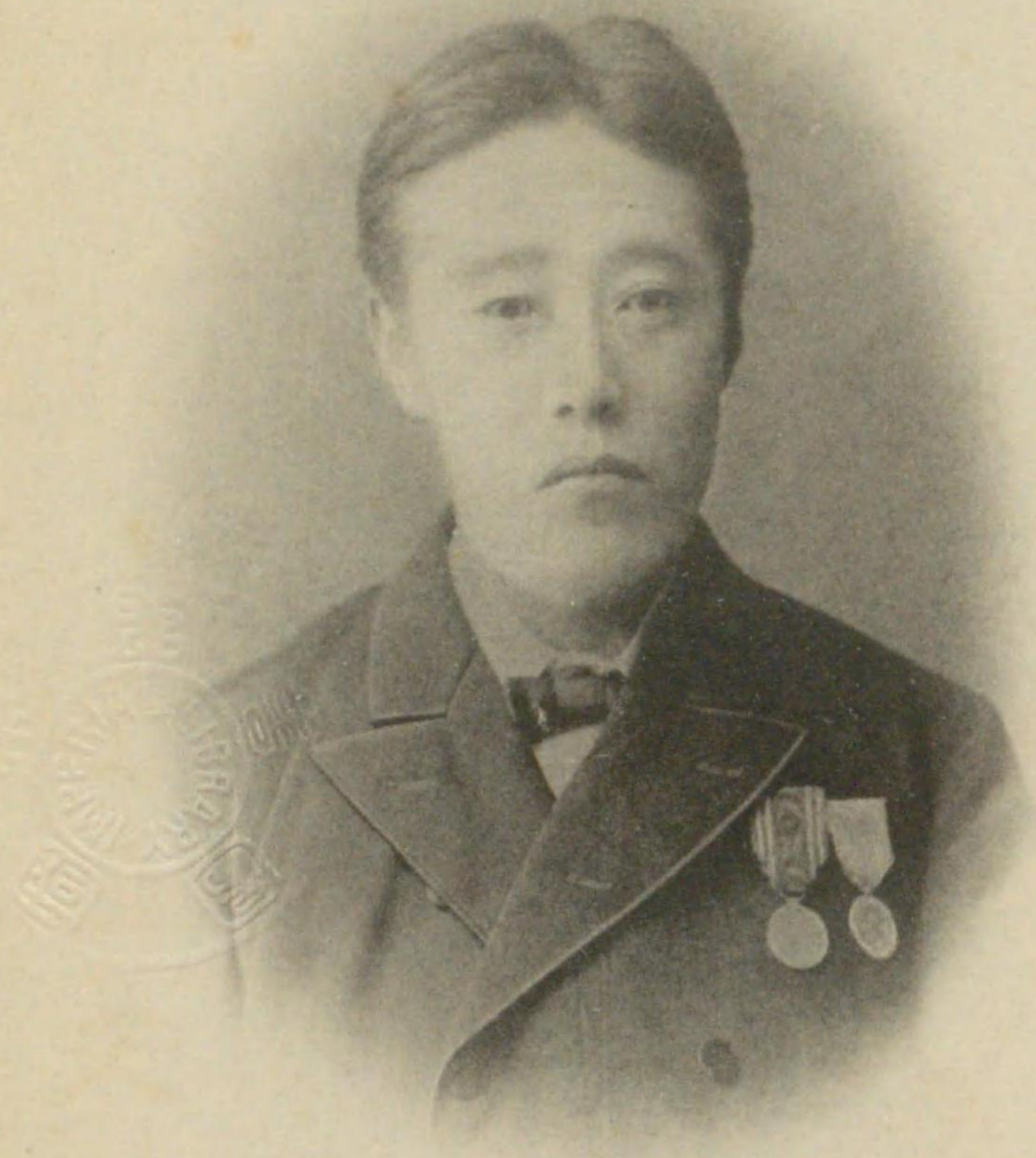
E 10-10

阿田家

五体文三枚

阿田家
五体文三枚

翁が最後の撮影



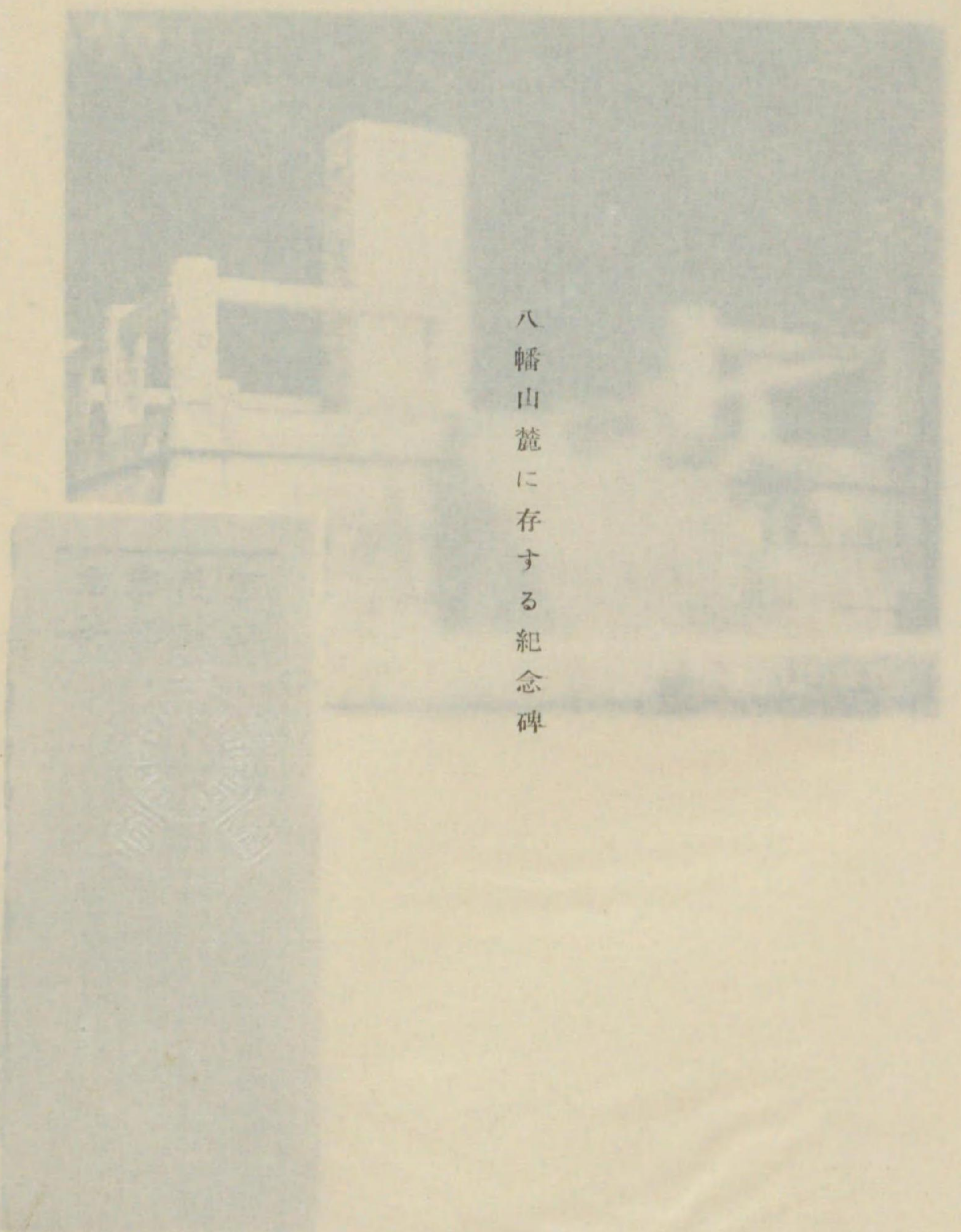
陸軍省
勳章
勳章
勳章

10-11

100

陸軍省
勳章
勳章
勳章

E 1D-10



八幡山麓に存する記念碑



Handwritten notes on a yellow sticky note on the right edge of the book. The text is written vertically in Japanese characters and includes the number '100' at the top.

工 10-10

200

Handwritten notes on a yellow slip of paper, including the characters "好再".

惠天舒...天...社親

因...詩...音

谷 鐵 臣 氏 奠 詩

等...一...詩

美...向...有...名...詩

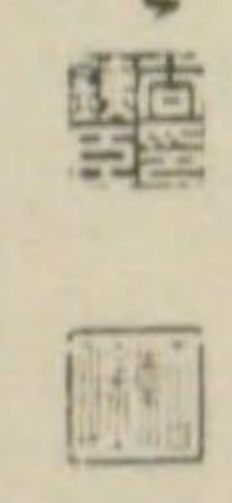


E 10-10

谷 繼 田 丑 真 精

杰 貞 軒 繼 為 天 友 回 社 親
因 為 建 碑 考 撰 碑 陰 三 百 字
等 以 不 著 一 碑 存

真 高 田 家 南 君 碑 前 書 繼 田 丑 真 精



Handwritten notes on a yellow strip on the right edge of the page.

工 17-10



200

Handwritten vertical text on a yellow strip, possibly a date or reference number.

Faint vertical text on the left page, including the characters '中井弘氏' and '詩'.

中井弘氏詩

工 10-10

中共 历史 资料

與 殷 德 海 古 榮 枯 與 夢
因 憐 買 信 時 老 尚 在 太
湖 中

范之文高田天 梅海山人

范之文高田天 梅海山人

E 10-10



Handwritten notes on a yellowish paper strip on the right edge, including the characters '再' and '好'.

著者の辭

本書の題號、高田義甫の文字は、翁が逝去明治廿六年七月十四日に先だつ僅か旬日、即同月四日八幡より東京にありし著書に宛たる書翰封筒の署名を寫したるもの。

表見返しは前記の書翰文、裏見返しは翁が平素使用せし印章の一部である。

卷頭第一の寫眞は翁が最後のものにて、明治廿五年一月五日、東京新し橋

丸木利陽方にて撮影せしもの。

第二は明治廿七年二月十日、帝國水産株式會社が八幡山麓に建設せし翁の紀念碑、撰文並題額は谷鐵臣氏を煩した。

10-10

Handwritten notes on the right margin of the right page.

七 入 獄……………九八

八 出獄後大津時代……………一一五

甲 勸善社……………一一六

乙 晩年速成義塾……………一一七

丙 精成舎附御幸山紀念碑……………一二二

丁 基督教……………一二六

戊 當時翁の生活……………一三〇

己 九阜義塾……………一三二

九 膳所時代……………一四〇

い 新聞記者……………一四二

ろ 巡査講習所……………一四二

は 監獄移轉……………一四三

に 史蹟考査……………一四三

ほ 政治思想鼓吹……………一四四

へ 法律研究……………一四五

と 縣會研究會……………一四七

ち 水産會……………一四八

り 雜記……………一五一

十 八 幡 復 歸……………一六四

い 實母の逝去……………一六四

ろ 愛信社……………一六八

は 近江水産會……………一七〇

に 覺醒會……………一七二

ほ 公共事業……………一七六

へ 當時の家庭……………一八二

と 概説……………一八三

十一 西川家へ入る……………一八六

十二 中一商會……………一九二

十三 金巾製織會社……………二〇二

十四 帝國水産株式會社……………二一一

十五 西川家事業……………二三八

十六 近江新報……………二四〇

E 10-10

十七	洋風獎勵	二六一
十八	隠れたる後援事業	二六四
十九	逝 去	二七〇
二十	性行逸話	二七七
二十一	翁の一生	二八四
附録	高田家々譜	二八六

寫真版目次

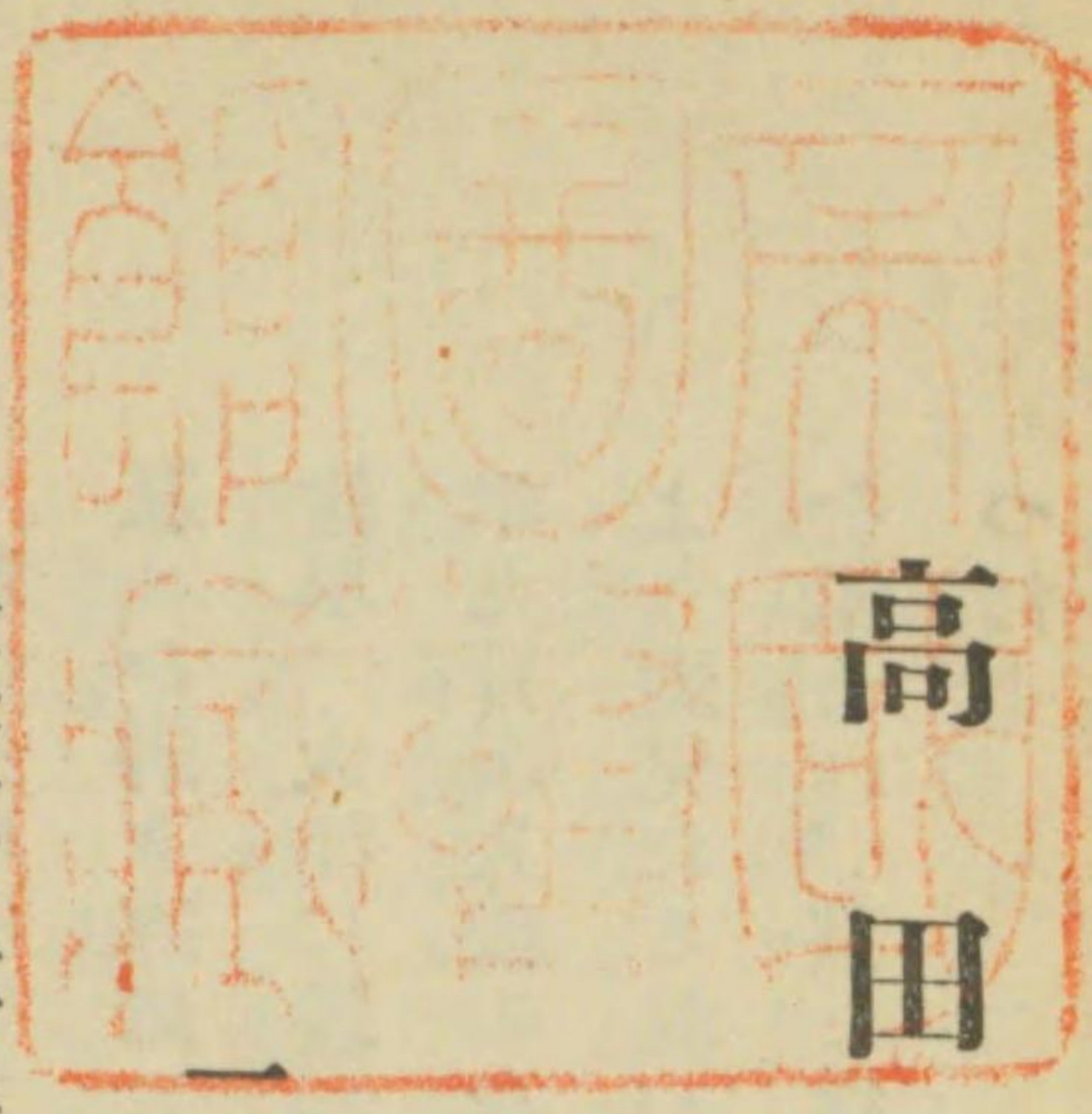
八歳	の書	九
慶應二年	洞覺院へ納めし幅	一七
同 四年	大森藩辭令	三二
同勤仕中	八幡歸省中寫真二葉	三九
明治元年	二月植栽洞覺院墓畔の松	五一
明治四年	東京時代の寫真協力舍々員	五九
同 翁と清原氏		六〇
王代	一覽	六三

前田健次郎氏	九二	
幽囚漫錄	一一〇	
晩年速成義塾蹟(赤井亭)	一一八	
明治十一年	大津に於ける寫真	一二一
大津御幸山	紀念碑扁額	一二五
幻住庵		一四〇
國分寺		一四一
林田民次郎氏	藏縣會議員連の寄書扇面	一四六
同 翁の畫		一四七
早田滿郷氏		一五五
幻住庵所藏	六曲屏風一双	一五八
松村清三郎氏	藏幅	一八九
同		一九〇
山上建藏氏	藏屏風の内半双	二〇九
明治廿二年	二月二十日寫真翁と著者	二二二
同 廿五年	一月五日翁と著者西川吉之助	二三一
宮脇剛三氏	より著者へ寄贈せられし短冊及幅	二四五
醉餘の筆		二八〇

Handwritten notes on the right margin, including the characters '好再'.

10-10

高田義甫



高田 義甫

近松文三郎撰

緒言

人生僅か五十年、猶二年を剩して逝きし彼、呼ぶに翁を以てするはふさはしからざるも、既に其兩三年前より自ら生長翁と號して憚らなかつた、將た又私としては他に何等適當なる辭を看出し得ない、眞に私に取つては恩師であり、且慈父であつた、同じ午年生れの二廻りの相違、幼年より私は翁として見て居つた。

私の家は大津元會所町にあり、世々近江屋久右衛門と稱して居つた、其祖は野洲郡蛭田より出たりと云傳へられ米穀を商ふた、八幡とは縁戚の關係深く私の高

祖父は八幡町博勞町上十一屋横川家より入家せるもの、其長男の配は同町大杉町
伊勢屋小西家より嫁せるものであつた、乃私の曾祖母に相當す、此人の姉は八幡
町北末町高田家第五代に嫁して居る、翁乃義甫の祖母に該當するもので、要する
に私の母（家の娘）と翁とは實に再從兄妹の間柄で、遠縁であつたが、丸つ切り
他人でなかつた。

私の父は養子で高島の出身明治五年に逝いた、母は五歳の姉と三歳の乳兒たる
私とを若き寡婦として養育して居つた、恰も翁は明治八年東京にて大森事犯の爲
檢舉、大津に護送せられ、遂に刑の執行を同監獄にて受くることとなり、明治十
年九月迄入獄の身であつた、翁の實母は郷里八幡にあり此報を耳にするも、前年
より愛兒たる翁が親屬一同協議の末所謂勘當の身、音信不通の間柄とて公然交通
を阻まれ、茲に從來の縁故を辿り、私の母に獄中なる愛兒との交渉を托するに至
つた。

翁出獄後大津にて事業を創始するや、直に私は翁の手許に引取られた、時に私
は八歳であつた、姉も又翁の好意に依り、新島襄氏の設立せる京都同志社女學校
に第一期生として入學した、爾來私は翁の扶育を受け生長した、後翁の長女と婚
約、明治廿六年翁の逝去後舉式、同廿九年一男を設けた、翁と私は全く親子の情
愛を以て結び付けられた。

翁逝いて既に三十有餘年一夢の裡に過した、去る大正十一年七月十四日翁の男
喜太郎と語り、三十年祭を八幡町宮内なる翁が記念碑前にて執行、故舊親戚の參
拜を得懷舊の談に耽つた、當時私は喜太郎と共に翁の傳記編纂の議を決し、徐ろ
に資料を蒐集し其實現を期した、不圖も喜太郎は昭和三年病死、今は私一人が其
重責を擔ふこととなつた、既に白髪を交ゆるに至り餘生幾くもなく、最早躊躇遂
巡を許さざる場合、徒らに事の完璧を待たんよりは、寧ろ此際に於て秃筆を揮ひ
十七年間翁に親炙して見聞せる事共を記録し置かんと考へた、此は將來子孫に翁

を追懐する料を供するの微意に過ぎないのである。

翁の一生は目まぐるしき計り廻轉急劇なるプロベラーに類して居つた、翁の事業は總て他に先んじ、極めて進歩的であつた、しかも何れも其結果に至つては不成功に終つた、計畫の緻密周到なる、實行の機敏熱誠なる、其一大手腕は教育家として、政治家として、實業家として、到る所適せざるなく、稀に覩る人傑であつたやうに思はる、事業半途にして翁が命數を失ひしは自他共に遺憾とする所、暫く假すに十年の齡を以てせんか、必ず相當の効果を齎したるものは翁の親友一同の證言追惜する處である。

翁一生の事業は多少社會に貢献したるものあるも、如何なる理由に依るものか先年本縣教育會にて編纂せられたる近江人物誌に記載漏となつた、蒲生郡誌に其略傳を掲げらるゝも、未だ翁の眞價を窺ふを得ない、更に大阪に於て發刊せらるゝ「近江と人」にも昭和二年頃なりしか掲載を見たるも、當時同社より資料の提出方を要請せられたるに際し、未だ蒐集完備せず爲に記事不充分なるを免れなかつた、此くして翁の傳記は今日まで詳細世上に發表せられて居ない。

二、其家系并に少年時代

往時八幡の地は天正年間、秀次居城築造の際、八幡山麓南方に堀割を鑿ち、西舟木より、東常樂寺に通ずるの運河として、舟運頗る宜しきを得るに至つた、特に當地より松前へ行商するもの少なからず、従つて松前の産物を北海を經由三國敦賀小濱に舶載、陸上湖北なる大浦塩津海津、湖西今津へ運び、更に湖上を利用して、京阪向は天津へ、江州湖東へは、碇泊の便宜より、南は八幡へ、北は柳川米原へ輸送するを常とした、愛知郡柳川は八幡と同じく松前商人多く、共に殷賑を極めた、農家に専ら需要せらるゝ北海肥料、并に海産食品を取扱もの、地勢上八幡にも多數のもの崛起した、舊時は記録の存するもの稀にして詳ならざるも、嘉永五年江州五郡（栗太野州甲賀蒲生神崎）肥物屋仲間調に依れば、合計百十八軒を數へ、其内八幡組は十一人にして、北末町に納屋嘉兵衛、小西屋九右衛門、

簾屋喜兵衛、麻屋孫兵衛、魚屋町に納屋九兵衛、鹽屋四郎左衛門、西川屋善六、宇治屋傳右衛門、慈恩寺町に山形屋半兵衛、島ノ郷林村米屋五兵衛、南津田酒屋長五郎とある、兎も角八幡は船着場にて、此等十一軒の間屋も他に比し相當勢力を有して居つた、納屋嘉兵衛は實に其筆頭を占め、天保十三年調富限者の中に列し、資産五萬兩以下壹萬兩以上の内に其名を見る、是ぞ高田家の通稱であつた。

高田家は八幡町寺内北末町に祖先以來居を占め、西側にして、今元祿の舊圖を見るに、同町西北角は油屋彌兵衛、其南隣は道具屋伊左衛門、夫に隣して納屋嘉兵衛の名が列記せられて居る、此道具屋伊左衛門の次男元祿の頃分家したるもの實に納屋嘉兵衛である、納屋の屋號より見ても、其頃より干鰯肥物を營業とせるを疑はない、明和頃乃三代目に至り家運益々隆昌に赴きしか、過去帳三代目の處に「益々家を興す」の文字を見る。

現存八十餘歳の高齢者の談に御維新後寺内に於ける金満家の双壁として、前記

油屋彌兵衛と納屋嘉兵衛を推奨した、俗に油屋を「ボンサン」納屋嘉を「シルワ
ン」と唱へた、其意は日常兩家とも商賣繁昌、自然金銭を取扱ふことも夥しく、
其容器として盆又は汁椀を使用せるより、遂に通名となれりと、是に依るも資力
相當富裕なりしを證するに足る。

屋號は納屋なるも、同屋號八幡に少なからず、納屋嘉と唱へ他と區別した、商
號は全にて、家紋は丸に九枚笹を用ひた、宗旨は浄土宗、菩提寺は孫平治町なる
洞覺院、世々の墳墓も同寺域内に現存す。

初代より連綿五代に至る、五代の妻、大杉町伊勢屋小西重右衛門の娘（其妹大
津近松家に嫁す前記）子女十人を設く、四男（六代、七代、市田清兵衛、伴藤四
郎）六女（宮田彌右衛門、市田孫兵衛、島崎利兵衛、中島喜兵衛、島崎金兵衛、
島崎仙右衛門に嫁す）。

六代幼名龜太郎相續したるも五代なる父（天保十三年死）に先ち天保九年三十

七歳にて世を去つた、次弟幼名爲三郎其跡を繼ぎ家督相續七代の戸主となり、新
町二丁目森五郎兵衛六代の主正富の三女「うの」を娶り、一男一女を設けた、女
は「とみ」明治二年二月三日妙齡二十歳未婚の内に夭折した、其兄は乃本傳の主
人公義甫其人である。

翁は弘化三丙午年二月二十二日長男として生れ、（産室は母の里新町二丁目森
方）喜太郎と稱した、後四年嘉永三年に妹「とみ」が生れた、圓滿なる家庭父母
の膝下に在りて寵愛を受けたことは充分想察し得る處である、嘉永五年七歳のこ



寺子屋時代
八歳の書

き、新町二丁目岸田堂（舊時の寺小屋、現存新町元幸村家の老人は同門にて親し
かりし由、師匠は竹村の人なりしと）に入門、讀書習字を學んだ、更に長じて後

Handwritten notes on the right edge of the page, including the number '8' and some illegible characters.

高田喜太郎

安政五年十月八幡新町二丁目に寓居せる中村淡水（安政四年より文久二年迄在幡
 醫を業とし、兼て詩文を教ふ）に就き漢籍を修め詩文を習ふ、當時八幡に來遊せ
 る小林卓齋、山中靜逸、福羽美靜等に學ぶ處あり、進境極めて速であつた、就中
 翁が傾倒したるは、西川吉輔大人であつた、大人と翁は年齢に於て三十歳の差あ
 り、殆んど父子程の相違、大人に就き國學を學ぶや、大人の勤王思想は自ら翁に
 傳はり、青春の翁をして奮起奉公の念日に其熱を加ふるに至つた、文久三年九月
 廿九日翁が十九歳のとき、平田家へ入門、其門人簿に登録せられた、幼より才華
 爛發機鋒縱横の翁は深く大人に愛せられ、特に「武迺舍」なる大人に縁ある「小
 竹迺舍」の號を許され、更に吉輔の名に倣ひ、義甫（ヨシナミ）の二字を與へら
 れ、多數の門弟中特別の教養を受けた、後翁が商家を厭ひ、大森藩に仕へて勤王
 の義を唱へ、明治元年同藩佐幕の首領宮田忠左衛門を誅戮したるも、全く大人感
 化の致す處であつた、明治八年同伴發覺翁が捕縛せらるゝや、在東京の福羽美靜
 と江州にある大人とは是が救助に關し暗々裏に運動を怠らなかつた、今福羽氏よ
 り大人に宛てたる書面中に左の文字を見る、其年次不明なるを怨とす。

十一月十六日付

……納屋喜太郎事濟候趣何より／＼尙様子分り候はゞ御申越希入候

二月十一日付

……高田喜太郎事委舖御申越、先は致安心候、をしき人物、何かよき事致候
 へかしと存候、折もあらば御上京可被成候、積る御物語も申度候

更に明治十年九月翁が出獄後大津にて學校を開き且新島襄の基督教宣傳に参加し
 専心之が講話に努めた、時恰も舊師たる吉輔大人は日吉神社大宮司、全く反對の
 側に立ち殊に當時の權令は籠手田安定にて吉輔大人と同趣味の人、翁の基督教を
 極力嫌つた、翌十一年一月廿三日大津なる日新學校（現在の札の辻魚善食堂の
 處）にて大人は翁の講演を聞き、翌廿四日權令に面會、窃かに翁の爲融和の方法

17-10
を講じたるも、「圓き返答なし」と大人の日記に記されて居る、結果面白からざりしか、兎も角此くも舊門下生に對し信仰上正反對に立てるにも拘はらず、庇護後援を策する其情義の敦き、現代師弟間の關係と霄壤の差あるは特に注意すべき點であらう。

翁が國學漢籍を學ぶは前記の如く、更に後日黃檗山を管掌せし名知識、當時土田村正宗寺住職多々羅觀輪師に就き參禪、一生を通じ多大なる裨益を享けたるものと信ず、師は頗る翁を愛し、後年翁が黃檗甘露庵に師を訪ふや、師は愛兒の歸省せしが如く慈愛の涙を灑ぎ舊時を談つて喜んだ、師は神崎郡南五個莊村大字塚本なる川島宗兵衛の家より出でし人。

(山中白山翁の話に、「今は廢寺になつて居るが、以前八幡市外大林出町に東福寺と云ふ律宗の寺があつて、茲に富山の入台龍と云ふ學僧があり叡山安樂院にて修業をなし、後淨土宗に轉じ歌道を清水谷中將公正に學び頗る秀で、暢阿或

は法夢と號した、後吉水宣正と改名、喜太郎さんと私は此人に師事し、幼年の頃能く同寺にて話合ふた間柄でした」と昭和二年夏のころ聞かされた、翁は幼少より佛典に親しみ、長じて多々羅師に學びしものと見ゆ)

翁が父義卿は安政五年九月頃より胃部に疾患を覺へ、治療看護に手を盡したるも、容易に快方に向はなかつた、親族市田清兵衛家日記に

高田嘉兵衛殿(安政六年)二月五日吐血、四月廿五日京高階氏診察「ヘキノウ」の由不宜、追々衰へ、七月十日剃髮、十二日巳刻命終

と、行年僅かに四十七歳、母は所謂厄年の四十二歳、翁は未だ元服前の十四歳であつた、寡婦となりし母は幼き兩兒を擁し、只管其健康と教養に意を注ぎ、店務は年來使雇せる番頭に任して干鯛商を繼承した、幸に其實兄たる森五郎兵衛(七代の主人正緒氏)の家事萬端につき指導を怠たらざるものあり、更に父の實弟た

10-10
る市田清兵衛、伴藤四郎、或は其姉妹の縁付ける日野島崎三家等多數有力なる近親の協議に参加するものありて毫も後顧の憂はなきやうに見えた。しかし當時の高田家は父在世中兎角病身勝にて自然家業に精勵するを得ず、従つて商賣向も漸次萎靡不振の状態に陥りしか、曩に嘉永二年十月の頃、親族立會一度整理を行ひし後幾もなく同人死去、後家「うの」戸主となるや、安政六年十一月再仕法を行ひ、道具類并に土田、中村兩村内所有田地、或は質株等を賣却して負債の償還に充て、他面商業資本は親族一同より分割醸出して維持を計つた。

翁を最も愛撫し、翁亦日夕其膝下に趨りしは伯父なる森五の家であつた、俊才の翁夫々師に就き文學を修むるの外、茶、花、琴、棋、書、畫、謠曲、遂には骨董、或は武藝、殆んど百家の門に入つた、短日月の間千種萬様の修業到底其堂奥を極め能はざるは當然のことなるも、後年翁が社交界に立ち、如何なる方面にも

應酬に難まなかつたは蓋し少年時代此等修習の資であつたと思はる、單に此等の練習に止まれば何等非難する點なきも、青春の翁、父を喪ひ、母は假令嚴格なりと云ふも婦人のこと、家産裕にして、家柄も卑しからず、風采又端麗、花柳界との接觸は勢の赴く處、殊に多賀に住せし（現在平井氏の宅）石井久兵衛は才子肌の男、翁と友垣を結び、遂に紅燈綠酒の趣味を解するに至らしめた、石井は當時茶商を營み、八幡の大家に出入し、顧客の意を迎ふるに頗る妙を得て居つた、（後翁が大森藩に仕ふるや彼又翁の下侍として隨從した）、彼の弟庄七（高齡なるも今に大阪に住すと）其他道具商舊燕堂或は其弟にして書畫に巧なる文魚、宮内町櫻門なる西村小太郎等此方面に於ける彼の友人であつた。

此頃の書面なるか、年次不明十月十一日付

合歡大先生机下

小竹乃屋義甫拜

と表書せる翁より吉輔大人に宛てたる文中に

17-10

昨夜大酔仕候て雪乃屋へ參上、夫より貴宅へ可參候處大間違に相成候て、終に狐狸の爲に深穴にはまり候處、定て貴君様にも御承引、雪乃屋方より使參候趣赤面の次第に御座候、眞平御免、萬々御ゆるし被下度候
ごある、醉餘或方面へ陥没したもの、吉輔大人は中々粹人にて、此る行爲に嚴格ではなかつた爲め、翁も赤裸々に言明したものと見ゆる。

慶應二年十二月市田清兵衛日記の中に

高田喜太郎殿近來煎茶を好み、二百五十兩程道具買入、百兩計借財被致候に付き、森氏より心腹糺候處、肥物商賣元手不足に付、道具商賣致度、依之右借財償の爲十一月十七日道具賣立あり。此折手代茂七は五百兩の資本にて醬油の見込、同嘉十郎惣七は従前通干鰯商繼續の意見にて決定に至らず、翌三年五月の項に

今回の寄合に喜太郎殿は書林の望、惣七は干鰯の望別商賣に相成候はゞ森、島

崎より資本多少取替られ候趣、當方（市田家）は手足働き候へ共出金は斷り置

々々

と記述せられて居る、是等の文字より推斷すれば前段の石井等昵近者の使喚に依

慶應二年十一月の筆



八幡町・洞覺院藏

り煎茶を好み、其勸誘に依り骨董品を購ひ、此等巧言令色の輩を伴ひ日夕狹斜の巷に彷徨、或は自家の好尚たる書籍蒐集癖より是が商賣の冀望をも抱くに至つた

のである、要するに年少なる翁が當時に於ける思想は未だ何等確固たる信念を有せざる極めて浮薄なるものであつたと見るが適評である。

八幡は近江商人發祥地の一であつて、従て古來富豪の徒多く、一小都會なるも其資力に於ては、全國有数の土地であつた、しかも、各地に支店を有し、仕入販賣の大綱は本店の總轄するを常とし、關係者の來往頻繁を極め、或は湖上の一商港として、交通上樞要の地點を占め、或は金融の中軸として、附近數ヶ國の財界を左右する等、平素旅客の來訪夥しく、爲に旅館も多く其設備も亦完整して居つた、更に双互交際の機關としての旗亭も少なからざるは勿論、之に伴ふ花柳の巷も地方稀に觀る壯觀を呈して居つた、八幡宮境内には福屋、市井帝釋寺に隣して松屋、大林櫻屋等は市中散在のもの、別に一區劃をなせるものは所謂西廓とて、多數此種の業者軒を接し、日夕絃歌の聲を斷たず、こは天正年間安土より移轉の際同地にありし池田町を移せるもの、其起原町の創設と同時にあつた、元祿頃より家屋も京阪同業のそれを摸し、何れも争ふて結構美を盡し、歌妓の如きも多くは西京祇園等より移されたる名花、近く文化文政以來、明治維新の頃までは其勢運を繼續し來つた、就中創業以來連綿隆盛を極めたるは、大高、大榮の二樓で何れも十數名の妓を擁し、規模宏壯舞臺を構へ、各室の建築數奇を極め、調度又之に協ふた。

如此脂粉の歡樂境に接し、自ら青春の徒を惡化するに至つた、翁は能く一流なる大高に遊んだ、其結果は遂に一妓と相思に陥り、流連家を忘れ、耽溺日を送つた、妓は「政乃」と呼び、姿容優美、性質温和、舞踊に長じ拔群の譽があつた、此くて翁は一廉の蕩兒と化し、良心麻痺、先後の分別なく、只管他の甘言に乗じ春陽の蝴蝶の如く繚亂の花に浮かれて飛翔した、某年八幡町の例祭たる左義長に同樓の妓十餘人一樣の友禪長襦袢を纏ひ紅紫色鮮かに絢爛、長袖を翻し亂舞、群

17-10
を排して行進する妖艶の一隊、頗る人目を惹いた、豪華の衣裳市民の批評に上り翁の伯父森五の主人も之を耳にし、定めし何れかの放蕩息子の業ならんが、こんな息子を持つた親御は御氣の毒なものじゃ。と衷心同情を表した、しかも其本人が彼の愛甥であつた、とは後に至り彼の慚愧の種であつたらう、因に同妓は常樂寺糸屋の娘で後日加茂の某家へ縁付たとか傳へられて居るも詳ならぬ。

此くして翁は家産を浪費し、慧明なる昨の翁も、今は一介の昧者に均しく、殆んど昏醉状態に陥つた、慈母は幼妹を抱いて日夜翁の前途を憂いて涙に袖を濡らした、親戚は屢々切諫を試みたるも、翁は容易に其言を納れず、益々其暴狀が募つた、今は打捨て置き難く、一同協議の上土地を離れしめ、嚴格なる商家に托し其素行を改めしめんと、慶應三年十月森伯父の命に依り、大阪に赴き同家の幹旋にて、久寶寺町錢屋傳兵衛方に勤むることゝなつた、時に廿二歳、卒然境遇一變或は悶々の情禁する能はず、冷かなる衾に夢は郷里紅燈の巷をさまよひ、青春の血は湧き殆んど狂亂の狀なりしか、事の茲に至りし經過を知るには市田日記の記事を参照するこそ最適切なるを覺ゆ。

慶應三年七月十日森入來（森五郎兵衛）喜太郎（翁のこと）と同伴、十二日日野（島崎家）へ引取、信樂へ頼み候積り（多羅尾家乎）納屋嘉本宅は格子入、向店へ惣七（番頭）參り、嘉七と改め現金千鰯商賣、道喜殿（道具屋こと中島喜兵衛）帳場預り候趣話し有之

同十月七日喜太郎歸宅寄合、おうの殿一人本家に住み、喜太郎遠方へ、おとみ奉公に、惣七從來の借財引受難しと申出、手離れ、島崎彦兵衛殿へ世話頼み、借財は田地賣増にて濟すことゝして一統略承知

右に依れば一旦翁は日野へ赴き番頭惣七は別に向店にて從來の營業を繼續したるも、十月翁日野より歸宅、更に遠方へ赴くこと即森伯父の命にて大阪へ奉公に出て、妹も奉公と決定せるも病身の爲か實行を見るに至らなかつた、將た商賣も多

17-10
額の負債を引受くることは任重く番頭惣七辭退の結果親屬島崎彦兵衛にて一時世話することゝなつた、彦兵衛の妻「しな」は伴藤四郎妻「てる」の妹にて嘉永三年九月廿六日富五郎事彦兵衛に嫁したるもの、翁より云へば叔父の關係となる、是に依れば翁の不行跡より一家離散の不得已に至りしものゝやうである。

突如翁并に彼の家に取り一大不幸が襲來した、そは翁が大阪へ赴きし後幾もなく、翁が一身につき満腔の愛情を注ぎたりし伯父森五郎兵衛正緒が慶應三年十二月十九日卒中にて死去したことで、直接翁の家政に影響を齎した。

(市田日記) 十二月廿三日島崎彦兵衛殿利助方(市田分家)へ入來、先境より高田世話致し三百兩入金致候處、森氏死去後、入金斷申參り、當暮三本計入用に付、高田に不抱一本取替候様頼有之、此節不融通の趣斷申入、廿九日高田に居ても不宜候趣にて、おうの殿へ申入、彦兵衛おしな殿日野へ被歸候趣

乃森正緒の死去にて彦兵衛世話高田の商賣に對し同家及市田も融通を與へず、茲に於て彦兵衛も委任を辭して日野へ歸つた、高田家の前途は眞に暗憺たるものであつた、翁は大阪に在りて是等の事情を傳聞し、痛心苦慮止むなく數日熟考の末現状維持は翁の甘んずる所にあらず、今は世上の變遷と共に自己の運命も亦是を機として方向轉換を策し、一大飛躍を試みんと決意、翌慶應四年(明治元年)正月二十日錢屋を辭して一旦歸省した。

翁が生前乃明治廿四年十二月時の蒲生郡長武内稱氏より其履歷を徵せられ、門弟に口授概要を筆記せしめ更に自ら之を校正したる紙片を發見した、其内に左の文字を見る、其確實なるは疑なき處なるも、流石に脂粉の耽溺に關し一言及ばざりしは、事情の許さざりし爲であつた。

——性好て文墨雅事を弄し、骨董を好み、其家産を費す所夥多、郷友親戚の爲に嫌忌せらる、時に平田篤胤大人の著書を讀みて大に感ずる所あり、鐵胤

17-10
翁の門に入り、尊王の志固より厚く、世運勤王攘夷の議起るに方り、奔走大義を唱へ、郷人を誘導す云々。

24

と記さる。國學其他の書物を翁が蒐集せるは事實で是又西川吉輔大人の感化であつたか、田中勝三翁の直話に依れば、當時八幡高田家を訪ひ、多數の藏書を見て驚き、同氏の案内にて吉輔大人の邸をも訪問したと、此等にも少なからざる出費を要したるものならんか。

翁の在郷時代のことも不明なるも、翁が筆になる「幽囚漫録」中に左の如き記事を見る、同書は數十葉の小型竹紙に漢文體に綴られたるもの、恐らく大津在獄中に認めしものならんか。

元治慶應の際市街商賈の委託を受け、湖上船舶、山陸馬車堤防の修補等を統轄す、(八幡町故事、此任に當るもの、悉く捕頭創立の家系に係る、今僅々十餘家ののみ、維新以後廢絶となれり)當時船長水主等、窃に貨物を盗み、運輸緩慢、專恣横行するも、貨主禁制する能はず、郡宰亦捨て、之を責めず、八幡町之が爲に衰頹を來し、一般の商業萎靡として振はず、義甫憤慨、二三同志と之を政府に訴へ、積年の弊風を除かんとし、廳下に宿泊する一年に及ぶ、循々反省を説くの暇なく、大に激し、一朝鐵拳を振ふて奸奴を打ち、之を懲したりき。是に對し聊か註釋を要とする。

天保三年六月八幡町總年寄兩名より京都奉行牧備後守及曾我豊後守兩人に宛たる口上書中に

八幡町年中出入船荷物員數相改め申候、駄別年寄蚊帳屋佐兵衛相勤め申候
但堀川筋普請、或は浦方に相掛り候入用銀は右荷物一駄に付き凡六文取集申候
浦懸りの義駄別年寄差配仕候

八幡浦通小舟持主借主とも毎年大津御役所より御改に付、駄別年寄方にて吟味

25

仕、舟數見知等帳面相記御運上共差上申候、依て總年寄與印仕候

八幡浦船、但浦株四十二株の内、八幡町七艘九十石——二百廿石迄、舟木株十

四艘百廿石——二百三十石迄、外に艀船八幡町七艘、舟木町四艘

更に元祿九年の書上には左の文字を見る

大船三十八艘并艀船七艘、八幡浦（八幡船木丸舟組合、八幡船木艀舟とあり）

御運上銀三百五十目五分、并御公用相勤申船にて御座候

艀十四艘、八幡町、御運上銀四十九匁

右之通金丸又左衛門様へ指上げ御極印請け申候

猶此等船舶駄別の管轄廳は何れなるか、享保七年の書付けに、京都町奉行下、大津船奉行古郡文右衛門とある。

翁の記事と前記駄別の事由を對照すれば、駄別仲間（組合組織になつて居つ

た）乃貨物運送業にして、兼て船仲間乃湖上船舶業者をも其監督の下に置き、翁は當時其年寄の職にありしものか、「捕頭創立の家系」とは不明なるも、駄別仲間の家柄と云ふ意にあらざりしか、船長水夫の非違を匡正せんと、郡宰乃信樂代官に具申したるも顧みられざる爲、政府乃湖上船舶事務所管大津船奉行に訴ふため、大津に宿泊一年に及びしものか、元治元年は翁未だ十九歳、血氣の勇、或は鐵拳を揮ひしやも計られず、終生翁の短氣は有名なるもの、後年汽車に投せんと、宅を出づる前、例に依り酒杯を手にし、傍らに時計を置き、腕車に乗するや、僅少の時間を餘すのみ、倉皇車夫を叱咤、激勵、遂に携ふるステッキを揮ふに至つた年老ひても如此翁、其青年時代推察するに足るものがある。

三、大森時代

幕府の勢力日に傾き、勤王佐幕の議次第に喧ましく、安政の獄有爲の士を檢舉所割したるも、思想の壓迫は到底其效を奏せず、反つて其火焰は猛烈となつた。翁が師と仰ぐ吉輔大人は安政餘波の襲ふ所となり、更に文久三年足利三代塑像梟首の擧に携はりて一旦下獄、後幽閉の身となりしも、窃かに復古攘夷の策を講じ四方に馳驅寧日を見なかつた、翁は師の動靜を窺つて居つた、恰も大阪商家に謹慎中なる翁の許に森伯父の凶報と共に、慶應三年十二月十五日師が幽閉の解除と同時に、天朝に召出され、匹夫の身にして、忽ち國家財政の要處に任務を授けられたるを聞き、胸中の愉快名狀すべからざるものあり、年改まるや伏見烏羽の役、師が彦根、安濃津兩藩の嚮背を定めたるを風評に傳へられ、今は徒らに錙銖を事とするに忍びず、師の教訓に遵ひ、敢然意を決し牙籌を抛ち、既記の如く一月二

十日八幡に歸つた。

翁は今や一個青年志士であつた、鬱勃たる胸中の熱血、皇國の爲陣頭に立つて之を濺ぐを辭せず、家なく、親なく、脂粉の薰など全く顧みなかつた、如何にして其志望を達成せんか、其手段に對して焦慮した、時勢は最早議論を闘はず場合でなかつた、開國進取の皇謨を翼賛し、世論の一致、國民の和合以て復古維新の大事業を着々建設するの外なかつた、左顧右眄熟考の遑なく、多少の緣故を辿り大森陣屋最上駿河守に奉仕することゝなつた。

最上家は元出羽國數郡を領し、居城山形に住せしも、家臣の争鬪より元和八年全部沒收せられ、新に近江及三河の内にて一萬石を賜り、後五千石を返上、近江國蒲生愛智甲賀の三郡内にて五千石を領するに止り、明暦元年江戸を去り近江の采地に移り、居を大森に定めた、駿河守は義連と稱す、先代義僭壯年にして卒せしを以て井上河内守正直の弟、安政四年九月入りて其嗣となり、文久三年大番頭

17-10
元治元年從五位下出羽守、慶應二年五月駿河守に遷任せらる、義連の嗣となるや國事多端、僅か五千石の領主なるも、國事に力を盡した、大番頭として大阪城番を命ぜられ、部下の士卒を派して、京阪の間に警衛の任務を奉じ、元治元年宮城蛤門の變、召に應じて守衛の列に加はり、慶應四年伏見鳥羽の役、將士官軍に屬して能く任務を盡した。

翁が大阪を辭し八幡へ歸りし一月二十日以後の消息は又例の「市田日記」に依れば

二月十七日、喜太郎殿出京之趣、島崎呼入、其上呼に遣候様子なり。

同 十九日、喜太郎昨夜京より歸宅、全體日野金兵衛様(叔母「くに」の夫)へ相談仕候積りに候得共、京都の様子承り候上、日野へ參り度、俄に京へ赴き候由京都金穀出納所は白川殿學館にて西川氏(吉輔)出頭にて參與役所より御相談有之由、依之諸侯より御頼筋有之、諸家様より進物有之由、平田氏(平田鐵

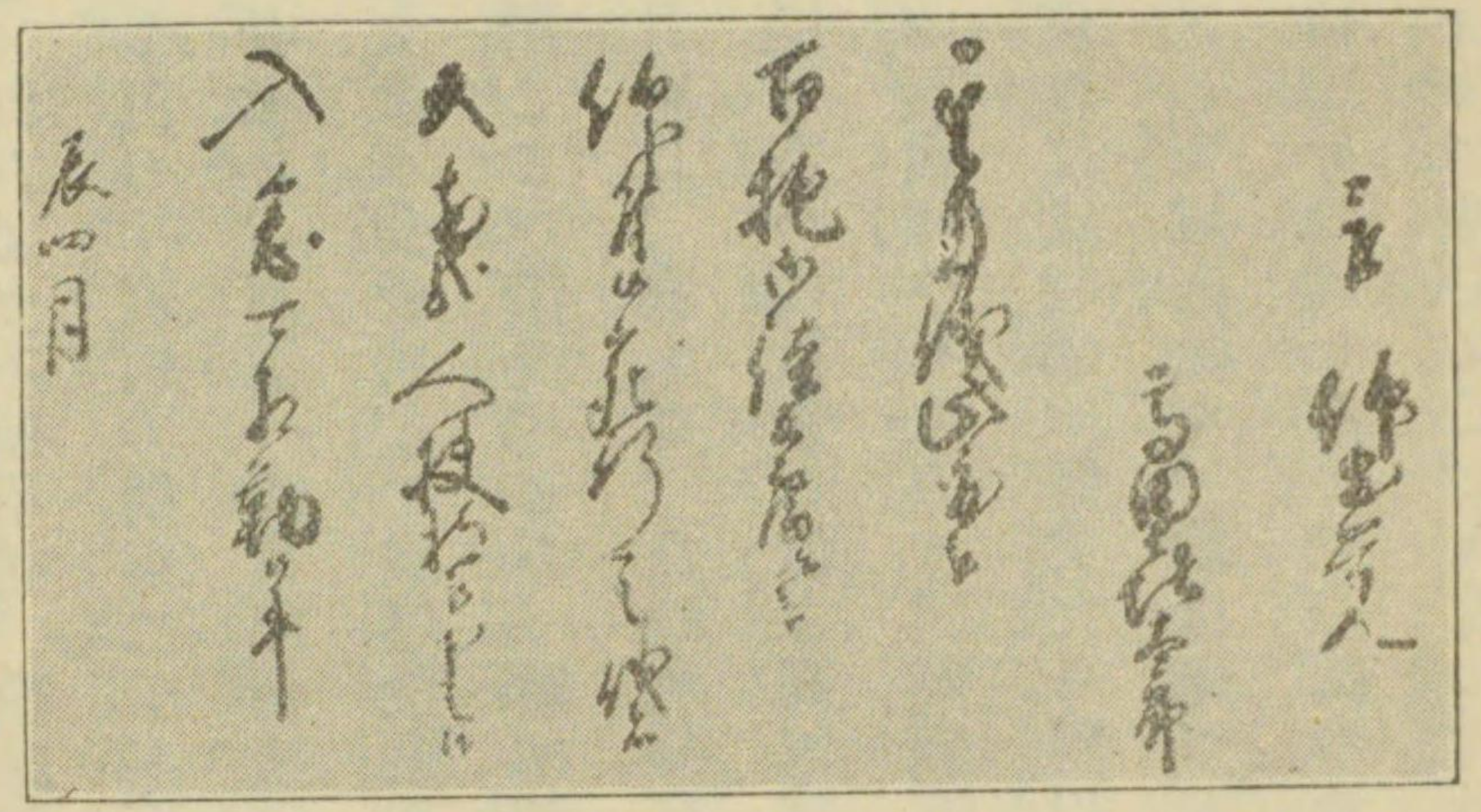
胤)江戸より不殘引越、聖護院境内に學館出來候由。

同廿五日、高田方借財二千七百兩、家屋敷土藏道具代千貳百兩の見積。

同廿七日、高田一義喜印相續の了管無之、平田組西川より異見被致候故、水口平大森奉公致候積、家屋敷道具賣拂、伊左衛門家(北隣高田の本案道具屋伊左衛門こと)借受、「とみ」跡相續の積、喜印上京、西川氏異見被致候由。

三月晦日、喜太郎、島崎利兵衛(伯母「ふさ」の夫)方へ引越、夫より最上圖書様へ奉公に被參、依之高田家の事、御任せ申候間、何にても計候様一札、おうの殿親類中へ取置き、錢別五兩宛、森島崎市田より遣す。

是に依れば當時翁の師父たる西川吉輔大人は新政府の要路に立ち、一面平田家の代表として威權隆々、翁は先づ大人に示教を仰ぎ、一家は母と親族に委任し、自己は宿志を達成せんと、一統の承認を得て三月晦日日野伯父島崎利兵衛方を頼りて最上家に勤むることゝなつた。



甲、勤仕中状況

翁は最上家の裁許を得、慶應四年乃明治元年四月四日、紹介者石原村(最上氏の采地)の圖司氏及親戚なる日野島崎安兵衛に伴はれ、大森陣屋に伺候、徒士席召抱、五兩二人扶持の辭令を受け、即日出京を命ぜられ日野を経て六日着京、當時同藩の陣所、京都河東五條坂喜運寺に着、暫く滯京した(安兵衛の関係不詳)

翁が筆になる慶應四年四月四日より始まる公私日記なるものを發見した、同日は即大

森へ勤仕の日にして前記の次第を認め

——其後御先役方夫々へ御目見えに罷越、御土産の義は美濃紙一帖づつ持參す尤も京都へ直様出京可致候様被仰付候、今夕郷宿にて一泊、島崎も一泊、圖司氏は歸宅に相成候。

五日 曇天 今朝御藏へ罷出候處、小遣書御帳面御差出しに相成候間頂戴す、御小遣金一分一朱外に武佐宿迄人足一人被下候事、其餘御手帖二通相預り候事兩掛一荷持參す、依て武佐宿より人足一人被下、大津升十一泊す。

六日 曇天今朝五つ時出立京五條坂御陣所へ到着即刻鳥越様初御次席御挨拶無事相濟、鳥越様へ松魚二本献、御次席へ金百疋、御同席中へ金五十疋献す、着後着狀石原兩方へ遣す。

× ×

在京中は許可を得て小林卓齋、山中靜逸兩人に就き漢籍を學び、傍ら足輕へ教

授する處があつた、四月廿九日の條に「當番日於御本陣、非番日於足輕屯所、御用差支の餘、皇典漢籍の句讀を授け候」とあり。

閏四月十九日、左の口達を受けた。

高田喜太郎

御賄方丹羽重藏助勤相心得、萬端申談、正路に相勤可申候事。

但當番是迄の通相心得候て其時に當り差支無之様可相勤事。

山北誠一郎
丹羽重藏
高田喜太郎

右御道具類都て御預け被成候間大切取扱可相勤候事。

五月四日、今朝於御用所金子御手當不足に付き、當所松澤屋定七方へ融通可申入頼狀鳥越氏御認に成、高田使者可罷越丹羽氏を以て被仰付、丹羽氏よりの添書持參す、松澤屋にて段々御頼筋申述候處、出來不申趣に付き、達て頼入候所漸々にして承知、甲屋次兵衛手形を以て被相渡候間則左之通請書遣す

請取覺

一金百兩也 甲次手形にて

右之通り慥に請取借用仕候處實正也、返濟之儀者來五月十日限を以、元利共無相違返辨可致、爲後證請取書如件

慶應四年戊辰五月四日

最上駿河守内

御賄方



松澤屋定七殿

高田喜太郎 印

36

右之通り差出す、甲次方へ手形持參候處、有合の由にて古金にて無之候はゞ相渡不申段被申候、無餘儀左之通

古二朱金三十八兩二朱と

古二步判金二步

右にて金百兩の都合に相成候由被申候間持歸り候

家政隨分困難であつたか、出入商人にて金融依頼一旦斷られしも強いて懇請漸く調談を得た、如此にして相當要路に使用せられたるものと見ゆ。

其後記録中絶し、七月廿二日より八月朔迄記録あり、其頃は八幡に居住、廿六日には、宮にありし普門院にて何等の會か小會の催あり、福永織江、本庄脩造塚本利兵衛、普門院主、及翁の五名にて會後高樓に登るとあり不相變花柳の巷に彷徨ひしがやうである。

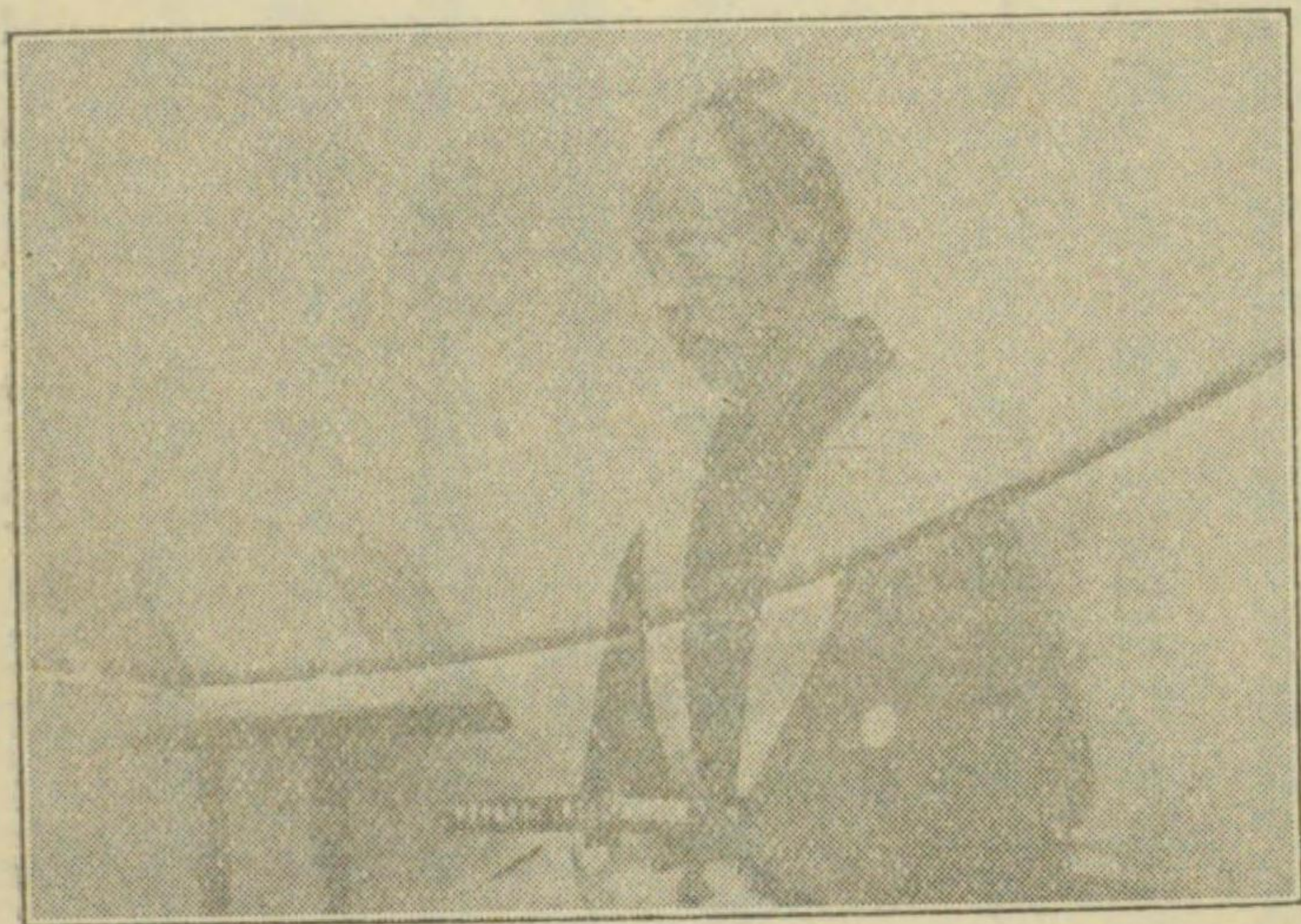
更に六月十日乃至同十五日の記録あり、十日歸正館に入學、十三日武佐宿に月次會先生御供いたし參るとあり。

後に記せるが如く最上駿河守は六月八日を以て奥羽越後口等への出張差許され御暇賜はり歸邑仰出された、左れば京詰の主君始め一同は同地を引拂ひ歸郷することゝなつた、従つて翁も一時八幡へ歸ることゝなり、前記の如く六月十日以後八幡に於ける消息を記録するに至つたものか、同十五日にて中絶、更に七月廿二日より八月朔日まで記された、同年九月には大森にて明道館の開館、翁

は同館勤務を仰付けられ、引續き同地に出向くことに決定、即四月より六月始迄京都に在勤、其後八月末迄三ヶ月計八幡に滞在せるものゝ如く、歸正館は西川吉輔大人の創立に係るもの、六月十日に同館に入學とあり、當時同大人は京都に在住のやうである、事實如何にや、(吉輔大人は慶應三年十二月十五日幽閉を解かれ直に入京、金穀御用係となり翌四年三月廿九日に至り、續いて在京同十月十二日皇學所御用係被仰付られた、七月頃在幡せざりしやうである、歸正館入學云々は四年のことにあらざるか疑を存す。)

元治慶應の間、最上駿河守は江戸に在り専ら佐幕の議に参加して居つた、少壯(慶應四年三十五歳なる)家老鳥越準左衛門(親順氏の嚴父)は京都にあり、世運の推移を察し夙に勤王説を唱へ、切りに駿河守の歸藩を慫慂したるも、容易に其勸説に従はざりし、漸くにして同三年末江戸を引揚げ來つた、鳥越は老年なる

慶應四年年撮影



執政楯岡小市郎を擁して伏見鳥羽の役に參與し、慶應四年二月二日大政官代より朝議江戸城攻撃に決せしを以て、令を諸藩に下し其上京を命じ、翌三日楯岡鳥越兩人は急遽出京、御親征の詔勅を拜戴した、當時駿河守は未だ江戸にありしか、春來微恙引籠りとありて、閏四月廿一日大森を發し、翌日上京届出を爲せしに、二十五日辨事役所詰を命ぜられ、五月十五日「慶喜反逆に従はず、大議を致し、速に上京志願の趣達叡聞神妙の至、忠情不淺被思召」とて本領安堵の命を請け、同廿八日中太夫席に任せられた。

翁が大森に伺候せるとき、駿河守は在陣中なりしも病氣の爲拜謁を許されざりしか、鳥越始め重なる家臣は二月以來京詰とて、直に出京事務に携さわりしこと、思はる、六月八日「今般奥羽越後口等へ出張可被仰付之處、其方客春來、上京騷擾の際未だ在所取締向不行届も可有之に付、右出張の儀者被差置、軍資金として高千石に付金貳百兩宛、月限貢獻致候様被仰付候、依之御暇被賜、歸邑可致旨

被仰出候事」この沙汰を受けた、此は最上家の家士少なく且本沙汰書にあるが如く少數の家士征東に従はしむれば自然在所取締向不行届を來さんを憂ひ、出陣に代ふるに献金を命じたるもの、古老田中勝三翁の談に僅に家士四五十名なりしと此場合斯る少數にては御用に應じ兼ね、新規召抱を要せる同家のこと、翁が志望を達するに好機會であつた。

乙、明道館と宮田誅戮

最上家は上來記述の如く、東征從軍を免除せられ、一同京都を引揚げ、大森へ歸つた、従前大藩に於ては練武修學の爲夙に藩校の開設ありしも、小藩若しくは微祿の旗本などは設立を見るに至らなかつた、しかも幕末世態の變遷人材の要求を切實に感じ、何れに於ても文武館を創設藩士の教育を奨励するに至つた、最上家に於ても、活眼ある鳥越家老率先此議を提出し、遂に明治元年九月を以て開館を行つた、名づけて明道館と稱し、翁は同時同館勤務を仰付られ、文學は田中

勝三（現に八幡に住す、用人田中常右衛門の息廿一歳）翁乃高田喜太郎（廿三歳）を教師とし、武藝は家老鳥越親宗（三十五歳）及丹野與惣右衛門（三十三歳劍客にして、最上家江戸邸にありしもの、最近大森に來りて武術師範役であつた）を師範として、文武兩道を以て子弟三十餘名の薰陶に任じた。

主人たる駿河守、當時廿七八歳、家老鳥越の熱心なる進言に依り、遂に勤王に傾きたるも、未だ徳川家に對する年來の恩義を顧み衷心解けざる處があつた、家士の内にも窃かに是が意を迎ふるものあり、従つて一家中の一致を得るに至らなかつた、駿河守逡巡一刀兩斷の措置を取らず、荏苒其日を送つた、要するに餘り名器ではなかつたか、翁は平田家の門人、吉輔大人の教を享けたるもの、純正なる勤王思想を有し、志を同する家老鳥越とは全く肝膽相照すの間であつた。

江戸邸より來り足輕頭を勤むる宮田忠左衛門なるものがあつた、性奸佞諂諛を以て、駿河守の寵遇を得、佐幕派の首領として、藩主の意を翻さんとし、忠誠の

士と相容れず、己の意に満たざるものを讒誣中傷、直言の士藩主に訴ふるも、藩主宮田を信するを以て、正義は常に貫徹するを得なかつた、茲に於て勤王派の有志窃かに相謀り、劍道師範たる年長者丹野與惣右衛門の發議に田中助三郎、田中勝三、山田鑛之進（時に廿八歳、後河村信正と改名、京都に住し市會議員に推選せられ、既に物故した）及翁之に参加し、奸臣宮田を誅戮し、一家の和合を謀らんと其機を窺つて居つた、明治元年九月十九日宮田が八日市よりの歸途を待受け神出山埋葬場に要して之を殺した、下手人は丹野及兩田中の三人にて、翁は其場に在りしも、文學の士なるを以て他より差控へしめ手を下さなかつた、山田は途中まで來りしも、現場に居合はさなかつた、此くして所謂君側の奸を除き、一家の嚮背を確立し、下民の苦痛を除き、志士の一舉は世上の好評を博した。

是より先、翁は勤仕の當初より鳥越家老と種々議を凝らし、家政の萎靡として振はず、家中二派互に軋轢、佞奸の徒藩主を擁して、勤王派の主張毫も藩主に通ぜ

す、時に上書家政の失を擧げ、征東從軍の事に及びしも、悉く斥けられ、六月其筋より出征を免除せられ、遂に其素志は達成するに至らず、益悲憤慷慨同志と共に言論文章の何等其効なきを嘆じ遂に最後の手段を講ずるに至つた、翁が意見を鳥越家老に進言せし秘密の書類今猶同家に存す、此くて斷案を實行したる後、直に家老に迫り、協議藩政の釐革を行ひ、其結果賢を擧げ、能に任じ、黜陟宜しきを得て、一家爲に安泰を來した、侯は其功を賞し、翁を擧げて參謀に任じ、家政に參與せしめた。

翌明治二年正月薩長土肥の四藩主連署上表、土地人民奉還を請ひ、他の諸藩之に倣ひ、六月廢藩置縣を決行せられた、形勢一變、明治の新制着々實施せられんとするを見るや、翁は同家を辭して一旦八幡に歸つた、大森最上家に勤むる僅々一ケ年餘、翁が敏捷、常に尖端に立ちて疾風迅雷の行動を執りたる假令青年の活氣に基くと云ふも、翁の稟性と多年の修養の結果なるは疑はざる處、翁が夢みし

武士の生活に入り、大小刀を横たへ、京師の大路を横行濶歩したる頗る得意の時代は翁の終生回想せる處ならんか、今幸ひに當時の撮影を遺す、(三十九頁參照)其風貌を偲ぶに足るものがある。只其家系累代商家にして、所謂武士魂は如何にして養成せられたるかは何人も疑を挿む處なるも、要するに平田系統の學、自ら之を育養したるもの、師吉輔大人と其徑路を均しくするものならんか、翁は當時八幡町附近大林村に道場を設け劍道指南をなせし兒島一郎源昌豊に就き劍道を修めしと聞く、全くの門外漢ではなかつた、殊に多々羅師に就き參禪せるは膽力練磨に資する所あつたと信ぜらる。

因に最上義連は翁が辭去後間もなく、明治二年十二月駿河守の稱號を廢し、士族に編入、翌三年正月版籍奉還、同六月永世祿百五十石を賜り、明治廿二年卒去嗣子行衛不明の爲前記鳥越家老の嗣子親順氏主家の絶へんを憂ひ大正四年支族最上璋治氏を迎へて最上宗家の相續たらしめ、其再興につき多大の努力を拂ひ、今

猶之を繼續して怠たらざるは近來稀に見る特志の士人である。

丙、丹野の野心

大森騒動宮田殺害は以上に盡されたるも、更に秘密の事情あり、其探索より遂に翁等の關係ありしを發見せられ、明治八年に至り處刑せらるゝに至つた、今蒲生郡誌の内人物誌中布施いと子と題せる文章より、其要を撮記することとする。

いと子は大森陣屋最上家の家士布施内藏太の室、水口藩士山口氏の女、二十歳の時布施氏に嫁し一男四女を擧ぐ、内藏太は最上家の代官役として上大森に住す、剛直の士、宮田忠左衛門の讒言により、内藏太の正義用ひられず、遂に精神異状を呈し自盡した、いと子は宮田は亡父の仇、機を見て之を除かんと窃に苦慮した、一字初太郎長ずるに及び、丹野與惣右衛門の指南を受く、偶々與惣右衛門いと子の容姿を慕ひ、遂にいと子の峻拒に斷念せず一夜刀を揮ひ寢室に侵入した、強望之を諾せざれば直に殺さんとした、いと子沈思、一子猶年若く

未だ亡父の仇を討ち得ず、事此に至る、寧ろ彼をして宿志を達せしめんと約し破鏡の恥を忍び、遂に明治元年九月十七日宮田殺害の一擧となつた、いと子其勞を謝して喜んだ、次第に彼は專恣放縱、いと子苦諫するも改めず、日夜飲酒に耽り、益々傍若無人の濫行をなし、布施家の面目を毀損した、茲に斷然決意明治四年十月廿六日彼が隣家の饗應に泥酔して歸臥せしを、いと子好機至れりと、其熟睡を窺ひ懷刀一閃之を刺殺し、泥酔頓死せりとて送葬した、後其死因につき疑惑の世評あり、官憲之を探知し、五年十一月いと子を八日市に拘引して糺問した、いと子は實狀を白狀したるも、必ず共謀者あるべしとて拷問したるも他意なきを述べ、時の縣令松田道之容易に判決を下さず、同七年一月東京上等裁判所に移し、いと子は東京に護送せられ、九年八月に至り、終に徵役三年の判決を受けた、十二年八月満期放免、東京郵便報知新聞はいと子烈婦傳を紙上に連載し、講談師松林伯圓は「滋賀縣美譚今常磐布施譚三篇」を著し、世

上に公にし、新劇又之を各地に演じ、一時いと子の烈傳は世上に喧しくなれり
云々

一派の首領にあらざるも、其同志の年長者として奸臣宮田を殺害せし丹野に此の如き不義にして陰險なる意志を抱き此舉を發起したるを毫も覺らず、参加せる、翁始め同志は後日事の真相を知りて共に悲憤の涙にむせんだ、勤王の假面を被り醜猥なる欲望の爲に殺害せし彼丹野こそ奸臣宮田に勝る大悪徒神人共に許さざるものであつた、世上往々如此表裏全然異なるものあり、考證觀察に細心の注意を濺ぐべき所以であらう。

四、東京時代

翁は如何なる目的を以て關東に走りしか、王政復古の風雲に乗じ、自己の手腕を揮ひ、其運命を開拓せんとは、當時に於ける一般有志青年の抱負であつた、翁が大阪を辭して最上家に勤務せしは上來說述せしが如き徑路より出しもの、祖業を繼承し、郷土に安んずるを厭ひ、加之從來素行治まらず、家計不如意多額の負債を生じ、近親は翁の八幡にあるを好まず、翁は窃かに我意を得たりと衷心悦び其主張に邁進、遂に望協ひて、兎も角にも武士の生涯に入るを得た、しかも世態の急轉は翁をして其地位を去るの餘儀なきに至らしめ、一旦家に歸つた。

甲、歸省後の状況

此間翁の家は債務の整理に忙しく、慈母は日夜痛心近親の助力を得て所有財物を處分して其償還に充てた、市田日記に

明治元年十二月廿四日、おうの殿入來、實際の處頼入の段被申候、利助方へ聞合候處、道具代二百兩程賣、伊勢屋分百七十兩程有之、古倉八十兩、田屋八十兩に賣候に付き大彦殿家賃二本、但馬屋百五十兩返濟に相成跡勘定其儘の趣なり。

此る財政困難の裏に、又もや不幸は翁の家を襲ふた。

同年二月三日翁の唯一の妹「とみ」の死去、眞に災厄切りに至り老齡の母を惱すこと一方ならざるものがあつた、「とみ」は蒲柳の質未だ嫁せず、慈母の傍に侍し、不孝の翁は近く大森にあるも、不羈奔放家を治めず、母を慰むは可憐なる彼女のみ、しかも病を得て藥石に親しみ、無情の風は遂に妙齡二十歳の彼女を奪ひ去つた、掌中の球を失ひし慈母の哀悼は如何計なりしぞ、菩提寺たる洞覺院境内に埋葬、特に墓石を建てず、其側に稚松を植えて記念とした、星霜六十年今猶亭々として高く聳え、常磐の色彌々濃く、松風颯々として、どこしへに當時を物語

るもの、如く、後年翁が歸郷展墓樹下に跪き、時を移して黙禱、容易に其場を去

り難き風情があつた

老松の下は妹の埋葬地點

往時を追懷斷腸の思

ひに悩んだものであ

らう。

斯くて窮迫の内に

葬儀を濟し、七々日

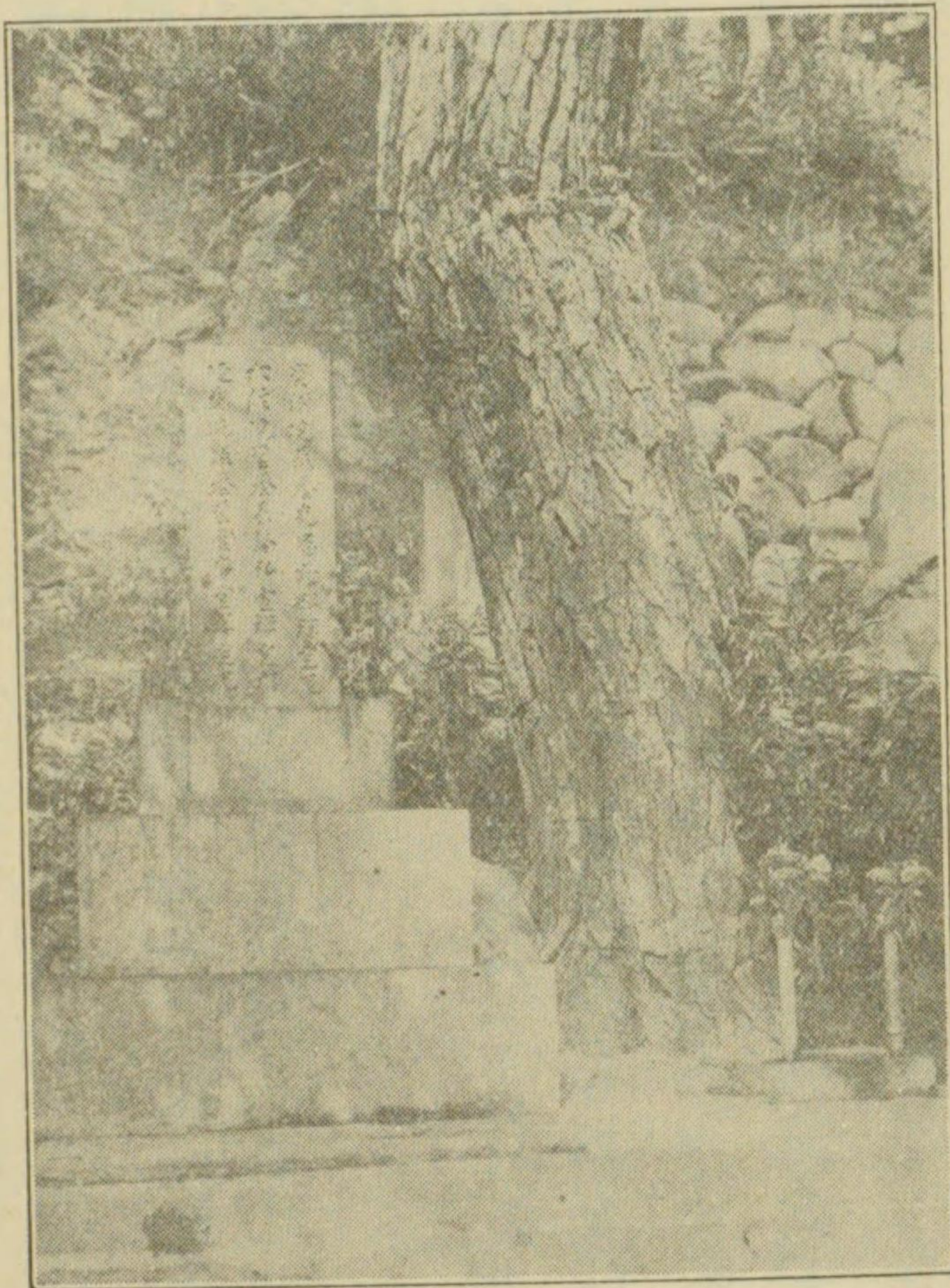
の忌明を過ぐるや三

月廿三日を以て永年

住居せし本宅を去つ

て向ひ側に移轉した

慈母の心中如何計り



洞覺院墓所記念の松

中央は翁、右は妹、左は現存妻の法名

其身其家の不幸を嘆きしかは想察せらるゝ、以後翁の關東行迄の消息は例の「市田日記」を参照するを便とす。

明治二年五月十六日、納屋喜太郎不行跡の義、町内中より察當、和助殿格子内に落し文有之（森五郎兵衛の分家）

同八月十七日、高田道具市、町持寄の體にて有之。

同十月十二日、喜太郎殿當冬藤兵衛殿（伴藤四郎の事か）烏山（下野にある島崎の支店）へつれ下り、改心に相成候はゞ、小店にても爲持候積り、おうの殿は藤四郎殿宅へ移り、おとく殿守り立候はゞ（藤四郎の妻「おてる」は安政二年十月二日死、其獨り娘が此「おとく」である、藤四郎は常に烏山島崎の支店に勤めて居つた）一ヶ年三十兩宛上せ、森より一人扶持附候様相談極り、親類町内承知也、喜印仁正寺にて三十兩、其外に二十兩横道有之、おうの殿髪の具衣類百五十兩質入いたされし趣。

同十月廿八日、おうの殿彌明廿九日伴藤殿宅へ引移り、おとく殿小遣にして、手習諸業仕入候筈にて、針子を取り渡世の約定、喜太郎殿は利兵衛殿預り烏山へ下し、おうの殿暮し方は藤四郎殿より年々廿兩宛、森より拾五兩、市田より七兩二分、金兵衛殿（翁の叔母「くに」の夫）より七兩二分宛一兩年の間助勢致候相談に相成、町内御世話にて本宅残り候趣（他人向の借財は財産處分にて償却濟親族の分は出世證文に請印掛りは銘々持、他に三百兩借財は親族六軒にて各五十兩宛出金して償還のことに決定した）

乙、關 東 に 向 ふ

同十二月二日、喜太郎殿野州下り、彼是申出、藤四郎殿出立延引になる。

同四日、島崎千治郎殿出幡喜太郎殿下向に極り、暇乞に入來。

此くて彼の家政は好意ある親類及町内衆一同の配慮に依り全然整理せられた、然るに翁は野州下りにつき、異見ありしか、其出立に際し躑躅せるものゝ如きも、

終に明治二年十二月四日を以て叔父伴藤四郎に伴はれ野州烏山島崎利兵衛支店に向うて出發した、實に翁の廿四歳の暮であつた、春は愛嬢を亡ひ、引續く負債償還に悩み、不孝の一子は大森より歸り其素行は未だ修まらざるものあり世人の指彈を受くる甚しく、年の暮るゝを待たずして遠く關東に去つた孤獨なる慈母の胸中眞に同情禁する能はざるものがあつた。

翁が野州に在つて如何なる舉動であつたか、近親の冀望せるが如く謹慎其身を
持し、商業見習に努力せしか、「市田日記」三年十二月の項に左の如き記事を見
る。

喜太郎様店にて不相變、學文家にて、近村神主向色々尋ねに來り、先生杯と申
嚙、商内薩張氣乘なし、明春歸幡可申趣にて被申居、彌商人に不向、ごうか山
上村に相應作徳も有之社家御座候に付一先其方へ預け住居相談に付、おうの殿
へ申入候處不承知の體罷在候、相續の儀當家に娘御座候に付、是を申請け相續

人と金兵衛様より御話有之、利助様より未だ幼年の義に御座候間、今より其儀
は御斷被成、右喜太郎様歸幡にて母親同住にて切角少々の講見込仕候得共相續
の爲難相成、森氏も不承知、當人歸幡よりも出入斷に被申居。

全然親族の意嚮と異なる翁の行動、國學の研究に附近同志の神官等と交際、三
年の暮には翁は歸幡の考へもありしものと見え、親族は皮相の考へより當人神官
望とあらば相當財産ある社家を搜し、根據を確立せしめ、高田家は市田清兵衛家
の女兒をして相續せしめん、切角同家の爲結講計畫も翁の歸幡母親と同居なれば
此儀も其効なし、何れにしても翁歸幡は一同の好まざる所一層のこと「出入斷」即
交通斷絶のことに略決定したるものゝ如く、(計畫の相續講は着々準備進捗、翌四
年二月廿六日を以て初會を開催するに至り、三兩掛け三十回十五ヶ年期六十本半
の本口を募集するを得、年々繼續利殖、明治十九年三月を以て結了積立金は八幡
銀行株券を以て高田家へ相渡した。)此儀翁の許へ報道せられたる結果か、翁は郷

里に歸らんとするも親族の拒むものあり野州にあるも邊鄙の地、其志望を達するに由なく、茲に勇躍一番、辭して東都に向つた、其時期不明なるも恐らく明治四年の春と推測せらる、先づ親戚なる本石町二丁目森五支店に草鞋の紐を解き、暫くして同店の斡旋にて日本橋畔なる黒江屋漆器店に寄寓したとは私が翁より聞きし所、果して店員として同店にありしものなりしか如何は審にせざるも、僣儻なる翁には商家の手代としては不向であつたらうと考へらる、何時とはなしに志を同じくする友を得、或は傳手を求め諸大家の門に出入し、此くして年來の素志たる文筆の世界に辿りついたものと思はる。

丙、東京に居を卜す

時日不明なるも最初に一戸を構へたるは本郷元町であつた、明治四年は廿六歲其翌年頃、翁が盟友前田健治郎氏の媒介を以て、舊旗下にして下谷に住する吉田某の嬢靜子を娶つた、其素性不明なるも、舊記旗下調に、下谷車阪町下吉田長禎

高三百俵とある家ならんか、親族に高藤千尋、吉田己三郎、鈴木良右衛門等の氏名、明治十四年頃の記録に見る。

明治六年一男出生、幾くもなく死去、同八年女兒を設く「つや」、是が私の妻で一男を残し、大正四年四月十九日逝いた。

丁、協力舎

翁が東京に住する時間は明治四年より同八年四月迄五年餘、如何なる事業をなしたるや、其詳細を知るを得ず、翁の手記も遺つて居らない、只其著作になる日本王代一覽前後兩編十四冊の刊行本の存在を以て、編輯出版に従事せる一端を知るのみ、一説には明治三年末墨堤に轉じ、私塾を開き協力舎と號し、子弟の薰陶に任じ、傍ら著作に努めたと稱するものあり、大森事犯にて同獄なりし田中勝三翁に、本人が獄中にて語りしは

協力舎なるものを設け、出資者松平某にて、上州小幡二萬石の藩主を社長とし

高田は其副社長、數十名の舎員を招聘し、中にも秋田出身漢學者某氏あり、高田入獄後、主として其事業を繼承するものなく、遂に瓦解した、獄中にありし高田は始終同舎のことに付き焦慮して居つたが、如何とも手を下すに由なく屢次苦衷を漏した、解散始末も遺憾の點少なからず、爲に出獄後に於ても東京に赴き、其状況を觀察するの勞を執らなかつた。

何れが事實なるか不明なりしも、偶然當時の寫眞を發見、今一のものに翁の自筆にて裏面「辛未晩冬」の文字あり、辛未は乃明治四年に該當す、猶前者の裏面に照相中の人名并に擔當役務を記せるは頗る參考となる、今是を列記すれば

- 書記生八等
- 書記局一等書記長
- 編修局一等翻譯長
- 同 局四等翻譯掛

- 吉田 信忠
- 早川 翠石
- 永田 寛之
- 廣瀬 爲政

東京時代二代葉



東京協力舎員 後部より二人日翁 同六人前田夏繁

- | | |
|-----------|--------|
| 庶務局一等出納監察 | 山田 求馬 |
| 英國 教師 | 西門 孫 |
| 編修局七等 | 須川 準太郎 |
| 同 局四等 | 尾木 衛 |
| 同 局四等 | 小林 金五郎 |
| 國學校正一等 | 前田 夏繁 |
| 書記局十等 | 深谷 榮信 |
| 社 長 | 高田 義甫 |
| 書記局九等 | 在原 之義 |
| 編修局兼書記局八等 | 津江 左太郎 |
| 山田 求馬男 | 山田 庄二郎 |
| 庶務局七等 | 瀧岡 致道 |

同 局二等幹事

弓削 貞政

他の小寫眞には二名撮影し清原道彦、(後日翁の手控に大分縣大分町とあり)芳波

東 京 時 代



立るては清原道彦 洋服は翁

高田甫、於澤崎氏
樓上、時辛未之晩
冬、と記せり、翁
は當時の洋服姿に
て、一般の流行た
りしズボンの上を
白縮緬を以て締め
て居る。

田中勝三翁の談と略符合す、翁社長として社務を總轄し、編修、書記、庶務の三部を置き、永田、早川、山田各之が主任、盟友前田は國學の方面を擔當したる

もの、如く、廿六歳の翁、前年東都に現れたる一介無名の青年、左したる學識なく、更に資力の點に至つては殆んど空拳に均しき、眞に空中樓閣を築きたるの觀がある、元より何人か翁の計畫に對し翼賛相當の出資をなしたるを疑はす、今田中勝三翁の談に依り上州小幡藩主の後裔なる松平銑之助氏(目下東京府南品川宿七八八)に就き照會したるに、直に(昭和三年八月)回答を得、更に詳細に涉り問合を發したるも未だ其答書を得ず、恐らく詳ならざる爲ならんか、前回答の要旨左の如し。

——御尋の松平忠恕は忠相には祖父、小生には父に相當り、明治三十五年五月二十一日大磯の靜養地に於て死去致候、享年七十八、墓所は本所區向島弘福寺に有之候、因に松平忠相は大正十三年一月死沒致し繼子なき爲め小生入りて、その後を享け候。

同家は明治十七年子爵を授けられ、現主銑之助氏にて四代目である、三代迄は西

巢鴨町に住居せられし如く、問題の人は前記忠恕氏ならんと思はる、同氏は明治四年四十七歳、關係の如何は不明なるも、同家に於ても、前書面中に

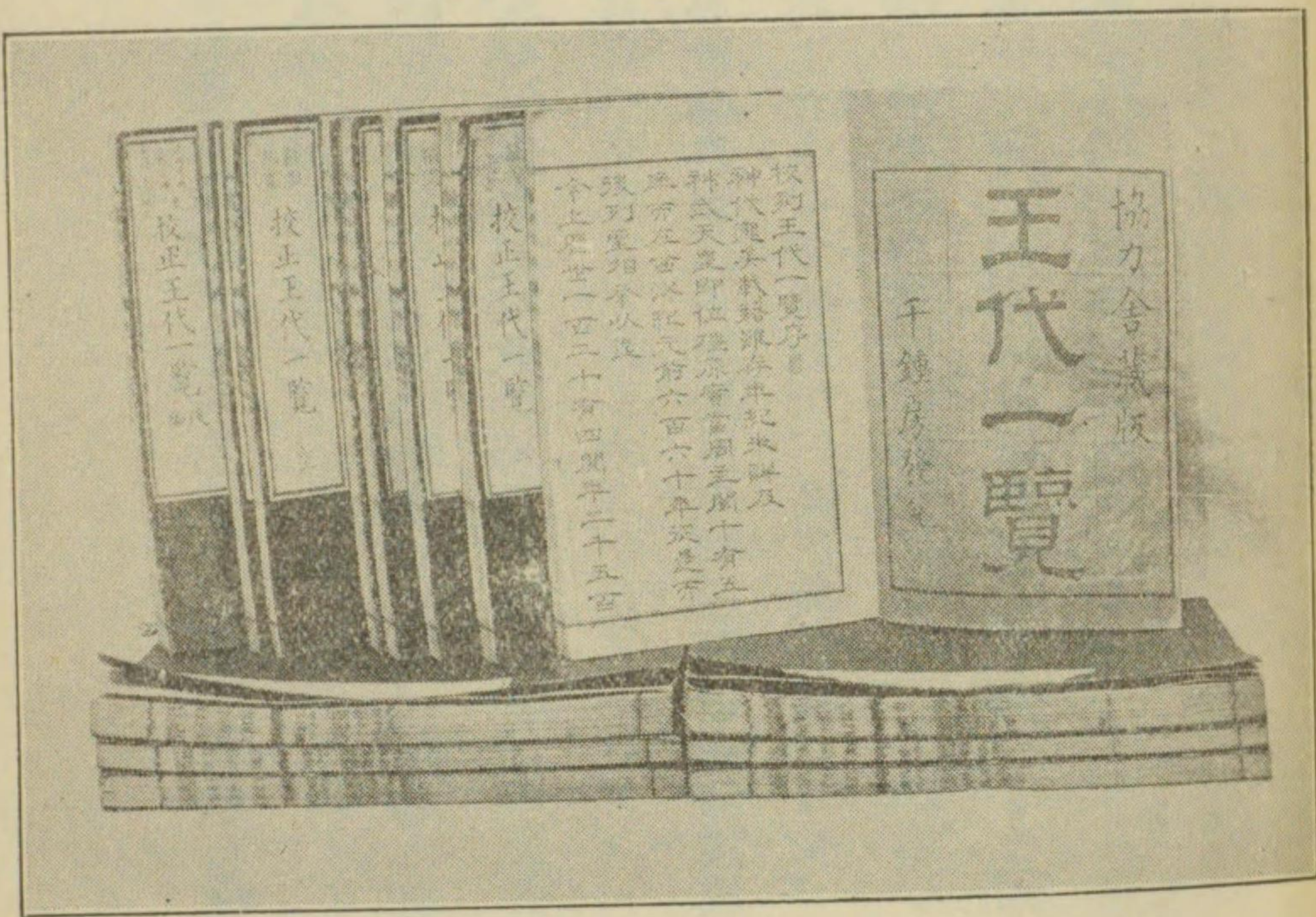
協力舎の件に付其取調の都合も有之候に付き乍御手数貴殿御存知の處詳細御報知被成下度願上候

とありて、同家に於ても調査中とて、翁及協力舎と交渉ありしは明である、單に忠恕氏一人にあらざりしならんも此等翁と志を同ふするものを糾合し出資せるものと見るを妥當とす。

さて其事業の結果は如何なりしか、曩にも述べたる日本王代一覽を其特色あるものとす、其原本は慶安五年（一六五二年）林羅山道春の子林春齋が酒井忠勝の爲編著僅か數日にて脱稿せるを以て名あるもの、神武天皇より以後正親町天皇に至る累世の史編にして計七帖のもの寛文三年の刊行であつた、是が誤謬を訂し評註を施し、前編八冊となし、明治六年四月公刊し、更に其文體に倣ひ、前編に接

し後陽成天皇以後明治元年十月迄の史實を編述して後編六冊を同七年十月上梓世に頒つた、兩編とも翁と山城宇治の人西野古海との共著、後編は大野克の校とあり、何れも頭註を添へ、鮮齋永濯の筆になる圖書を挿む、美濃判木版刷合計十四冊の大本、前編は東京日本橋通一丁目千鍾房北畠茂兵衛の發兌元とあり、後編は同人及東京吳服町汎愛堂坂上半七と兩店の署名を見る、更に前編には翁の師たる山中獻靜逸、後編には尾張鷺津宣光の序文を添へ、何れも校正王代

王代一覽四十冊



一覽協力社藏版とある。

(早田滿郷氏の通知に、東京時代の事は委敷承知せざるも王代一覽の注釋にて約壹千貳百圓の収入ありしことは本人より聞いたと)

現存せるものに小冊子なる「慈母教草」と題し、曉齋の繪畫を交へ、平易に兒童育養の事共を記せし翁の著書がある、是又協力社時代の産物ならんか。

新村出博士、典籍叢談二三八頁に、「魯敏孫全傳二冊明治五年刊、黒田行元漂流記事の第一卷を齋藤了庵譯と標して刊行したもので木版で、高田義甫校とあり、又高田子正の題辭がある、鐵線書屋藏版、東京書肆香芸堂發兌とある、これらの人々の事は一向知らぬ」と記述せられ居る、子正は翁の號鐵線書屋は翁のよく用ひし舍名、齋藤了庵は同志の一人か、本書も協力社關係のものと思ふ。

協力社藏版と特記せる半紙判二冊ものにて、東台戰記一名松迺落葉と稱するものあり、此は明治七年四月、發兌元大阪本町通四丁目岡島眞七として、前田夏繁高島藍泉共著のもの、上野戰爭の實見記事にて、實に協力社事業の一つである、前田の社員たるは既記の如く、高島は後に記す東京繪入新聞の創立者である。

協力社の所在地は從來私の聞く處にては墨堤とあり、又田中勝三翁の談に翁が明治八年大森事犯發露の時警吏は翁が當時の寓所本所某寺院につき糺したるに、常に外出の旨を以て之に酬ひ、再三に及び警吏も大に寺僧の言を疑つた、翁が覺悟を極め、萬端後累を残さざらんと準備整ふに至り、決然東京司法省に自首せる旨獄中にて翁より聞きたりと、左れば墨堤と云ひ、本所の某寺院と稱する點より考慮して、私は小幡藩松平家の菩提所、向島なる弘福寺にあらざるかと考ふ、猶研究を要する問題である。

翁の自筆になる履歴に左の文字を見る。

——致仕去て關東に遊歴し、二年八月（實際に關東へ赴きしは二年十二月東京へ出でしは四年春である）東京に遊び諸大家の門に往來し、居を本郷元町に卜し、又翌年墨堤に轉ず、私塾を開き、名て協力舎と云ふ、是より以降數年子弟の薰陶を以て自ら任じ、又専心著述を事とし學資に供す、其著書頗る多し。されば出版の利益を以て教育の費用に充當したりしか、後年大津の事業は全然東京のそれを繼承したるものであつた。

以上は各方面より觀察したる翁の東京に於ける行動の一般であるも、近頃發見の「市田日記」中多少其狀況を知るべき記事を見た、明治七年二月廿八日八幡高田家生活費一ヶ年七十圓程にて是に對し收入親族の補助三軒より貳拾五圓、針子より祝儀廿圓、四十五圓不足廿五圓、是が收得の手段として翁より仕送を得んとの策が案出せられたものか。

右出方無之に付、義甫當分手元五十圓月給の由に付右の内月々三兩登し吳候様高田おおうの殿より申遣し可然、尤是迄おとく殿預り料飯米共十七兩入り不申候故、全く不足と相成、義甫殿より衣類下し呉れ候様申參候に付、下し方可然、猶又東京にて嫁貰候趣に付、有合龍門一反、紅一反祝に御送り度趣に付可然、其上、上し金願度意也。

と記されて居る、月給五十圓、妻帯が六年頃なりしを知るに足る。更に同年十二月十三日の項に、

高田義甫殿東京社長、小野組に掛り有之、殊により候へば身代限可有之旨難計由。

云々との消息を漏し居る、七年末頃協力社財政困難なりしは是にて伺ふに足る。

五、協力舎に關する文獻

知友菅野和太郎氏が明治以來の會社につき調査中、東京府廳倉庫にて是が關係文書閱覽の際、偶然發見せられたる、協力舎明治六年東京に於ける創立當時の公文書を寫取り、私に借覽を許されたるは昭和五年の夏で、年來私が搜索に熱中未だ何等の史料を得ず、従つて本書編纂完結を告ぐるに至らず、心ならずも今日に至つた、幸に此文書を得始めて翁が創立協力舎の真相を知り得たる怡悅譬ふるに物なく、氏の好意に深甚なる謝意を表するものである、兎も角左に其一切を轉寫することゝした。

參事

滋賀縣御中

庶務課

御縣商高田義甫協力舎の義にて御申越の義承知いたし候、別紙願出差圖および候條本人へ御達方御取斗被下度此段回答旁申入候也。

明治六年五月十七日

指令案

願之儀下方相對施行候義不苦候事

追て先般差出置候届出書御返戻申上候也

當縣下高田義甫協力舎之儀に付、御府より届出差出度旨申出候間去月二十五日添書を以て本人差出候處、右届書にては不都合願書可差出旨御申渡有之趣に付今般更に出願致度旨申出候間、則本人差出申候、宜御取計有之度候也、

明治六年五月十二日

滋賀縣東京出廳印

東京府御中

追て先達て差出置候届書御下辰相成度旨申出候間此段申添候也。

以書面御願申上候

私儀

從來書籍編脩之志願有之逐次上木候處、追々有志之徒依頼いたし候に付ては私
試験之上學才有之候て引用書類無之好發明も著述する能はざるには望む所の引
用書を與へ著述せしめ、舎の藏版として文部省へ相伺候上にて上木仕、書肆の内
にて望み者の願賣なさしめ著述者に專賣の利を得せしめ候様仕り候爲尙又相當
學事はありながら殆んど活計に困居候輩或は版下寫字畫工之類著述に有用之徒
依頼來り候に付自ら一會社創立相成で勢且遠方にて何分通ひ而已にも相成候向
は折々寄宿爲致候様にも仕、此度第十一大區小一區寺島村百十八番地に於て開

社仕協力義舎と相唱に盡力無産の徒をして學事勉勵せしめ各自發明の書を印刷
し世上に頒布せば文明開化の裨益にして御恩澤に報するの萬分一にも可相成と
存候に付、御府下の義に付萬事可蒙御保護候義此段奉願候以上。

東京第十一大區小一區寺島村三番地

寄留、滋賀縣管下近江國蒲生郡八幡町

商 高 田 義 甫 印

明治六年五月

東京府知事

大久保一翁殿

割 印

願之趣下方相對施行候儀不苦事

明治六年五月十八日

東京府印

協力義舎規則

第一則

一、當社を建立するは専ら國家の童蒙を開化の境に誘導し、文明の域に進步せしめんとすの素志なれば、無益の贅議を蠲き實効を急にすべきこと

第二則

一、政府出版條例を違犯すべからざるは勿論の事

第三則

一、社中を都て五等に分つ、編修局、書記局、編修局雇、書記局雇、寫字生なり、其の内兩本局に結入する者は社中編修事務の多寡を問はず職務を分與すべし、雇は事に臨んで定むるものなれば、事終らば辭す

第四則

一、學業熟達の人と雖も固陋の説を主張し、學派を立て萬國の公法に悖る人は

結入を得ず

第五則

一、社中にあらずして、別に雇入或は我より依頼し、彼より依頼する等の事有之節は彼我の差別なく信義を主として交り、其人學課熟達して、先生の位地にあるは、其の席社長より時に臨んで定むべし

第六則

一、編修或は著述或は書記寫字等の料は每部難易を商榷し、社長より之を定め社長を始め社中には都て月給なし、これ各自主なればなり

寮文を幹事に告げ違則三度に及は、退舍すべき事

(此間脱丁あり)

第十五則

一、社中席順は結入記載の順に隨ふ

右之定則堅く相守り可申は勿論臨時相定候ヶ條に至る迄違背有之候はば第十四則の例たるべき事

明治六年五月

協力義社

高田義甫 印

記

一曾て蒙御許可候私共社中之儀今般別紙之通更に規則改正候に付此段御届奉申上候以上

第五大區小五區淺草榮久町三十七番地

海雲寺中

協力社中

明治第六年第一月十三日

高田義甫

東京府知事

大久保一翁殿

本書は明治七年の誤りにあらざるか

協力社

規則書

職制

一、本局

社長、出納幹事、監察、校正月番之に詰て社中を惣轄し百般の事務を判理す

一、庶務局

出納幹事監察之に詰めて庶務を統理す

一、編修局

翻譯和學漢學の三課を設け編修事務を統理す

一、書記局

書畫版下寫字等の事を統理す

職員

社長、本局に詰めて四局を督し各課を管理す

出納、金銀出納の事を督し、冗費を省き、利益を規り以て社を維新して出納事務與り聞かざるなし

校正、本局に詰めて社中編修書記寫字等の誤謬を正し一切校正検査の事を管理す

局長、局中の事務を管理し、其業を監視す

監察、社中の勤怠是非を監察す

幹事、庶務を幹し、上の四職に協議し諸官廳の御用より書肆の應接に至り、草稿料の督促諸買物等の事を監す

幹事補、幹事の職務を補ひ、庶務局の事を助け、幹事補缺員するときには幹事補

代を置くべし

月番、社中の内本局詰の他より入札を以て撰み、本局に詰て局中の處置を監視す

協力社大意

一、當社を建設するは専ら童蒙を訓導し、開化を裨補せんとするにあり、故に各學流を墨守し、僻論を主張して、萬國の公法に悖戾するは是我社中の嚴禁する所にして、尤も無用の贅議を濁き必要の書を編述するを要す、是を以て社中各其學問の淺深才智の優劣に随つて等差を定め、月給を與へて勉業することを得せしむれば、社中愈共和信實を以て相交り、疾病相恤み、患難相救ひ、同心協力日夜斯に従事して實効を奏せずんばあるべからず、而して自今得る所の利

益は則ち我社中一般の功なれば等差の上下を論せず平均に配當すべし、然れども毎季盡く之を配當せば恐らく社中資金の缺乏を補ふによしなからん、是故に當分の内右利益の三分を配當し七分は之を資金の豫備に充て以て益々我社の盛大ならんことを企望す、冀くば諸兄之を体認し左の規則を固守し、各長より授く所の業を勉勵せんことを

明治第七年第一月七日

協力社規則

第一條

一、出版條例を違犯すべからざるは勿論、却て忌諱に觸るゝ書は上本すべからざること

第二條

一、社中に四局を置き本局編輯局庶務局書記局なり、四局の職務は職制の如し

第三條

一、社中に入らんことを請來る者の手順は先紹介人の本貫姓名住所、當人の本貫姓名住所よりして履歴大略學科の尋を詳に別紙文例の如く相認め本局に差出すべし、本局之を請取らば豫め紹介人に其人となりを問糺し各其學科の長之を試験し、其上賴書相添へ廻達を以て社中一般に結入の可否を問ふ社中見留印濟の上は一ヶ月至當の等級を以て雇入試験の上集會日に至り衆評を遂げ各可とせば定の入社金を出さしめ結入すること

但入社金二十圓の事

第四條

一、社中等級は社長以下第一等より第十等迄を置く其等級左の如し

一金三十圓

社長

一金十五圓

第一等

- 一金十二圓 第二等
- 一金十圓 第三等
- 一金九圓 第四等
- 一金八圓 第五等
- 一金七圓 第六等
- 一金六圓 第七等
- 一金五圓 第八等
- 一金四圓 第九等
- 一金三圓 第十等

但し學業拔群の者なれば臨時の増給も之あるべく、然れども十五圓以上は格別を以て論ず

第五條

一、草稿は都て校正方の試験を経て後社長之に結印せされは書肆劔剛に付するを得す

第六條

一、社中に寄留する者は他出夜十字を限る
但し疾病事故やむことを得ざる者は本局の許可を得て他出すべきこと

第七條

一、社中互に金銀融通は一切致間敷事
但し五十錢以下は此限に非らず

第八條

一、本局より供する餘は一切禁酒の事
但し事故あつて外出の上御用候は格別たるべきこと

第九條

一、定則に違ひ或は酔酬業を怠る事あらば監察之を幹事に告げ違則三度に及ば
退社すべき事

但し社長幹事監察校正方の違則は兩度にして退職すべき事

第十條

一、社中の席順は入社先後を論せず等級に隨て相定むべき事

但し若同等のものあるときは入社先後に依て定むること

第十一條

一、月俸の儀は時の物價に照準し月給渡りの節相納め可申事

但し外宿の人は一飯限りの定價を以て相納むべし

第十二條

一、藏書は猥りに社外に出すべからず、若し社外同盟の者引用に供せんと欲す
るときは證券を以て借用せしむべし

第十三條

一、事故ありて一般の規則を守る事を得ず、又發明の著述あらんことを欲する
か或は本局付與するの業を辭するは事の始末を詳に記して本局に差出すべし
但用紙は半紙を用ゆるべし

第十四條

一、毎月廿五日午前集合、午後月給相渡すべき事

但し差支候節は其旨本局に届出すべし、若し廿五日日曜日に屬するとき
は都て其翌日たるべし

第十五條

一、月の定價を納むる人は他に食すとも月俸の定價を引かず、尤三日以上の他
行は前以其届あらは日割を以て減すべし

第十六條

9-10
一、定課勉業の時間は一日に十一時と相定め、時日の長短に隨て晝夜を増減し
毎季揭示すべき事

第十七條

一、休業日たりとも本局詰を除く外社中雇の差別なく一人宛輪番當直すべき事

第十八條

一、社中の褒貶點陟は本局に於て公議の上所置すべき事

第十九條

一、書肆並に判工及び一切他の應接は自己勝手に取斗ひ致間敷必ず本達に達す
べき事

第二十條

一、毎月五日前月の惣會計致候事

第二十一條

一、社外同盟は其用の時に臨み一紙何程と直段可相定事
但し寄留の社外同盟は月給を定候事

第二十二條

一、社用にて外出中食事に會するときは辨當料を給與し風雨至急用或深更等の
節は車賃を給與することもあるべし
但し辨當料一度分代金一朱

第二十三條

一、一切編修事務は社中の便宜に従ひ先後を自儘勝手の勉業禁制の事

第二十四條

一、事故ありて退社する時は入社金二十圓を返却すべし

第二十五條

一、虚病を構へ或は遅參或は社中の規則に違背し不勉強あるときは本局に於て

嚴重に相諭し其上悔悟せざる者は速に退社すべし
右の條々堅相守可申候依て致連印候也

明治第七年第一月第七日

- 滋賀縣管下 高田義甫 印
- 東京貫屬 士族 永田寬之 印
- 全 貫屬 士族 山田求馬 印
- 京都府管下 弓削貞政 印
- 東京府管下 早川翠石 印
- 東京貫屬 士族 小林金五郎 印
- 全 貫屬 士族 廣瀬爲政 印
- 新瀉縣貫屬士族 尾木漸 印
- 長野縣貫屬士族 吉田忠信 印

岡山縣貫屬士族 龍岡致道 印

記

明治六年五月十八日蒙御許可候社中、此度第五大區小五ノ區淺草榮久町第三十七番地海雲寺座敷借請轉社仕候間此段御届奉申上候以上

明治第六年十二月

第十一大區小一ノ區寺島村新田四十九番地

協力社社長

滋賀縣管下

高田義甫 印

東京府知事 大久保一翁殿

以上の書類にて從來不明なりし協力舎設立趣旨等を精確に知るを得た、今其大要を摘録すれば、

- 一、創立は明治六年五月十八日東京府の認可に叛る。
- 二、書籍の翻譯編纂著述を主なる目的とす。
- 三、専ら童蒙開發、學派に拘泥せず、所謂文明開化の魁たらんとした。
- 四、社中は共和信實を以て交り、疾病相恤み、患難相救ひ、同心協力を旨とした。
- 五、月給の等差あるも、利益は等差の上下を論せず、平均に配當とす。
- 六、利益は其三分を社員に配當し、七分を積立とす。
- 七、本局より供する餘は一切禁酒たるべきこと（此時分に制限禁酒を約するも面白し）。
- 八、定課勉業の時間一日十一時と定む（勤勞時間の制限も中々味ふべき點である）。

九、明治七年の連名者十名（先に記せし寫眞は其後のものならんか、十七名で七名を増加して居る）。

十、明治六年願書には寺島村三番地とあり（墨堤三圍神社の北、土堤下、明治八年五月十一日吉田美三郎より八幡への書面に向島寺島新田三番宅とあり大津へ檻送せらるゝ迄同一地點に住居せしものか）、協力舎は寺島村百十八番地（長命寺より東方一丁計りの處）に設け、同年暮には本人の住處寺島村新田四十九番地（前三番地より三四丁東）協力舎は淺草榮久町三十七番地海雲寺座敷に轉居したるやうである、其後の位置不明。

猶翁が明治十年五月獄中にて執筆せるものにして出獄後同十一年九月刊行せし「大日本帝國人義務指掌」中「會社」なる章中に左の記事あり

9-10

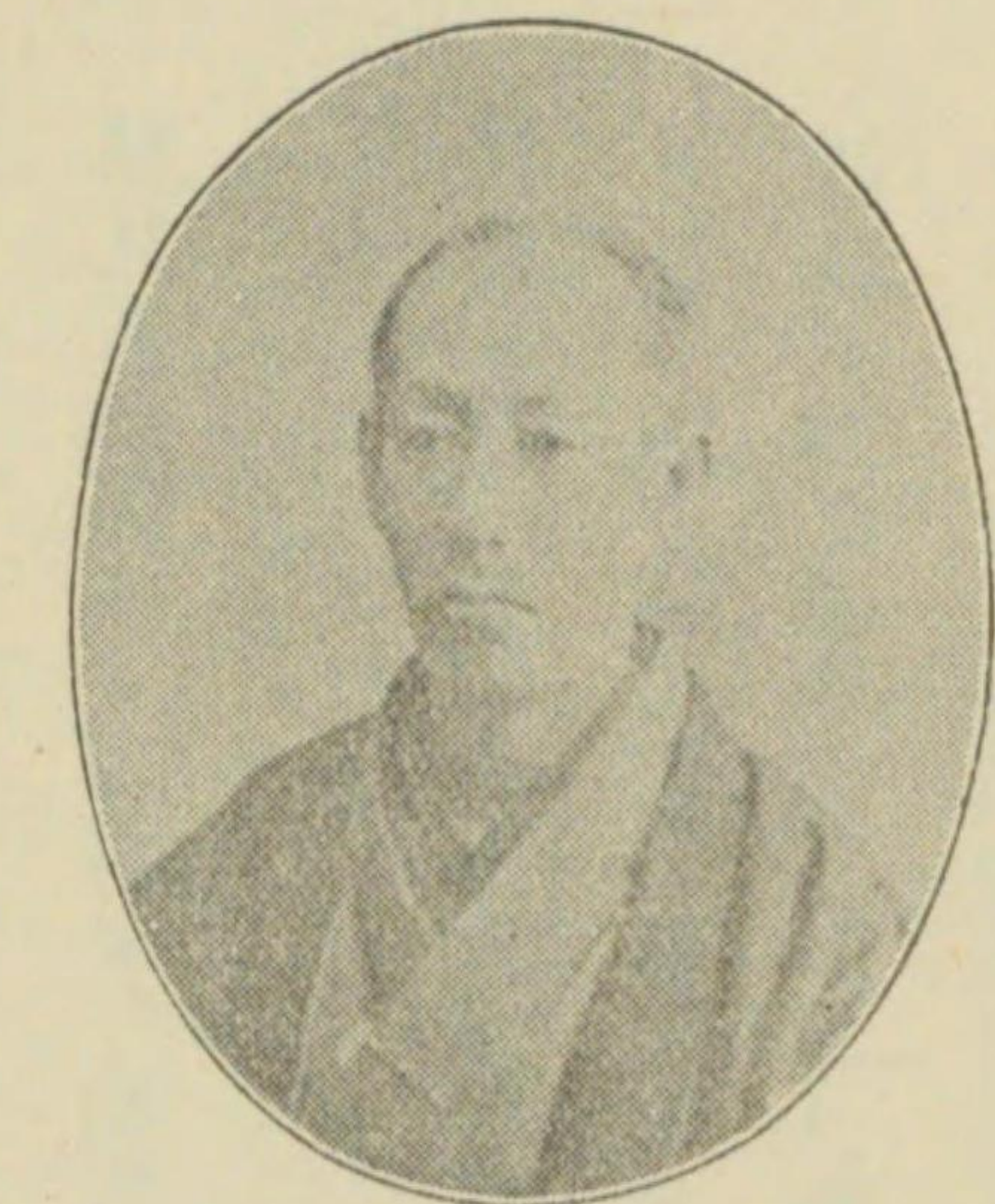
——予が會社に於けるも種々の寒暑を經歷し、無産無力の窮生をして容易に學習し、志ありて果さざるの學者をして宿望を遂げしめ、天下に裨益あらん事を欲し、且夕編修翻譯著述作文の事業に刻苦勉勵せしが創業の際意外の盛況を見たるも、未だ規模完全ならず、患害將に迫らんとするも、敢て屈せず、千挫萬折以て成功を見んとするに垂んとして、半途にして天網に罹り、一朝瓦解に歸すると雖も亦正に撓屈するなく、前非を悔め、虚飾を去り、大に公益を起し、其誠意を貫き、以て會社の眞面目を示さんとする——。

發見文書の示すが如く、同志を糾合し、衆智を集め出版事業を創設したるもの單なる學舎ではなかつたことが窺知せられ得る、翁は實に其盟主であつた、中途翁が檢舉せらるゝや、其跡を收拾繼續するものなく、遂に解散を告ぐるに至つた其變遷の模様、出版物の全部等も知り得ざるを遺憾とす、翁が出獄後大津に於け

る劃策は實に前記著書中に明記せるが如く一旦失敗せる東京協力舎の復興に外ならない。

六、前田健次郎

高田翁が東京時代所謂刎頸の友として、眞に喜憂を共にし、肝膽相照す唯一の彼



前田健次郎氏

は江戸の人、前田夏蔭の男にして夏繁と稱し、號を香雪と云つた、父夏蔭は清水濱臣の門に出で、國學を修め、頗る考證に長じた、健次郎又父に似て、斯學を修め維新前後學徒を集めて教授して居つた、明治元年五月歸商の許可を得て、淺草平右衛門町に入籍、同町名主村田平右衛門は其門人の關係、一切の世話をした、當時商業の届出をなさでは公邊の許さざる所であつた、夫れで書畫道具商の届出をした、其頃瓦解道具屋とて此業にとりつくもの多かつた、彼は實際商賣を營まず、只名義のみであつたも

商家の慣習、家紋の梅より思ひつき、屋號を梅屋と稱した、後幾くもなく高田翁と知るに至り、共に協力舎を創設し、彼は國學方面を擔當し、同舎解散明治八年に及びしものか、何時頃よりか居を下谷徒士町に移した、私の東京留學中明治廿四五年頃同處へ數回訪問したことがあつた。

爾後新聞記者の生涯に入つた、今各文献に依り其間の行動を探ることゝする。

野崎左文氏の談、明治八年に平假名繪入新聞が高島藍泉、落合芳幾等に依り發刊せられた、是が本邦繪入新聞の鼻祖で、香雪(彼の文名)は後日入社した、其頃は左したる勢力もなく、以前は高島が續き物を書いて居た、翌九年三月中東京繪入新聞と改稱、同十一月より「金之助話」が連載せられた、是が新聞小説の嚆矢で、社中にては専ら香雪の筆と云はれて居つた、世評噴々頗る好評を博した。

石井研堂著明治事物根原に依れば、其内雜報續物の始として、明治八年十一月報知新聞に殺人犯の裁判言渡書載せた、東京繪入新聞主筆前田健次郎乃ち之を

取り馬琴の文體に編み、三日間の紙上に掲げた、是新聞雜報續物語の嚆矢である云々。

前記野崎氏の金之助話を指したるものか。

淡島寒月氏の話に、明治十年前後戯作者の殿として假名垣魯文||假名讀新聞創立者||と後に新聞記者となつた條野揉菊||やまと新聞を發起した||に指を屈しなければならぬ、續いて前田夏繁が香雪といふ雅號で續物を「やまと新聞」に書いて居つた。

繪入新聞とやまと新聞、兩紙に執筆したか。

萩原有仙氏談、昔の新聞記者は立派な氣概を持つてゐて、年中紋付の羽織を着てゐた、前田香雪さんは紋付を着てゐたが、下の方には唐棧を着たり、結城を着たりして、一寸粹な所がありました、それでゐて立派な科學者であつた、繪入新聞へも矢張そんな服装で入社して、極凡てが粹な人でした。

後明治廿三年國民新聞紙上に文士の正札附として批評せるものを見れば

香雪山人 藍銘仙の女羽折

櫻癡居士 鳶八丈の夜着

紅葉山人 詭染の帶上

漣山人 毛織肩掛

春の屋隴 本フランネル單衣

鷗外漁史 玉スコッチの外套

何れも適評、香雪山人が江戸ツ子氣質に、心憎きまで粹な所のほの見ゆる文致、是を藍銘仙の女羽折とは穿ち得て妙である。

彼が文名次第に加はり、明治文壇一方の重鎮となるに至つた。

此くて彼は只に新聞記者たるのみならず、小説萃錦、聚芳十種、新小説等に執筆した、考證の方面より、書畫の鑑識眼頗る鋭く、明治十九年遂に筆蹟鑑定の免許

9-10
を受くるに至つた、氏が腦裏より湧出する奇想妙案は工藝家の珍重とする所、無盡の智囊は彼等の秘庫であつた、屢次各種展覽會に參與其名を審査委員中に列した、香雪の他に小羅浮洞山人、金衣散人、疎影閑人、横斜生等の號を用ゐた、大正五年十二月十二日逝去、享年不詳なるも、年齢は高田翁と大差なく七十歳前後なりしと思ふ、淺草田島町誓願寺中九品院に墓を存す、右死去年月及墳墓所在地は大正十五年私の嫡子嘉吉在京中坪内逍遙先生の紹介を得て野崎左文翁に就き知りたる處である。

高田翁の門下生たりし内田清四郎氏は明治十五年末翁の紹介狀を携へ上京した同氏小傳中に

余が初め笈を負ふて東上せしは實に明治十五年の秋なりき、當時膳所に閑居して後進薰陶に専念なりし故高田義甫君の紹介に據り東京繪入新聞編輯主幹たりし前田健次郎先生の知遇を得、爲めに翌年春より余の境遇は先生の食客と爲り

銀座一丁目繪入新聞兩文社の裏の二階南窓の許に破机と共に鎮座することゝなりぬ、而も余は新聞に關係するにあらず、氣に向いた時に投書位を書き、平素は主として讀書研學にのみ従事するを得しは單に是れ前田先生の御蔭なりき。前田氏と高田翁の關係終生連續せるを知るに足る、内田氏が常に木綿の紋付羽織を用ひしは友人の不思議とせる所であつた、前述萩原氏談前田氏の感化と知るを得て今更ながら面白く思はる。

七、入 獄

既述の如く丹野殺害布施いと子拘引、遂に東京へ護送せられ、其口供より宮田謀殺の件發覺、連累者の搜索俄然急を告げ、高田の東京に在留するより、其寓に警吏の屢次訪問、都度寺僧翁の不在を訴へ、擁護に努めしも、到底其免れ難きを知り、後事を友人に托し、妻子に離別の意を告げ、蹶然東京司法省に自首するに至つた、時に明治八年四月十三日、三月頃より多少身邊の危きを聞知し、友人相集り對策を講じ、憂國の結果事茲に至りし犯罪、何等恥る處なく、寧ろ天下の志士として縲紲に甘んずるこそ至上の名譽、後事は我等之に衝らんとの進言に翁は感涙を漏らした。此くて同省の未決監に止まること五日、同十八日命あり、本件に關し審理の爲め、特に裁判官を滋賀縣廳に派遣し、上等裁判所を同地に設くる爲檻送するとして、午前六時出發、軍鶏籠ご、まるかごにて東海道を大津へと護送せられた、同三十

日漸く郷國の地に入り、石部の驛を過ぐるや、右手に三上山を望み、鏡山の彼方は慈母寂しく暮したまふ八幡の町ぞと思へば、郷を去つて既に七年、錦衣を纏ふて成功を告ぐるにあらず、翁の胸中眞に感慨無量、一詩あり、

檻竹重々隔舊情。七年郷思百端驚。

慨然仰向鏡山面。縛索換錦萬累縈。

同夕大津へ着、楊子屋町獄舎に收容せられた、現在石橋町大黒座を含む地點である。

他面同事件關係者として滋賀縣内にて、主犯丹野與惣右衛門は明治四年布施いと子の爲殺害せられてあらず、田中助三郎、田中勝三、山田鑛之進、等同志の生存者并に當時の目付役山田八三郎（京都龍紋氷室の分家）は監督不行届の廉を以て夫々既に引致せられて居つた、豫審大約一ヶ年に涉り、此間前家老鳥越を始め同家中一統より彼等に對し赦免歎願等頗る熱心努力を怠らなかつた、官又其普通

9-10
犯罪にあらざるを以て、其動機を察し、志士の衷情を諒とするも、儼として法條の存するものあり、如何ともすべからず、翌九年三月判決刑の宣告を發表せられた、今田中勝三翁につき同翁の判決文は左の如きものであつたと口授せられた。

最上駿河守奉仕中、同家來宮田忠右衛門佐幕を主張し、下民を苦しむること不尠、主家の害を除かんと、故丹野發意に同意し、高田喜太郎等と申合せ、神崎郡神出村にて右忠左衛門の通行を待受け殺害したるに付き、謀殺律に照し絞罪に處す。

田中助三郎は同罪、高田翁は士人にあらざる爲傍觀手を下さざりし故終身懲役（或は懲役十年とも云ふ）、山田鑛之進は同行現場に立合はさざりし爲無罪（未決一ヶ年入獄せり）山田八三郎も又無罪の判決を受けた、後夫々三等を減じ、絞罪は七年に、終身は三年となり、更に減刑、高田翁は僅かに一年半計り、兩田中は一年後れて出獄した。

x x x

本件發生以來、八幡にては如何にして其様子を知りしか、東京に於ける當時の狀況、及入獄以後八幡の母并に親族の執りし手段等は從來何等知る處なかりしも幸に親族の一家たる市田家に於ける周到なる日記を得て是を審にするを得たるは意外の獲物であつた、今煩を厭はず、是を列記することゝした。

明治八年四月十八日、森和助方へ行く、義甫家内靜より來狀、義甫義兩三度屯所より尋參候へ共、留守にて、其儘引取、其後社中より勸め有之候に付き、十日朝自訴被召捕相成候に付、何の次第一向分り兼、若し縣下にて何乎不都合無之や、尤も滋賀縣より調の趣、左候はゞ國許にて相分り有之候はゞ、實事聞かし吳候様、何れとも手の入様も有之候趣、尤上封は協力社前田夏繁と有之候右の趣高田方へ來狀に付き返事如何可仕候や、御談事有之、和市予相談の上、舊最上藩御取調筋にての話と存候、頓んど何の事やら分り不申爲に返答可然、

和助様下書御願申上。

同五月十一日、森和助より義甫一條電信を以て報知有之、至急談し度申來り、即刻出頭候處、横濱、向島寺島新田三番宅、吉田美三郎殿出、江州八幡寺内北末町高田嘉平、去九日午後七時三十分發、彦根電信局次、彦根より十一日郵便を以て報知、十一日午後六時着、

ヨシナミ イドコロシレヌ ケンノヨウスキキタイ ヘンシハヤクヨコセ
ヒコネヨリエウビン

おうの殿船仁様集會、何分不分明に付縣の様子分り不申趣、郵便を以て明日返答の筈に極る。

同十三日、縣入牢の趣、尤四月十八日東京出發、トウマル駕にて四月三十日大津着入牢、同牢のもの歸宅に付傳言有之候旨にて、森和助様同道、高田へ出頭右同牢のもの島の郷村の住民、此度赦免被仰付便り、依て様子承り、不日赦免

可相成旨なれども、食物不自由に付き、指入吳候様傳言、右差入手配方本庄氏へ相願、手紙を以て市井氏へ聞合申候處來人有之面會不出來、差入物差支無之れども、不分明に付、町内西九郎様に聞き、親類戸長奥氏にて宜しき趣、依て北末町戸長御留守中糙六様御苦勞願候へ共不分明、依て大津近庄殿（是は近江屋庄八即私の祖父の名前）へ相願、差入の手配仕り、杉村藤助明日より出津の手配、牛肉六百匁、鰯三五把、跡は隔日に差入の品六品計記し、右の内差入被下候様頼可申趣。

東京吉田巳三郎殿方へは端書にて滋賀縣入牢の由申送る。

尙又同人放牢の節金貳百兩爲持可申旨にて、當方取斗難相成、依之日野表へ右之旨申上、利兵衛様御出幡の程願遣す。

同十六日、藤助昨船にて歸幡。

差入の儀、牛肉鱒子高野豆腐の三品、近庄殿願人、戸長奥印を以て藤助不快に

付、代人齋藤十郎相頼み差入願候處、夫々御吟味の上御聞届に相成、然る處高野酒漬等、後々必無用の趣被仰聞、先づ八幡實母并親類等名前出し不申様其筋より御内意被下、跡差入の義、ふとん一枚、單衣一枚、食物見計ひ差入願遣し東京返事森氏へ相願、金談の義追ての事、逆も行届不申趣。

同廿八日、司法省より當縣へ御預け、依て令自由にも不相成趣、最早御吟味濟にて、罪案書出來、不日御處分有之風聞。

七月一日、義甫より注文の品々願書を以て役所へ廿九日近松なか（私の母）召出に付罷出候處、當人願出二紙御下げ、此品持參可仕被仰、書籍の義本屋相尋候處貸本には無之趣、森氏より廻狀披見、午後高田寄申來る、和助様出席、注文の内所持本丈差入、借本并金子の義利兵衛出幡の上、近松氏取替金の内へ五兩森氏より出金差上せ被下候。

同八日、おうの殿伴藤宅より舊宅へ轉宅。

同日、轉宅祝に行く、金兵衛彦兵衛御兩名大津より御歸り、義甫殿様子不分明、過日五兩金近庄へ送り候分義甫殿注文金の内へ役所へ差出候趣。

同十四日、寄合、森市様御發意、此度入牢入費、森島崎市田三つ割、是迄のべ高、以來六ヶ月の間月々壹圓五拾錢宛差出し吳候様御談事なれども、春以來改革に付御返答、殊に利助留守中相談の上として引取。九年六月十七日、高田方へ行、森和市出席、義甫殿赦免の節、當方より願下等不行届、本人より御願にて當方へ下り、勝手たるべく一決、其旨うの殿へ申入る。

九月廿三日、義甫殿昨廿二日御赦免にて近松方へ引取候由端書通知。

其他入牢中の費用等詳細の記事あるも之を省略す、以上にて翁が自首は友人の勸誘に基き、其嫌疑の事由等は一切東京にて判明せず、妻女の心痛郷里への照會にて母及親族の知る處となり、更に同檻者の放免に依り略事情判明、差入等に付き私の母が依頼を受け其衝に當りし事共も確め得た、猶當時翁が東京向島住處の何

れなりしや不明なりしも、是に依れば「向島寺島新田三番地」なるを知り、吉田美三郎氏は妻女静の父若くは兄たる關係なることをも判明するに至つた。殊に親族たる森五郎兵衛・同和助・市田清兵衛、同利助、島崎利兵衛、同金兵衛、同彦兵衛、殊に森本店支配たる森市右衛門氏は各親族間の調和を計り、高田家の爲懇切盡す處不尠、終始努力を拂ひ明治十六年一月高田老母死去に付き、翁歸省愈相續の義一月三十日決定、二月十三日其跡々の相談會に列席の翌十四日突然卒中にて死去したるは眞に惜しむべき最後、此等の諸氏に對し翁は常に感謝の意を漏して居つた、往時人情敦厚、親族間互助の念極めて深かりしは羨望の至りである。

× × ×

收檻後未決中は陋室不潔極りなく、粗食口を糊するのみ、生活の激變には非常の苦痛を感じた、刑確定後は取扱全く改善、他の囚徒とは其待遇を異にし、寧ろ優待、單に獄外に出づる自由を褫奪せらるゝのみにて、一切解放の境遇何等の拘束をも受けなかつた、私は幼時母に伴はれ、差入物を持參翁を訪ふや、極めて簡單なる物品の點檢を行はるゝのみにて、翁の居室へ案内せられた、確か二室と覺ゆ別棟の、勿論簡素なる建築なるも、四五坪の先栽あり、三尺の椽側を備へ、通風彩光宜しきを得、一隅に机を置き、翁は之に凭り書見をして居られた、傍に火鉢茶道具も見え、普通の書齋、毫も監禁中の狀況とは思はれなかつた、差入れ物は衣服食物書籍であつた、食物は重に副食物にて、能く高野豆腐の煮たるものを重箱に入れ持參した、子供心に翁の好愛物と信じて居つた、後日に至り醇酒に浸したる豆腐、翁が嗜好の最たるもの公然差入れを許されざるより、翁の考案より出たるものと聞きて啞然、當時寛大なる獄政の一般を知るを得た、八幡にある翁の母は是等の費用を送り、其依托に應じ私の母が隨時是が手續を自ら執り、時には書面の如き差入の書籍に挿入して双互の消息を通じた。

或時の如き此書齋に翁の影を見ず、更に別方面に案内せられた、至れば囚徒の作業場なるか、一個の會堂の如き廣濶なる建物、正面の壇上に翁が起立、何事か講演を試みて居られ、多數の囚徒并に看守達が之を傾聽せるを目撃して不思議に感じた。

翁は入獄刑確定後、徒らに刑期を過さんは志士の本懐にあらずと信じ、上司に申請して、作業場及學校を起して、親ら化導の任に膺り、囚徒の改過遷善の階梯を講せんと乞ふた、幸に此提議を許され、囚徒中學識あるものを擧げて教職となし、自ら其主事となり、汲々として講説指導日夜怠らず、囚人又其徳化に導かれ改心、獄則を遵奉、一人の違反者を生ざるに至り、獄内の面目を一新し、上司又其効果の著大なるに感嘆した。

囚徒教導の任に就きしは何人なりしか、是又田中勝三翁の談に依れば、『高田氏を主とし、確か堅田の人なりしと聞ける前田利詳とて、文書擬造にて入獄せし人拙者及福岡長州等の事變に關係、遠く送られ、大津獄中の人たりし志士等であつた』と

其志士とは私の知る處にては、福岡の人久野藤太郎、大神五百枝、池野三郎等にて玄洋社々中、翁が後日出獄創立の義塾にも參加せられた人々であらうと思ふ。

獄舎に隣して柴屋町の花街あり、日夜絃歌の聲喧がしく、地獄極樂壁一重を距つるのみ、囚徒の身として悲哀を感じしむること一層烈しく、改悟の念は到底生じ得べくもなく、當路者の皮肉にして無情實に極まれるものであつた、翁の詩に

欲界儼都鬪翠娥。獄隣歌舞恨多々。

酷憐二八美人意。舉族爲養一曲歌。

憤慨の情表現せらるゝと同時、少女一家を養ふ可憐の境遇に同情の涙を灑いだもの、翁は位置の不適當、懲罰と共に改悔の目的に副はざるを訴へ、移轉の急務な

るを切願して止まなかつた、是後年翁が奔走膳所町に監獄移轉の實現を見るに至

幽囚漫録

素琴外史未定草

楹輿爰石部取印事時明治八年四月廿七日

楹竹重々隔旧情七年卿思百端驚慨然仰向鏡山

面縛索換錦萬累縈

囚中印事十首之一

螢火雙々照校書山鶴激血徒歎歎夢田寐々無消

息推了前捺埋苔廬

幽囚漫録初頁翁の筆

つた動機であつた。

獄中翁が感想は其筆になる幽囚漫録に遺さる、聊か其間憂懷を述べたるものか
其一二を採録せんに

夢中有夢幾春秋。榮枯去來不足愁。
憶國思家渾失策。夢中夢覺近江州。

× ×

君子時窮露卓節。簞瓢飯食首陽薇。
吾今團飯盡臣節。胸臆藁成史籍多。

詩の巧拙は知らざるも、翁の云はんとする處は察知するに難からず。

明治四十四年八月大津市私立教育會にて刊行せし「大津市史」上卷四十七頁に
左の記事を見る、本章の事實を確むに足るものがある。

本市に於ける囚獄は石橋町の舊幕府代官時代の獄舎を維新の際大津裁判所にて

繼ぎ爾來本縣の囚獄となれり。

明治八年六月獄舎狹隘を告げしを以て別所村に拘留所を設く。

當時高田義甫事に因て檻致せられ此獄に下る、獄は遊廓柴屋町に隣る、絃歌の聲は日夜囚人の耳を擾る、義甫其不良の心を起さしむる媒たるを憂ひ、屢司獄に其位置を變更すべきを説く、又建議して役場學校を興し、化導以て改過遷善の階梯を講ぜんことを乞ひ許さる、且囚徒中學識あるものを擧げ教員に充てしむ義甫其任に當り汲々として講説指導し日夜怠らず、囚徒翕然徳に化し、頓に反則者の數を減すと云ふ。

かくて翌十年九月翁が三十二歳の秋、意外にも特令を以て放免せられた、實に在獄二ケ年と四ケ月、刑期確定以後僅に一ケ年と七ケ月にて再び天日を拜するに至る、特別なる恩典であつた。

△ △

高 田 義 甫

其方儀謀殺聲援せし科に依り、明治九年三月十四日懲役に處せられ、以來能く獄則を確守し、工役を精勵し、課役の餘暇、同役内へ讀書算術等を教授し訓導行届候段神妙の事に付、特典を以て、當時本罪懲役二年半の處、一等を減じ、剩役なきを以て放免候事

明治十年九月廿二日

滋 賀 縣

△ △

慈母は八幡に在り此吉報を聞き、如何に悦びしか、明治二年以來孤影蕭然、餘財なき家庭、徒爲親族の扶助を享くるを屑とせず、意を決して自活の途を講じ、裁縫指南を翹めた、遠近富豪の徒是を傳聞、其愛嬢を托して膝下に學ばしめた、何れも我兒女の如く愛撫、懇篤指導、品性の陶冶を専らとし、女子必要の科程を

9-10
教へた、老婢だけ、老僕藤七の兩人扶翼頗る努め、日夕老主人を慰藉、只管翁が無事歸國を祈願し、今や幸に出獄の報に其日を待ちたるも、其冀望は容易に達成せられず、又もや老主人の哀愁は増す計にて解くに由なきに至つた、そは親族一統が翁に對する勘當處分の解除を得ざる爲であつた、一旦入獄したるが如きもの親族の面目を傷け、一家の名望を損せしめ、到底許すべからずこの頑冥の議勝を制し、更に翁が出獄後基督教を信ずると聞くや、彼等の攻撃非難甚しく、慈母に迫り、愛兒との交通を絶對禁遏せしむるに至つた、慈母は苦衷を毫も外面に顯さず、是に黙從、愛兒の成功を神佛に禱つて其日を送つた、果して母子親しく相見の日期待し得べきや否や、眞に杞憂に堪へざるものがあつた。

八、出獄後大津時代

一旦獄裏の人なれば、世人之と交るを厭ひ、假令其犯罪の原因破廉恥に基かざるも、玉石混淆、多數は之を顧みざるが常態である。特に明治初年に於ける世相は總てを悪奸として蔑視した、翁が世にも恐ろしき殺人犯者、八幡の如き商賈の土地にては一層排斥、之と伍するを恐れた。

此くて出獄せる翁は何人も歓迎するものなく、兎も角私の宅乃大津市元會所町近松方に引取られた、郷里に於ける親族は何れも相當の資産家なるも、翁と接觸を忌み、到底翁が言に耳を傾くものなく、如何にして今後の處世法を講ずべきやは急速解決を要する問題であつた。

東京に於ける協力社は既に根基覆へり、今に於て之か恢復を謀らんも、時機を失して其成算なく、獄中考慮せし翁が私案を實行せんと決意した、翁の名は在獄

中の行動より一般有識者間に夙に識られ居つた、或は翁の實力以上に評價せられしか、翁が進んで求むるよりも寧ろ各方面より種々の進言を受け、或は翁が起業に對し援助の申込を受けた。

翁が私案は何であつたか、他の忖度を許さず、或は遠大の計畫を有せしやも測られざるも、今は其實行の蹟を索ぬることゝする。

甲、勸善社

翁は私の宅を辭して先づ現今の下馬場町中程の西側に一家を賃した、當時同所に有名なる割烹店錦樓あり其南隣の宏壯なる家屋、其構造より見て妓樓の跡と思はれた、奥の方を住所となし、表を事務所と定め、茲に活版印刷業を窺めた、縣廳兵營等一般の印刷物を引受け、之を勸善社と號し、銳意社會に一步を踏出した、勿論營利を目的とするも、翁が此起業の眞意は他にあつた、即世人の度外視せる免囚者に職を興へ、在獄中に施こせし改過遷善の思想を飽迄擁護せしめん爲め、

一方生活の安定を保證するの手段となしたるものであつた、今を去る五十年前に於て早くも斯くの如き社會政策の根本義に立脚し、出獄後幾くもなく無資無産の翁僅か三十二歳の身にて獨力之が經營に任じたる其勇氣と先見の明には驚くものがあつた。

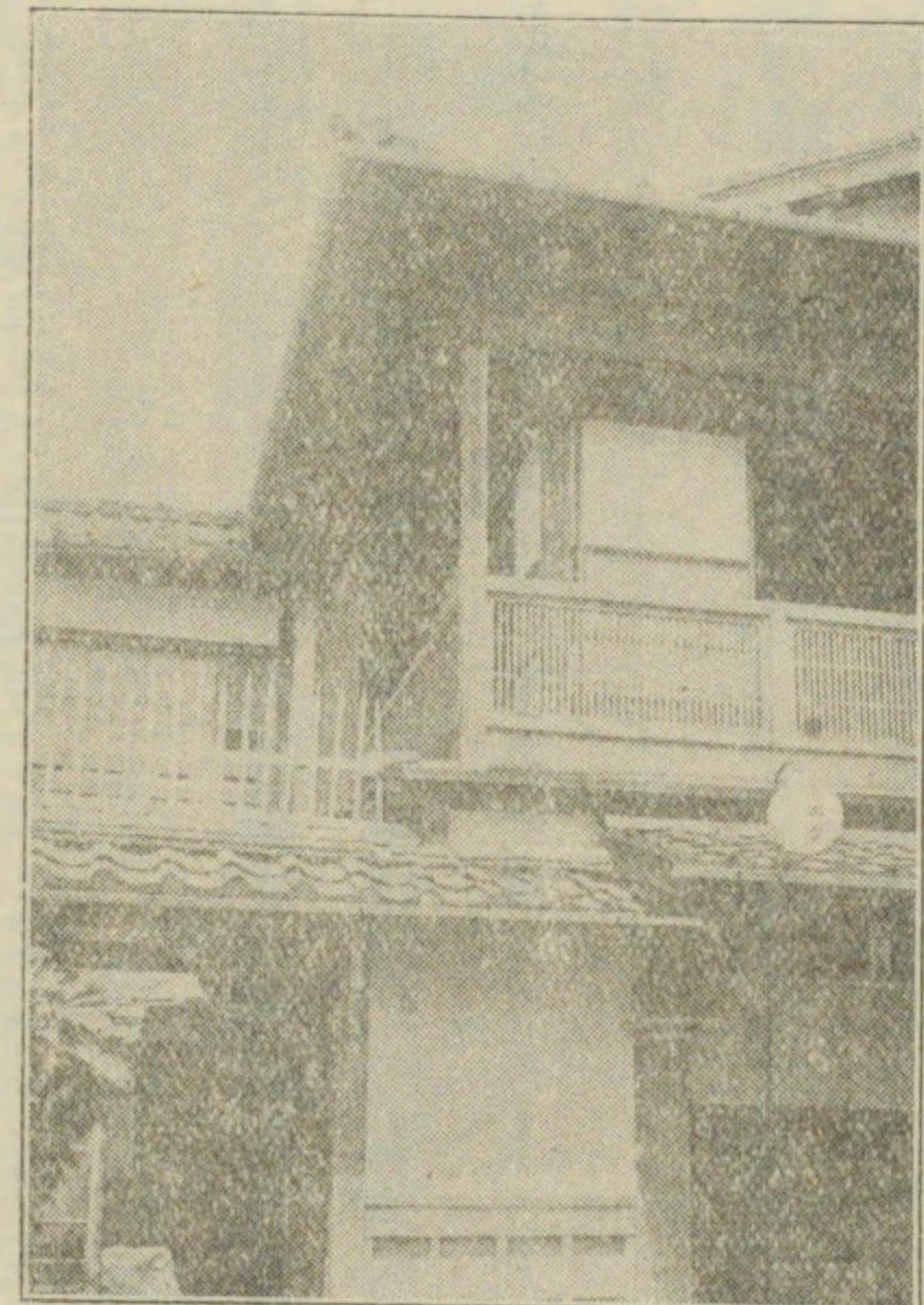
(早田滿郷氏の通信に、活版業の資本は縣廳より參百圓を融通して貰ふたこのことを聞いた、同志社よりの出資などは承知せず、活版業は當時相當の收入ありしもの、如く貧窮學徒を集め事業の手傳を爲さしむると共に其薰陶に努められたと)

乙、晩年速成義塾

更に成年者の教育事業を起した、茲は維新前後混亂時代を送り其時期を失したるものに對し内外の智識を授け、國家有用の材として、活躍の素因を養成せしむるを目的とした、元より少年輩も又收容を辭せなかつた、明治維新政府にては夙

に教育奨励の爲國內に遍く小學校を設置し、野に不學の徒なからしめんとした、しかも其以上の教育機關として漸く小學教員養成所たる師範學校の設あるのみに

晩年速成義塾跡



大津今堀町赤井亭

て、中等學校は地方に之を見なかつた、其の缺陷を充さんとするも又其一目的であつた、此等の趣意を以て本校に名くるに晩年速成義塾の名を以てし、大津今堀町

西側（現在赤井亭の所）に設置した、是は明治十年十一月であつた。「（大津市史）には九年十一月とあるは誤なり」

後日に至り印刷業も今堀町に移つたやうに思はる、前記の如く、他の依頼に應じたるも後に至り翁の著述を出版するに至つた、其内重なるもの

明治十一年三月、勸善義解

同年十月 大日本帝國人義務指掌

同十二年 普法戦記、十數卷

（早田氏の通信に此他歩兵第九聯隊記念集、生兵閑話、萬國新史要譯等があつた）

現今一般に行はる日記の如きも印刷頒賣した、要するに東京に於ける協力社に胚胎するもの、飽迄翁が文章を以て國家に貢献せんとする素志の貫徹に外ならない。

本校の教師の如き獄中の同志を中心とし、更に他より招聘したるものありしも記憶に存せず、只東京の人村林鑑三氏を知るのみ氏は漢學に造詣深く、私が塾中最も幼年者なる爲め非常に愛撫せられ、且氏が晩年小樽に來住するや偶然會合、其奇遇に驚き、爾後同氏が釧路尾幌農場經營成功の中に逝去せらるゝ迄交を續けた。

生徒の如きも又私の知るなきも、大津市下小唐崎町小林三四郎氏は在學生の一人である、同氏の談に「片桐正雄、石倉源治郎、大木齋、岩堀信雄、一柳遊馬の外自分達で外數十名ありしも多くは故人となり、其名を忘れた」と大正十一年翁が三十年祭執行の節、蒲生郡玉緒村下大森なる小林太右衛門氏が最上家を代表して參拜せられた折、私を見て覺へて居るかとのこと、一向分らぬと答へけるに、大津の塾に居つた、己は能く知つて居る、四十年前のこと御覺なきは無理はない可愛らしい子達であつたと、往事を追懷せられた、氏も又塾生の一人で、惜しく

明治十一年八月晩年速成義塾時代



立てる中
 央は翁、
 其傍の兒
 童は著者
 翁の右に
 立てるは
 村林、中
 央の右は
 久野、其
 膝の上は
 翁の長女
 其左は横
 山、翁の
 左の兒童
 は稻村、
 左端は太
 田、前列
 の左方二
 人は本庄
 兄弟と思
 ふ。

も前年横死を遂げられた。
 其他臚氣に村田、鈴木、本庄、太田、横山等の名を記憶するのみである。
 村田は確か蒲生郡中野村の人と覺ゆ、鈴木は陸軍士官の子息で良一と云つた、後陸軍に奉職相當の地位に昇り名古屋師團に屬し戰死せるやに聞く、本庄は兄弟二人入學、其親父は矢張陸軍關係、兄は早く逝き、弟は重俊と

改名、私が東京一ツ橋にて學級を共にし最初は未知の間柄なりしも偶然互に身の上を語り舊時大津に机を接し學びし幼年時代を話合ひ以來極めて親密に交つた、氏は後第百銀行の重役となり數年前逝去した、太田は幾太郎と稱し後師範學校に業を修めた、横山は大津市川口町の人、光治郎、後衆議院事務局の屬官であつたやうに覺ゆ。

丙、精成舎附御幸山記念碑

小林三四郎氏の談に、『翁は出獄後も囚徒教誨の爲め楊子屋町の監獄へ行かれるので、夜分我等は交るゝ、提灯を持つて送迎した』と翁は入獄中と同様此任務に擔つたこと、思はる、更に『明治九年に本長寺に軍人の會合たる偕行社が開かれ、翁は出獄後教師として行かれた、偕行社は其後三井寺赤門に移り、次で營所内に移つた』と同氏の談中に見ゆ、私の聞く處にては明治十一年二月大津九聯隊下士官學術講究の爲、精成舎なる學舎を三井寺山内坊舎（三尾神社の側の門を入り

三井寺裏阪の辻より今少し奥なる左側であつた）を借受けて設置、翁は其教授を囑托せられたと。

因に同坊舎は後速成義塾の寄宿舍となつて、私等も同所に起居した、三井寺山上記念碑建設當時であつた、彼の碑石原材料を裏阪より引揚げて居つたのを日々見に行つた覺へがある、奥の院に夜半、丑の時參り、老樹に釘打つ音を聞きたり、百物語りに隣坊荒れたる小堂の燈明を恐るゝ消しに行たなど、或は夏の夜テーブルを並べて其上に眠りて、ころげ落たり、千團子の森に赤蛙を捕へ蒲焼として舌鼓を打つたなど、當時の狀況眼前に髣髴として去來するを覺ゆ。

或は赤門北側が精成舎であつて、其向が寄宿舍であつたかにも想像せらる。

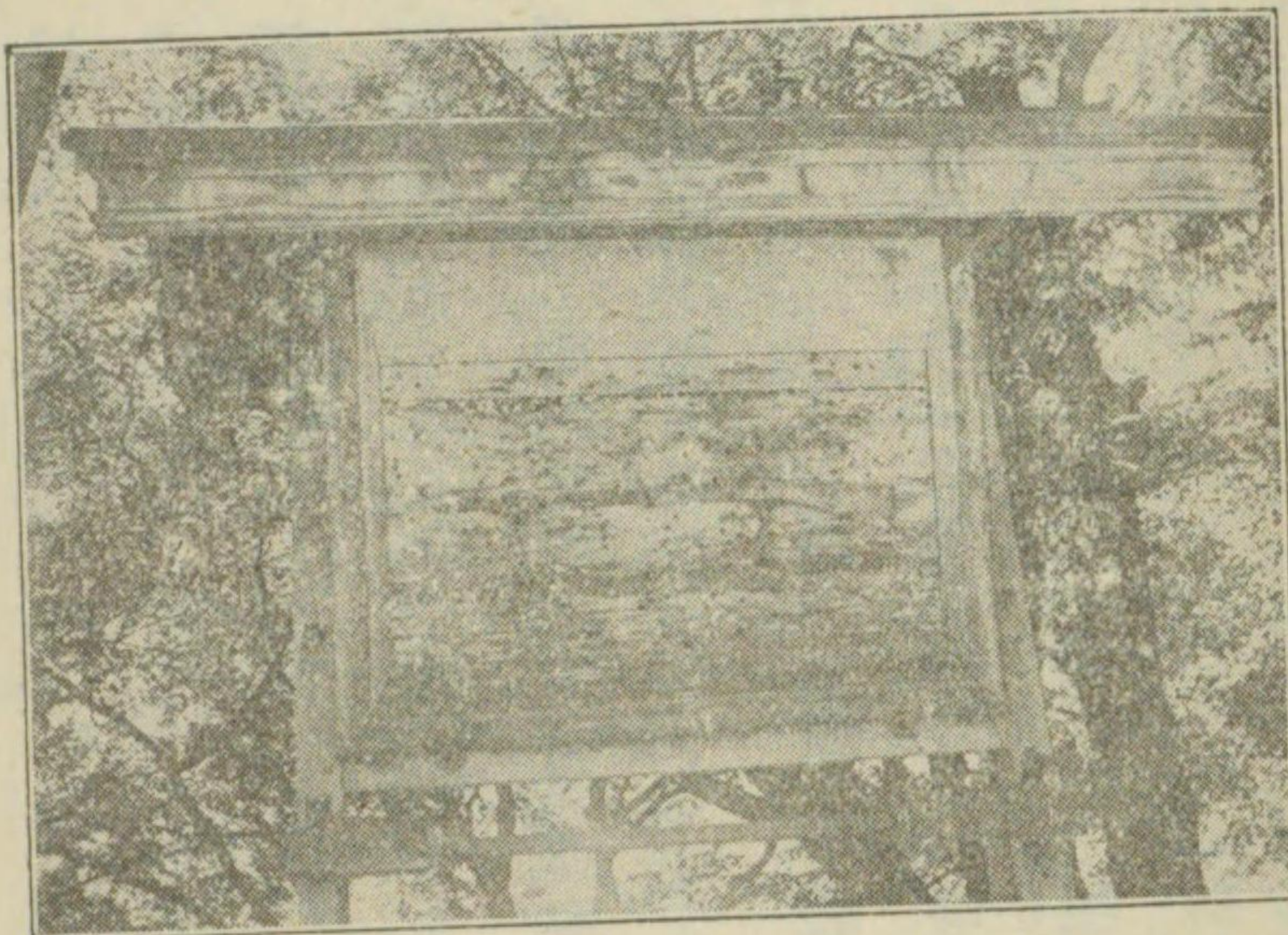
『早田滿郷氏の通報』、予が始めて氏と面會せしは明治十二年或は十一年であつたか、第九聯隊の下士の滿期後の事共を考慮し、普通學及算術を習得せしむる爲、三井寺山内の一寺院を借り、夕食後三時間宛學習せしむる爲精成舎なるも

のを設けた、元より教を受くる下士、其受くる給料は極めて少額、到底教師に酬ゆるの餘裕がない、夫れで此事業は是非實行を要する爲、予は種々苦心、不圖氏のあるを知り、直に訪問して、事情を述べて無報酬授業のことを懇請した然るに氏は一言の下に快諾の旨を答へられ、衷心其俠氣に感じ、以來往來、水魚も啻ならざる關係を結ぶに至り、吉凶禍福ともに相談するに至つた云々。

精成舎は明治十二年八月廢止せられた、當時西南戰役後とて時の聯隊長は長州人陸軍中佐山口素臣氏（後陸軍大將となつた、夫人は芳原小紫大夫の後身とか専ら評判せられたが事實は詳ならぬ）高田翁の意氣を愛したか、其事業に就ても明暗に扶翼した、特に同役より引續き聯隊の旗手たりし陸軍少尉早田滿郷氏（現在高知市）と翁は莫逆の友、終生渝らなかつた、早田氏が中間にありて山口氏に翁を推輓したるは大に與つて力ある處、現に三井寺御幸山頂西南記念碑の傍に戰役當時の損傷銃劍を記念として保存、其由緒書を翁が撰書せるなど其關係の深きを知る

ものがある。

大津三井寺御幸山紀念碑の額



（上記額面の文字）

南將東上焉神人俱怒
 天軍忽降蹶然加誅戮突然而其間猛將極猖獗悍恃險殘暴
 巧
 皇軍戰鬪數月幾百回身冒寒暑雨雪槍折銃裂而敢不屈倍勵志
 杖義千衝萬擊
 皇軍爲之所殺傷者夥多纒吾第九聯隊中而死者殆五百名艱辛
 如此而能得秦剪棘蕩平之功何其壯乎
 皇風之所加何而下伏哉雖然厥使
 皇風普煽揚八蠻之外者即在兵事也抑於該役亦可謂塗地鮮血
 以淨妖氛者也今歷一年而行紀念祭揭當時所用之銃槍于是以
 欲使世人觀其壞裂之意矣此銃此槍務斃于兇賊者誰乎我第
 九聯隊之將校士卒也紀其槩事而額之紀念碑傍追想往事之
 一鑒爾云
 明治十一年十一月念三日應會員之囑
 高田義甫撰併書

（文字磨滅讀み得ざるもの多し、不得已□を以て埋む、
 昭和六年六月廿二日）

早田氏は少壯軍人、頗る快活瓢逸、或時翁を訪ふや、新しき玄關子、御名前はと聞くに、ナニ己は炭酸だ、酒石酸は在宅かとの辭、要領を得ざること夥しく玄關子更に問返せば、ソー云へば分ること、不得已翁に取次げば、ハハハ御通し申せと翁の命、後に至つて漸く理解した、頃日沸騰水の流行、兩人が出逢へば能く談論風發、恰も沸騰水の如く、早田氏の姓より炭酸ソーダと洒落れ一寸玄關子を驚かしたものであつた。

丁、基督敎

翁の信仰は専ら國學の研究より培はれたるものであつた、其結果は大森事犯となり、或は王代一覽の著述として現れた、吉輔大人の門下生として平田學の祖述家を以て任じた、然るに如何なる動機よりか、出獄後其信仰に一回轉を生せしむるに至つた、當時京都に於ける同志社の創立を見た翁は、其發起者たる新島襄、山本覺馬、デビス、ラーネツド等の篤信にして、宣敎に熱誠なる、其思想の自由

にして、頗る進歩的なるに深く感ずる處があり、更に明治九年九月同校新築以後僧侶を始め一般市民の反對並に行政官の迫害に對抗し、内には基督敎的健兒の育英に努め、外に向つて西敎の眞理を鼓吹し、國民の蒙昧を開かんとした、翻つて翁の勸善舎も又同様の地位に置かれた、是翁が次第に彼等と接觸するに至りしものか、遂に同敎の研究を試み、先づ桶屋町柴屋町東へ入る南側に説敎所を設け、傳道の擧に參與した、日曜毎に京都より同志社在學宮川經輝、金森通倫、須田明忠（現在相州茅ヶ崎高田病院勤務）等の青年來津祈禱説敎等に從つた、私の知る處にては上馬場町に藥舗を營める福尾大吉氏が終始斡旋せられたやうであつた少年時代如何なる關係なりしかは詳にしない、要するに翁が基督敎を以て其敎育の基礎となさんとするに至りしは、囚徒敎誨事業の如き單に忠君孝子の談話のみにては、容易に其目的を達し得べきにあらず、寧ろ眞率にして自由の精神に富み、潔白にして博愛の主義を旨とする基督敎其もの、眞髓こそ是が達成唯一の方

法であり、其信仰の種子を彼等の胸中に培養すること其捷徑であると信じた爲でもあらう。

翁の私案たる計劃は此等の實現より判斷するに、一面免囚保護と同時に中等教育にあつた、前者に對し活版印刷事業を起し、其収益を以て後者の費途に充てんとした、更に後に至り基督教の精神を採り囚徒の感化、學生の修養に資せんとした、猶其餘裕を以て口筆を以て世上一般の智能開發に盡すに至つた、即著述と演説の二者であつた、當時演説の如き未だ珍らしき折柄、翁は街頭に突進して屢次之を試み、所謂文明開化の新知識を披瀝し、頑冥なる世人の蒙を啓かんとした、翁の思想は頗る進歩的であつた、しかも決して過激ではなかつた、尖端に立つて衆を率ゐるの概を有して居つた、他は翁に勸むるに官途に就くを以てしたるも、之を拒絶し終生其素志を翻さなかつた、翁が民間の志士として教育家たる大任を果さんとすは當時翁の懷抱せる志望であつた、單なる學生教育を以て甘んぜず、國民全

般を對象とした、是翁が他と選を異にするものであつた、或は軍隊に、或は警吏に、或は獄囚に、道ある所躍進其薰陶に従つた、内外晝夜の活動、消極的なる湖國民士の眠を覺すには相當の効果があつたものと思はる、今に於ても大津の故老は翁を大學者として尊重敬慕の餘り徒らに無稽の逸話を傳へらるは恐縮に堪へない所である。

如此翁の理想は高遠であつた、従つて世の進境と伴はず、懸隔甚しきものがあつた、第一の蹉跌は經濟上より起つた、教育事業を始め其他一切の費用の大部分は印刷業の収入より支辯する豫定であつたが、支出超過何れも借財にて一時を彌縫、遂に破綻に終つた、最初は多少後援者ありて出資したらんも、充分なる資本を集め確實なる基礎を築きたるにあらざる爲、幾くもなく此失敗を招きたるは當然の徑路である、第二の障礙は官權の壓迫であつた、曩にも述たるが如く、當時滋賀縣權令の任にありたる敬神家籠手田安定は翁の出獄當時に在つては其事業に對

し寧ろ翼賛の地位に立つて居つた、一朝新島等基督教徒と相通じ、縣廳所在地に在つて公然布教の大旗を掲げ、堂々挑戦する翁の態度に對し憤慨 徐々として壓迫其銳鋒を挫かんとし種々の方策を講せられたと想察せらる、當時官權尊重の時代に於て其忌諱に觸るれば到底事の成功は望まれなかつた、明治十一年一月吉輔大人は是を憂ひ窃かに籠平田權令に依頼したるも不成功に終つた、翁は爾後此兩難に當面して飽迄奮闘した、苦戰一年餘に及び矢石續かず、明治十二年三月十五日を以て晩年速成義塾は癡校の非運を見るに至つた、翁の事業は茲に最後の幕が張られたか、否。

戊、當時翁の生活

此間翁の生活状態は如何なりしか、今日に於て是を知るものは實に私一人である、私は翁出獄後柴屋町に居を占むるより、全く翁の子として引取られ、其奥の二階座敷にて起居を共にした、時は明治十年西南戦争の頃、私は八歳の幼兒

であつた、今猶記憶に存するは上京町山手側、中堀町突當りの處であつたか一軒の唐物屋があつて、種々珍らしき舶來雜貨を商つて居つた、翁も私も同店にて洋服及附屬品を求め、全く洋装にて暮した、私の穿つた靴はドゥーも足が痛くて困つた、靴はコー云ふものと辛抱したが、左右の區別なく購つた爲だとは後に發見した所でこんな工合で、總てが不格好のもので、當時洋装の私の寫眞が淺つて居るが、左程見られないものでもない、服装既に此のハイカラ、食事も是に伴ひ獸肉でなければならぬとて、朝から牛肉を用ひた、が其料理法とは只煮るのみにて、いくら珍らしきとて、遂には飽きて仕舞つた、勿論室内は椅子、テーブル、冬はストーブを用ひ、全然歐化主義にかぶれたものであつた翁は外語に通ぜず、漸く二十六字の文字を知るのみであつたが、東京時代の見聞に依りしものか海外の事情、其風俗などに通曉、切りと人に説いて居つた作法の如きも能く教へられた、西洋心酔は終生繼續した、此習性は翁をして固

陋の念を去り一意進取に邁進せしむるに至らしめた所以であつた。

己、九 皋 義 塾

捲土重來、突如明治十二年三月三十日大津八町筋東側いかめしき門柱に九皋義塾の木の香新らしき標札が掲げられた、「大津市史」に開校十年一月とあるは誤りである。現在下榮町に屬し、道路擴張の際取拂たるが、東側小學校の下の方、近松別院の入口の向であつて舊時脇本陣なる船又の跡南に門あり立派な玄關附其北には宏壯なる二階家があつた、内部旅館の事とて數十の部屋が備はつて居つた、翁は茲に陣營を新にし、學舎を開るた、其校名は詩經中より引用し、鶴九皋に鳴き聲天に聞ゆの文字を以て命名した、君子は其身深く隠ると雖も、聲名は高く世に揚るとの意で、多大の抱負を以て其初聲を擧げた、世人は昨まで氣息奄々として既に瓦解したる翁の事業が僅か半月の間に再興せんとは夢想せざる所であつた。

二階全部は寄宿室に充て、玄關正面は受附、其次は教員室、庶務室に、其他は

教室に、北方奥に賄所あり、奥座敷北側の二室は翁の居室で、南方空地を運動場とした、以前速成義塾に比し、數倍の巨屋、清新の氣、全校に充ち、續々入校者あり、寄宿生は十數名に昇つた、教職員も新に補充せられた、就中漢學者西川文仲、博學者とも云ふべき諸種の學に通せる黒田行元等があつた。

× × ×

西川文仲、藁園と號し、名は執、字は君亮、高島郡安曇村五香領、中村氏、文化十年八月生る、藁園村の醫西川玄禮其才を奇とし、養ふて子となす、天保四年十九歳京師に遊び、頼山陽の高弟牧百峯に學び、醫を小林豊後守に問ひ、天保八年歸郷、業を營む傍、經史を子弟に講じ、慶應元年六月大溝藩主分部候に召され藩儒となり、後江戸に扈隨し、川田甕江等に交る、明治四年廢藩と共に子弟を其塾に教へ、十年三月眞宗（長濱）湖北教校の教員となり、次て九皋義塾に従事し、傍ら九聯隊の士卒に授く、十二年八月京都木屋町に寓し、十七年五

月十七日石薬師門前の宅にて没す、年七十二。

× × ×

黒田行元、通稱行次郎、麴廬と號す、膳所藩儒梁洲名は善の男なり、夙に家學を學び、經史に通ず、後父の命に依り緒方洪庵、伊藤玄朴に就き蘭學を學ぶ、文久二年藩書調所に出仕し、江戸藩邸に寄留、維新前歸藩、遵義堂督學となり洋漢學を教授す、博覽強記にして、英獨佛の語に通じ、梵語に精し、又天文博物に精しく、著譯の書頗る多し、晩年八幡に退栖し、明治廿五年十二月十四日同地にて没す、年六十六。

入學者は翁の聲名を慕ひ、新學の研究をなさんとする氣銳の青年を重とし、中には縣下の先覺者を以て任し、他日國政若くは縣治の衝に膺らんとするものさへあつた、特に聯隊將校は喜んで其子弟を翁の許に托した、爲に其年齢は老少の差

異甚しく頗る奇觀を呈した、學科は先づ中學程度なりしも、漢文の如き、數學の如き高等なるものを授け、特に奇抜なるは黒田先生の天文學並に梵語であつた、前者の如き時々夜間先生は特志の徒を伴ひ松本山に赴き、天体の實見説明を試み東天の白むを忘れ惇々として教へて倦まなかつた、生徒には先生ほどの趣味がなかつたので哀心辟易一度にて降參したものであつた、先生の易經の講釋には一同大悅で、寧ろ理論よりは其適用の肯綮に中るに驚いた、西川文仲先生論語一句の講義に數日を要し、博引旁證、窮極する所なく、少年の私共には一番退屈の科程であつた、漢籍として用たるは初は十八史略、日本外史、皇朝史略、日本政記、進んで四書五經、文章軌範、靖獻遺言、左氏傳、東萊博議、福惠全書、二十一史等に及んだ、其他物理、化學、地理、歴史等に及び、整然秩序ある學科の構成、眞面目なる各教職の教授振、縣下教育界に一異彩を放つた。

明治十三年十月二日以後、滋賀縣巡查講習所教授の囑托を受け、翁は塾務の餘

暇を利し、其任に膺り一兩年繼續したやうであつた。

義塾に於ける正則教授の外、科外として辨論の練習を奨励し、時々演說會を校内に催し、翁其他の教職員も之に参加し、翁は演者の態度辨舌並に其論旨の可否につき犀利なる批判を加へ、學生は自己の意見發表を喜び、其日を待詫びた、或は宿題を與へ學生に文章を作成せしめ、或は議題を設けて討論をなさしめる等、文章講演の術を磨かした、是等の外體育には早くより注意し、擊劍の科を設け師範を招き有志の徒に授け、運動技の創設は私共少年の最喜んだものであつた。

新義塾は前者に比し、面目一新、設備完全、此等に要する費用は蓋し少なからざるものがあつた、疲弊困憊の翁にして突如此展開を見るは怪訝に堪へないが、私が如き少年は只其發展を悦んだものであつた、今に於て此点を考ふれば確に疑問である、何れの方面よりか後援者の現出したるものに外ならない、後援者の何物たるかは翁始め關係者一同が物故したる今日的確に知るを得ざるも、前後事態

の推移より考察して多少の想像を下し得るものと信ず、そは翁が前日まで信仰の目標としたる基督教の關係が、新塾開設と同時に薄弱となりしは事情穿鑿の端緒として看過し得べからざる点でなからうか、率直に結論を云へば、基督教關係斷絶を條件として相當物資の援助が與られたるものにあらざるか、若之をして正鵠を射たるものこそせば其方面は問はずして知るべきである。「市田日記」十四年八月廿四日の項に「當時別保寺院に居住、縣廳へ掛り金談悉皆事濟」の文字を見る、予の想像は適中せるやうに覺ゆ。

翁は今や多少生活の餘裕を生じ、多年前田氏始め親友の庇護に頼りし其在京妻子を迎ふることゝなつた、其時日は不明なるも、明治十一年三月以降であつた東京を離れて既に四年、司法省自首の當時に於て翁は無論妻子友人も其運命は豫測せられず殆んど絶望であつた、明治九年一度死刑を免れたるに喜び、減刑の都度次第に解放の近づくに憂の眉を開き、明治十年放免の報に今や全く積日

の苦を脱し、呼寄の吉報を日夜望みしも荏苒殆んど一ヶ年半を經過、妻子の焦慮如何計りなりしか、妻は詩文の嗜あり武門の出身、克己能く耐忍茲に至つた多年心痛の結果か翌十三年春季精神異状を來し、日夜監視の必要を生じ、學校内にありては到底看護の途なく、女兒は八幡祖母の許にて養育し、妻は其年の暮東京實家へ返した、十四年一月吾妻橋附近にて入水等の騒あり、後に至りて到底全治の見込なかりしか、前田氏の計にて明治十六年四月二日離縁の手續を執つた、幾もなく甲州にて病死せりとか、彼女も眞に不運の人であつた。

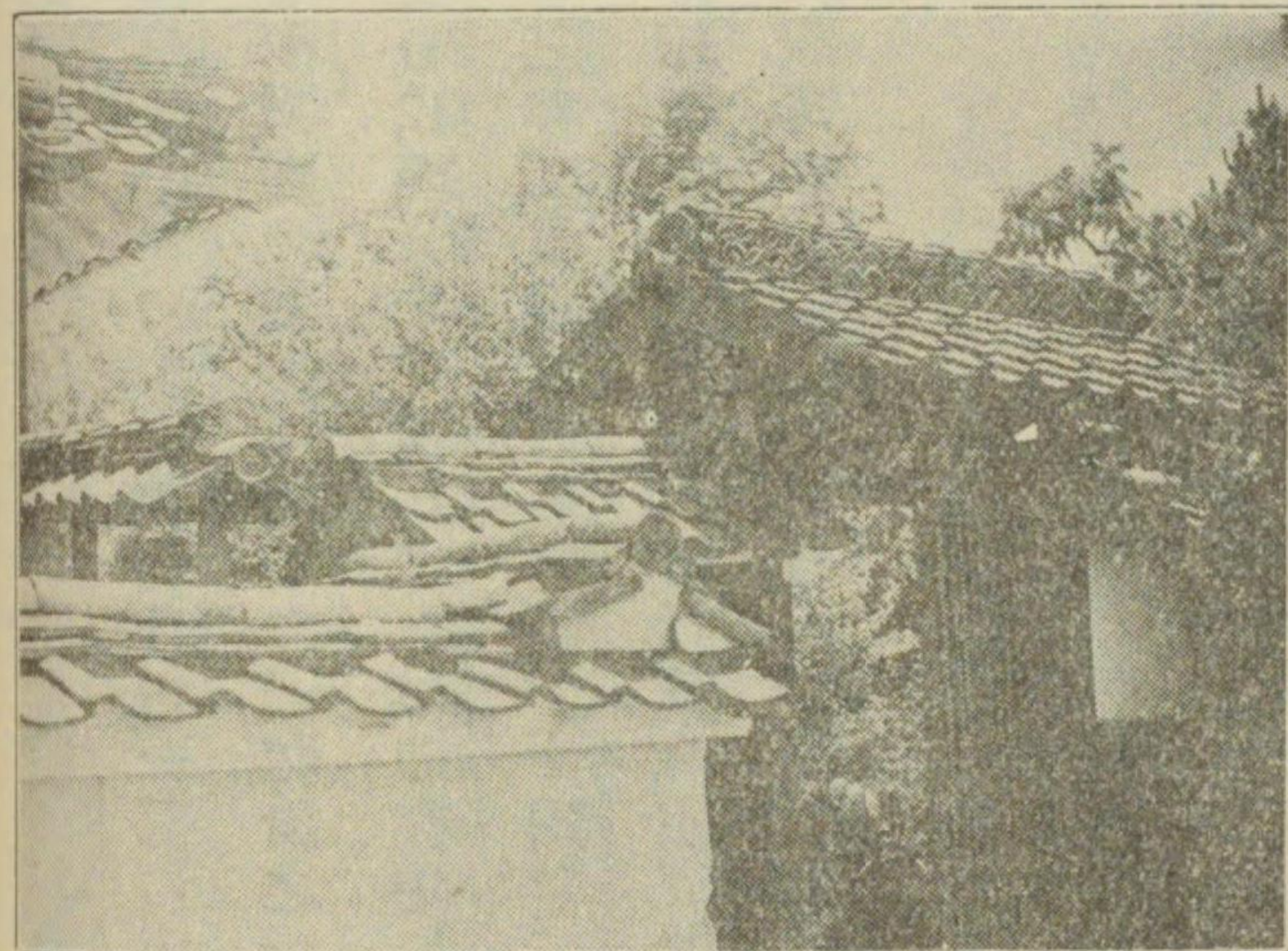
(早田滿郷氏の通報に氏の妻君たる静さんは元旗本の息女にて和漢學に精通し居られたるが如く予は日本外史の素讀を聞て感心した而して御本人は前田健次郎氏の妹と聞けり)

義塾は十二年、十三年と繼續、漸次經營難に陥つた、此の如き事業として確固たる財産あり其收利に依るか、若くは年々一定の補助を得るの途あるかにあらざ

れば其永續維持は到底困難を免れない、新設當時は相當の資金を得しが如きも他に収入なく、僅少の授業料のみにては其經費の一部に充つるに過ぎず、漸次以前の資金を消費し、又もや再度の苦境に陥つた、勿論之が切拔策は種々講せられたるも、一も其成功を見るに至らず、僅か二ヶ年の存續にて、廢校の不得已に及んだ、(「大津市史」に十三年二月廢校とあるが、十四年二月の誤にあらざるか)翁が斷片日記に「明治十四年三月六日堺川町近江八重吉隱宅に引移る」と見ゆ、八町を引揚げ、一時茲に假寓せしものか、有爲轉變の世の中、翁が失敗の末雌伏の時代は是より始まる。

九、膳所時代

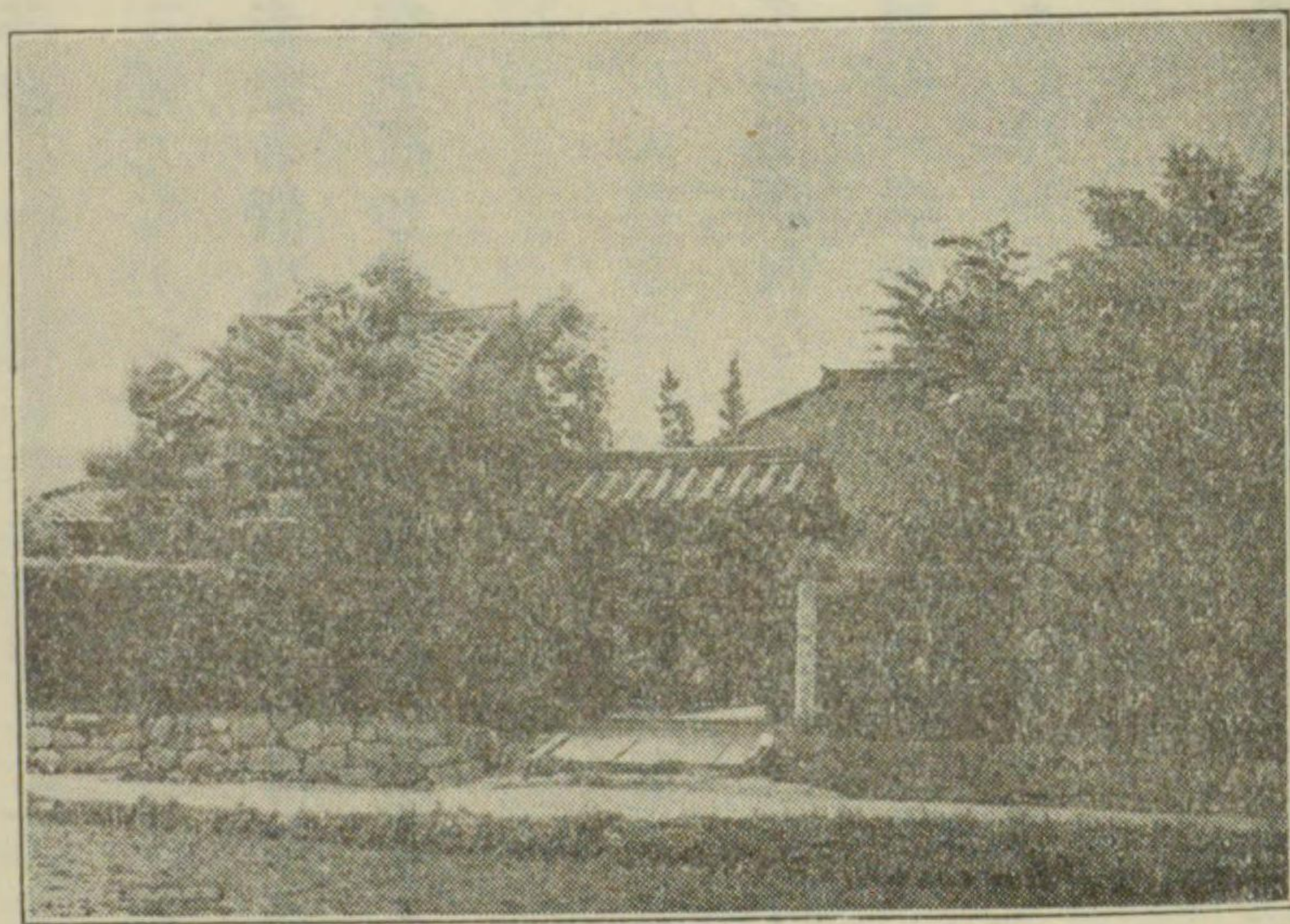
事志と違ひ、總ての志業財政難の爲め全然挫折、種々難境突破の策も講せられしも、一も奏功するものなく、遂に大津を引拂つて膳所に隠れ、以て債鬼の襲來を免れんとした、最初の隠家として尼寺



膳所町幻住庵

たりし幻住庵（國分なる芭蕉にて有名な同庵を移したるもの曹洞宗にて芭蕉の遺品を藏す）に一時の居を設けた、實に明治十四年三月十四日の事であつた、膳所には元看守たりし望月誠正氏あり翁の在

獄中よりの知合にて、百事翁の爲に力を盡した、其緣故より其實兄同姓温藏氏並に稻田種五郎、同右左衛門、或は西村茂一郎等の諸氏翁の窮境に深く同情を寄せ、村民の有志と共に其庇護を謀つた、越へて九月三日國分寺に移つた、こは國分寺の別所薬師堂（本尊は行基菩薩の作と云ふ）にて新樂寺を本號とせるも普通國分寺と唱へて居つた。此頃翁の境遇は一文の儲なく寢食悉く是等同情者の給與に仰き初冬の候猶單衣にて凌ぎ、薄き粥にて漸く飢を支へる眞に窘迫の極度に達した、翁は瘠我慢を押し、附近の子弟を集め文を講じ時事を談じ



膳所町國分寺

徒に一時の苦痛を嘆かず、將來何等か報効の計畫を胸に秘し泰然自若其日を送つた、人あり翁に仕官を勧むるも慨然之を拒みて應じなかつた、翁が民間の志士として深く期する所ありしを窺知するに足る、多數の債鬼も到底其償還を得べき見込なきより斷念、日を経るに従ひ是等の訪問客を減じ、翁も其煩累より免るゝを得た、此間翁は無爲にして送らなかつた。

い、新聞記者

知友大岡與助、原田義圓等と協力、大津にて淡海新報なるものを發行、十四年四月十九日より江越日報と改稱、時々執筆抱負の一端を發表して世に問ふた、かくて新聞業の經驗は後日近江新報創立事務に不尠裨益する處があつた。

ろ、巡査講習所

膳所塾居時代も巡査講習所の教授の依頼を受け、出張授業を繼續した、明治十三年庚辰年十月二日付左の書面之を證す。

頃日林五等警部を以て申入候通り、今度本縣巡査講習所讀書之科毎日教授方貴殿へ御依囑申度月謝之儀は毎月金拾圓指進可申候果して御承諾に候はゞ尙詳細口頭を以て可申陳候條否御返答有之度候也

警察署長

一等警部 中 西 秀 夫

は、監獄移轉

更に翁か此間に着手し、遂に其實現を見たるは大津監獄の膳所移轉問題であつた、こは在獄中より其位置の不適當、囚人の懲治上花街と隣接して甚面白からざる点あるを實驗し、熱心盡力した、眞に昔日の理想を今眼前に遂行したる翁の喜悅は不遇の境遇にありて一層其感を深からしめたものでらう。

に、史蹟考査

翁が考証癖と云ふべき、要するに平田學徒たる翁が此方面に着眼したるは至當

のことである、今其耳底に存するもの一二を摘記すれば

一、滋賀郡錦村舊名高木神社の事蹟を調査し、式内石坐神社と改稱、郷社昇格運動に關係し、奔走遂に之が奏功を見た。

二、大友天皇「弘文」茶白山古陵に關し各方面に涉り文献を索め、考証に力を致した。

三、法傳寺の事歴を調べ、大寶元年弘文天皇の皇子大友與多王僧となり、第五世の住職として聖信と稱したることをもを証明し、其筋に申請をなした。

ほ、政治思想鼓吹

或は時事問題に關し各地講演に出張、滋賀栗太甲賀野洲は翁が奔馳せし區域にして、殆んど寧日なく東奔西走、農民に政治思想を鼓吹、兼ねて新智識新文化の普及を謀つた、其主張は極めて穩健着實、衆人悦んで翁の講話に耳を傾け、其餘閑翁の揮毫を乞ふもの多く、現に右各地に保存せるものを見る、翁は所謂改進黨系統に屬し、彦根の大東義徹氏とは親交あり縣の南北にありて、呼應提携民間の開發に努め終世其交を續けた。

明治十五年の頃野洲に立身社なるものあり同郡有志者今川直次郎、同正直、吉川治郎左衛門、宇野佐壽郎氏等首唱者で、時々會合、法律の研究、並に時事問題につき討議する處があつた、同年五月廿二日翁が日記に左の文字を見る。

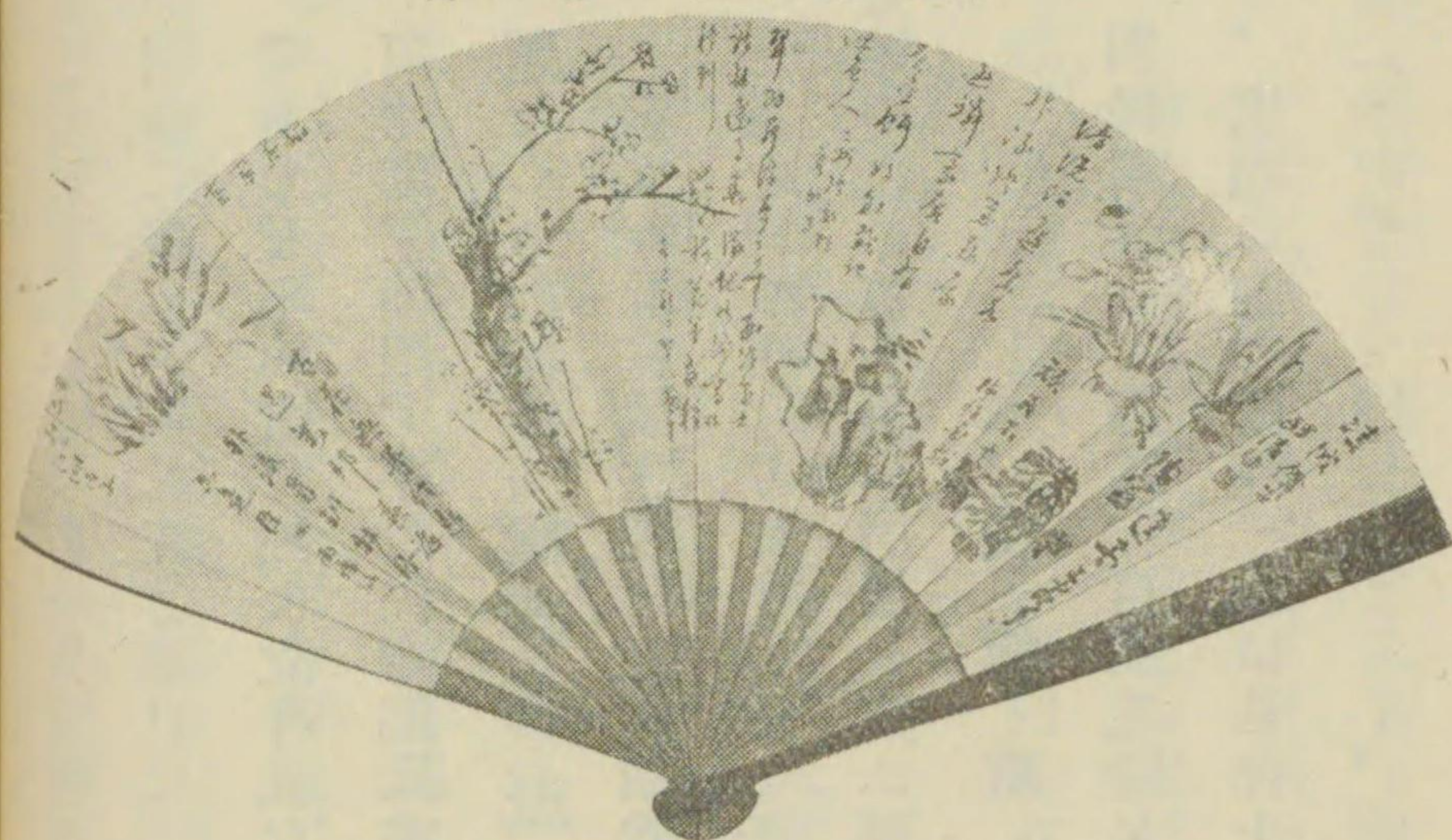
該立身社黨派主義を定め相當政黨に與せんとす、之が衆議に諮るに立憲改進黨を以て可なりとす、依て迂生起草の事を托せらる。

是等の点に依り翁が所屬を窺ふ事を得た。

へ、法律研究

別保國分寺に假寓、自炊生活を行ふた、次第に翁を慕ふて其膝下に集るもの多く、依頼に應じ講演、或は法律上の鑑定、史跡調査等に各地に出張する以外は諸生に學を授けて倦むことなく、當時地方議會の設置に伴ひ、一般に政治法律の研

書せ寄中連員議會縣



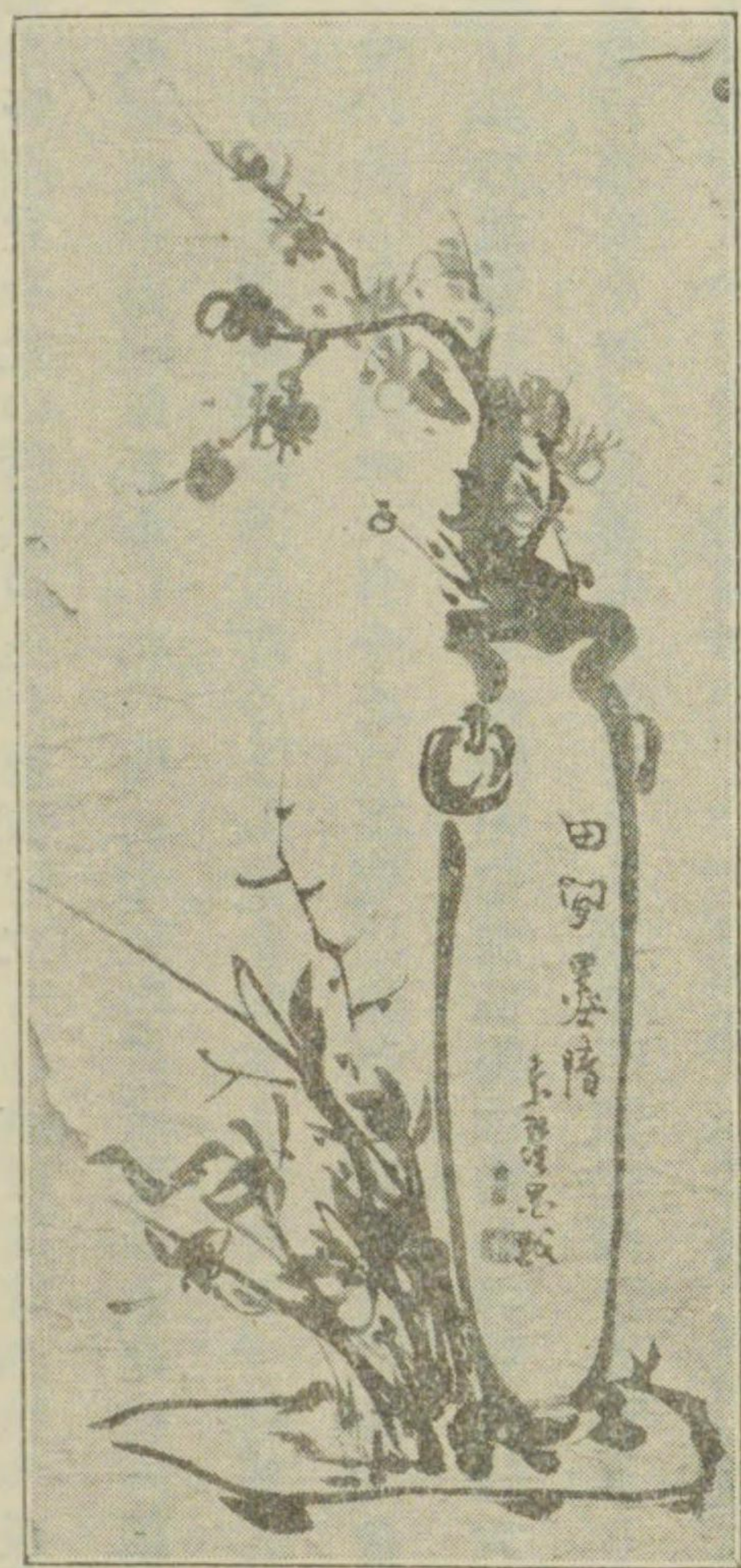
筆の翁はるあと琴素

究熱勃興し、爲に翁は各方面より質疑頻々爲に其一機關として法律研究會なるものを設け、同盟者を糾合し、其問答を謄寫に代へ印刷に附し毎週發刊とした、夫は十五年三月を嚆矢とし、大津、膳所、野洲、水口、信樂等にて、創設當時の加入者五十餘名を數へた、唐紙活版刷の半紙判數十葉のもの「教學半齊法律學問題」と命名、懇篤に指導する所があつた、何號迄繼續せしや不明である、翁が後日野栗甲賀に多數の同情者を有し實業界に雄飛するに當り多大の後援者となりし基礎は實に此時に築かれた。

と、縣會研究會

縣會の開設せらるや、民間の人士未だ議事法に通曉せず、翁は夙に此方面の研究を志し、他の諮詢に便宜を與へた、翁の日記の隨所「縣會研究會」に出席の文字を

筆の頃年五十四治明



藏氏郎次民田林に共と前

見る、同會員は縣會議員よりなれるもの、當時の常置委員連中は悉く翁の親友であつた、従つて翁は同委員相談役の格式を有して居つたか、多少とも其協議に参加

し、或は献策以て陰然縣政の料理に一臂の力を添へたるものにあらざりしか。

ち、水 産 會

前述の如く野洲立身社の陰然盟主の地位に立ちし翁は同郡湖岸の産業たる水産事業に關し又種々の協議に参加した、明治十五年の頃既に水産會の組織あり、如何なる事件なりしや、縣廳の施設につき其意を得ざる處あり、村民と共に陳情する處があつた、翁の日記同年六月十七日の項に大津丸屋町にて演說會を開き公然縣廳の施政を非難攻撃した、演說者は岡田山口高田中山酒井三浦の六名にて翁の演題は「官吏は事務を取る鄭重ならんことを要す」、頗喝采を得たりと自記して居る、同廿九日の項に、吉川今川田中(何れも野洲郡の水産會員)の談に勸業課員の幹旋にて余を水産會より除名せしめんと企て居り云々と記し、同三十日の項に左の書面控を載せて居る、翁が憤慨の状見るが如きものがある。

拜啓仕候其後は久瀾御仁免奉仰候、薄著之候益御安健奉賀候、二に迂生幸に瓦

全年憚御放慮奉仰候、陳者本縣水産上時々御布達の穩當ならず、且管内漁者に不便なると人心の運動するに憂苦、局外に傍觀する自る採る所あらんと、沿湖各村名望者に謀りたるに、終に水産會を開くの一端に熟議なりたるに付き去日其筋の允可を仰きたるに是又御許可なりたるに、窃に聞く所に依れば、當該官に於ては余を暴政黨なりとし、又此水産會をして酒造集會の如き弊あるものと見做し、隱然二三の世話役に内訓して余が同盟席を逐除するの策を施されたり、其効徴空しからず、奉訓者も亦余をして感激退席するの實効を奏するに至りたり余は固より水産上政略の如何に對し、決して一身上に利害を來す者にあらざるは貴官の嘗て知らるゝ通なり、然れども余が退會を謀らるゝは國事の爲快しとせざる所たるは有志者の常なるは貴官も嘗て在野の論者たりし時に於て確認せらるゝ所ならん、右等の説は貴課中の輿論に成立たる事か、將た課長の特見に出たること乎、將た又二三の勸業世話役が拂塵主義より變化し來る者乎、課長若

くは全課の輿論に成立したることなれば行政者の爲す所、敢て被治者の吻を入るゝ所にあらずと雖、若し此事をして二三世話役等の拂塵主義より出たることならば撃々乎として責めざるを得ず、其疎濶に過ぎ突然相伺候は恐入候へ共同廬操觚の舊を念じ御報被下候はゞ千萬辱く、決して貴官の御名義は不申及、御迷惑なることは相掛申問敷候間舊に依り一報相願候 勿々頓首

六月三十日

滋賀縣別保村にて

高 田 義 甫

土屋篤美君閣下

本書に依り水産會を創立したるは翁の意見に基きたるもの、爾來各方面に於ける同事業に對し種々斡旋の勞を執り翌十六年郷里八幡に復歸するや、益其方面に奔走せるは後章説くか如く、遂に近江全部を團結せしめ、後其會長の榮職に就くに至つた、更に後年大日本帝國水産會社重役の一人となり我國水産業に心血を濺ぎ、遂に倒れた、機縁實に面白きものがある。

り、雜 記

前記中西警部の書面中に其名を記せる林警部とは彦根の人林好本氏にして翁とは後日に至る迄締交、翁が實業界に雄飛するや、氏は翁の爲奔走するに至つた、或は當年大津にありて辯護士の業務に膺りし、是又彦根の人中山勸三氏は最初は基教信者として交を結び、後法律の研究に従事するや、共に其道に従事、後翁が中一商會並に帝國水産會社等實業社會に奔馳せるや、法律方面に關しては氏の勞を煩し、遂に氏も水産會社重役の一人として會社の業務を擔任するに至つた。

今回本書を印刷に附するに際し中山氏に一書を送つて所感を糺したるに、六月廿二日付を以て左の回答を賜はつた、茲に掲げて御厚意を謝す。

故高田兄の傳記御編纂に付ては、小生が永年御高庇を受け居りたる關係上何か心付きの事あらば此際申出づべきやう御申聞に付、熟考致しましたが是とて取立て記述すべき感想もこれなく、強いてとあれば、天資明敏、性温厚篤實、書は美事なもの、畫も素人離れがして居つたと思ふ、本來同氏は商業界に馳驅するよりは寧ろ教育方面に適當せし人格を具へられたる歎といふこと丈を申上るより外ないのであります、定めて逸事逸話もあること、存じますが、小生はそれ等の記憶が更にないので、遺憾ながら御免を蒙ります 敬具

此くて翁は自づと縣下政界の一方に頭角を現さんとし、時勢又翁の雌伏を許さざるに至つた、果して翁は此一路に邁往するに至りしか、兎も角今日翁の境遇は十四年三月九日九學塾廢校の時とは全く面目を一新し、多少生活の安定をも得るに至り、前途の光明は漸次翁の爲め其色彩を加へんとした。

私は翁が苦境に陥り大津引揚後、自宅に歸り、同地日新學校に通學して居つた同校長上森先生が奈良へ轉任せらるゝので、特に先生は私を開達學校へ轉ぜしめ、大島先生に私を托されて暫く同先生の薰陶を享けた、本春八幡にて逝去せられたる一雄先生である、何時であつたか時日は記憶になきも、多分明治十五年五月の交と思ふ、翁が多少生活の安全を得られし爲か、其迎を受けて翁の手許へと移つた、時に國分寺にては、林田民次郎及稻田白太郎の兩兄寄寓、共に薪水の勞を取つて居られた、其他松原外次郎今村某等の名記憶に存す、私は年少のことゝて、常に兩兄の手助ともならぬ、終始其厄介となつた、他より通學するものに烏居川の河村榮次郎（呑橋の號は翁の命名する處大酒家の爲であつた、後年酒の爲家産を喪つた）膳所の草川清永元原藏宇治檀などがあつた。或は當時司法省法學校在學中の彦根出身水上長次郎氏の來訪、翁の斡旋に依り佛國法典の翻譯をなし、縣會議員などより其報酬を受け、多少學資の補助とな

りしやうのことも子供ながらに耳にして居つた。翁は始終外出勝であつたが、在宅の節は懇篤に一同を集めて講義談話等を試られ、質疑百出中々賑であつた切りと古書の筆寫を授けられた、重に難解の漢藉、是が私等には不一方苦痛であつたが、修學には頗る裨益する所があつた、輪講討論は其準備に多大の努力を要したるも學力の進歩には無二の方法であつた、少數の學生相互の研學、師は是が要綱を指示せられ、全然諒解を得る迄辯論して止まず、此くして師弟の情義は極めて敦く、日夕寢食を共し、師の品性思想は自ら門弟を感化する此塾生活と其教育法は眞に人物養成の最良手段と信じた、其年月の短かりしは残念であつたが、私としては一生涯中最も愉快なる時間であつた、今猶當時を追懷して獨り満悦に耽ること屢である。

膳所時代に於ける狀況は翁の履歴に自ら朱筆を加へたるもの左の辭句を残す、

眞に其窮狀を偲ぶに足る。

膳所にあるや貧窶頻に加はり、寒風凜冽の夕薄衣以て凌ぐべからず、菜粥僅かに露命を撃き、旬日殆んど飢餓に瀕せんとするも、志操倍々堅牢、文を講じ時事を談するを以て快樂とす云々。

× × ×

翁の盟友早田満郷氏の通信に依れば當時の事情を極めて詳細に知るを得、今茲に轉載す。



早田満郷氏

八町にて九皇義塾を開設せられし頃より經濟は大分不如意の様子であつた、刑法發布「明治十三年」の際東京より到着せざるに先だちて縣下にて發賣せんと計劃、大阪堤某氏より利

益分配の約束にて三百余圓の貸與を受け之が印刷製本、發布を今や遅しと待つ

て居つた、然るに發令と同時に東京より送付の刑法が天津に着したる爲、翁の印刷物は不用に屬し、大損害を蒙るに至つた、是が氏の經濟關係破綻の一因となつた、しかも金主たる堤なるものは強慾非道なるものにて此く失敗に終るや嚴重に返金を迫り、終に活版器械を抵當に取り、更に之を他へ轉賣して仕舞つた、予は日夜本事件に關し奔走終に京都裁判所に出訴するに至り漸く日ならずして解決を告ぐるに至つた。(本書は薄葉紙刑法六十二條治罪法九十一枚の合本、木版刷十三年七月廿四日出版)。

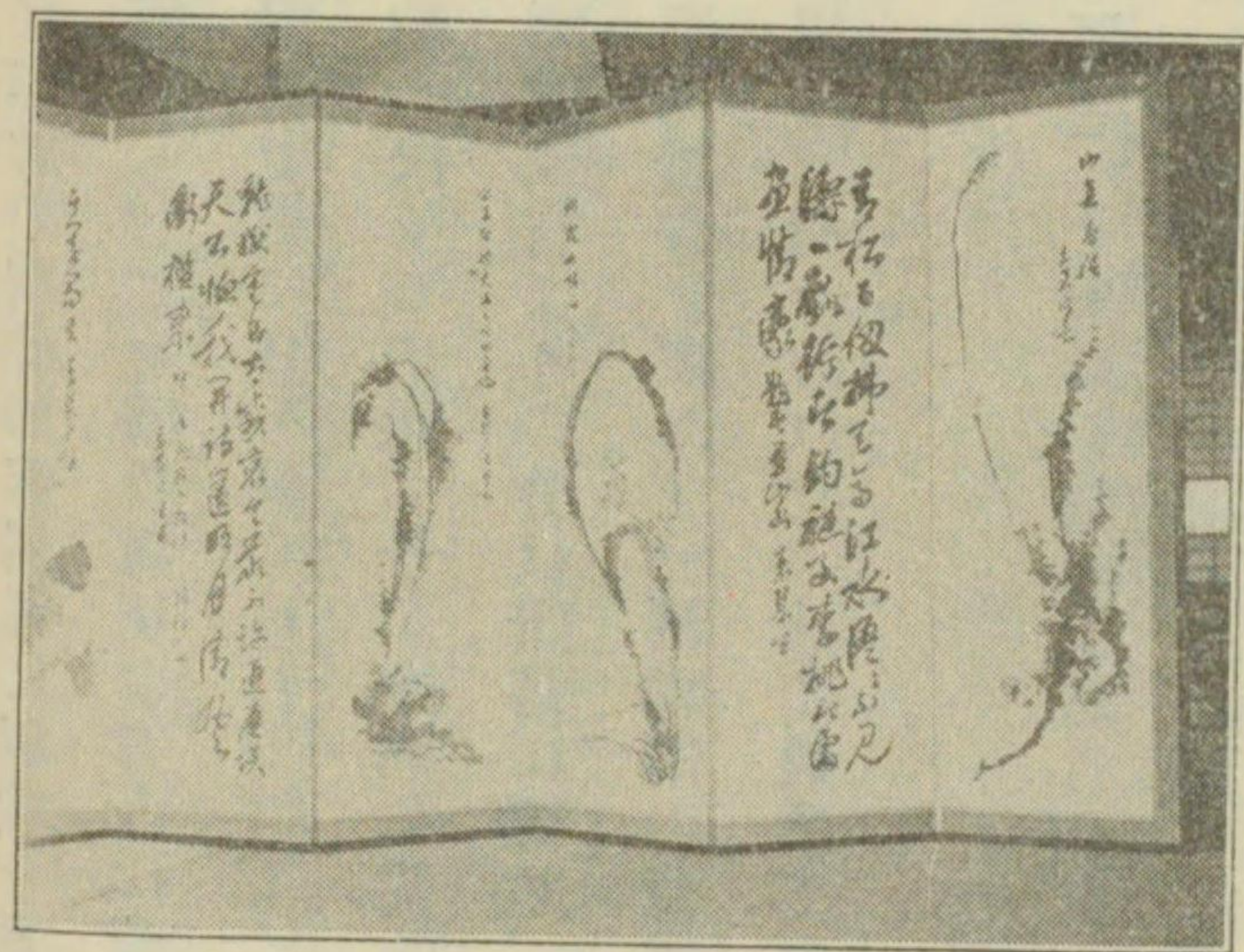
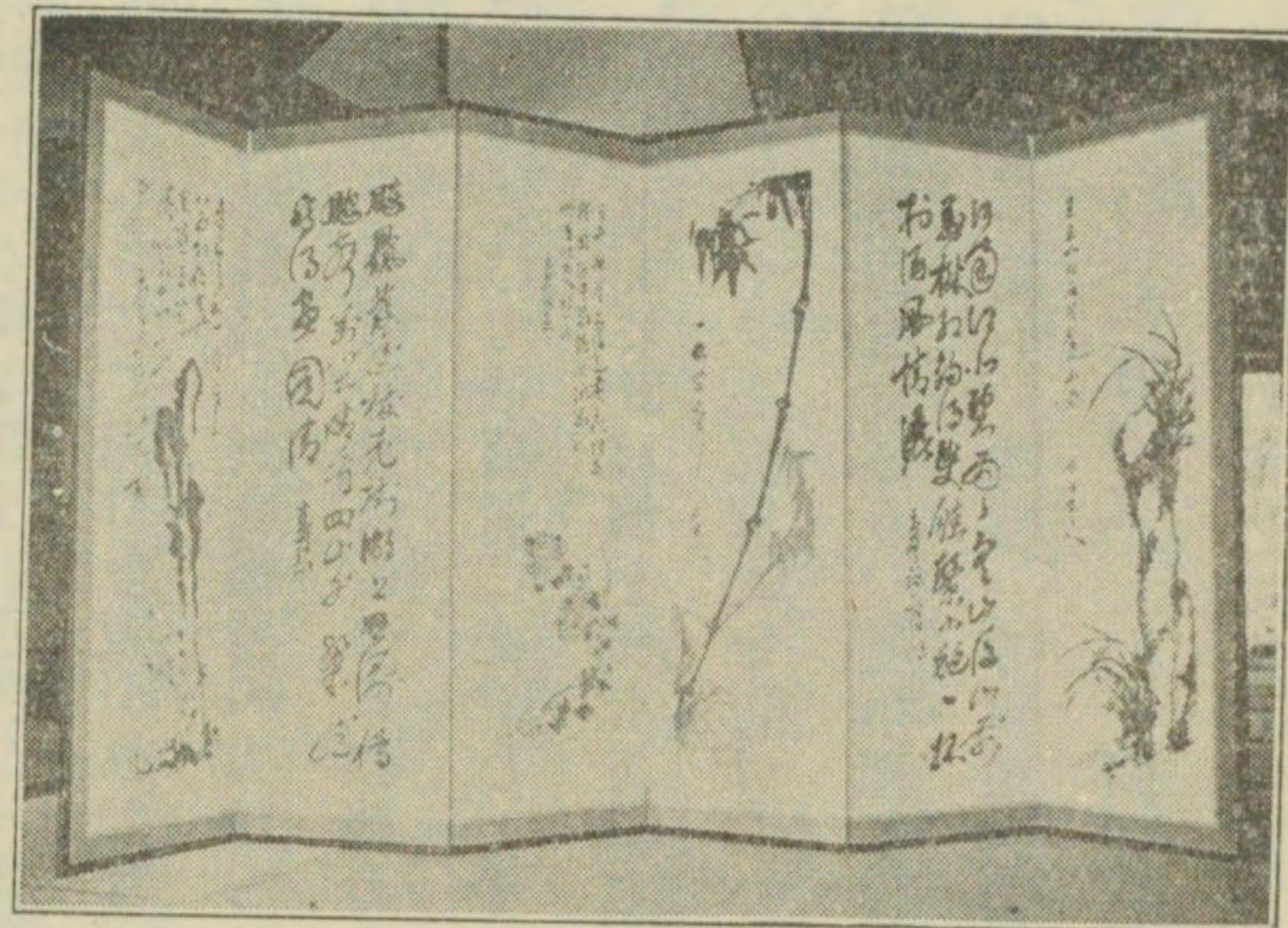
又忘れもせぬ明治十二年十二月三十一日乃大晦日の夜十二時頃高田氏は予が宅を訪ね、茲に百圓なければどうしても年が越されぬ、何んとか都合が出来まいかとのこと、幸に予は明治十一年西南役の勲勞に依り數日前乃同年十二月廿六日金百圓の下賜を受けて居つたので早速之を氏に交附したといふやうな急場もあつた。

爾後氏の經濟は益難境に陥つた、加ふるに妻君の精神病等困難に困難を重ね、生活費を得る爲夜間予も手傳ひ小書箋に揮毫し、之を望月誠正なる人に賣捌かしめて漸く辛じて糊口を凌がれたなど悲惨の境遇に日を送られた。

かくて九皇義塾も到底維持の方法なく閉鎖と決するや豫て予が中間に立ちて融通を受けた負債の始末につき相談あり、聯隊佐官よりの分は證書に認め、他日の成功拂として債權者に交附し、予の百圓は證書を要せず、「精神的の意志を以て」と云ひしに氏は涙を流して他日の報恩を言明せられた、他の負債もありしならんも此くて全部解決を告げた。

義塾閉鎖後別保に移り、隱栖漸く書畫の揮毫にて生活を營んで居られた、此窮狀に同情を表し、陸軍一等軍吏神田節三(後少將相當の陸軍主計監となつて、大正十二、三年頃物故した)と同伴八幡町なる氏の親族達に相談に赴きたこともあつた、要領を得ずして空しく歸津した、其後予は戸山學校に轉任、暫く面接

翁の筆小屏風一雙



膳所町住庵藏

を得ざりしも、后實業界に投じ東上せらるゝや、都度必ず來問を受け、貴下（近松のこと）が商業學校卒業の祝（明治廿六年七月十三日）として茅場町の偕樂園に招待を受け楽しく語り合ひ、同夜十二時の汽車にて歸幡明日銀行總會に出席することであつたが實に是が最後の別れであつた。（翌十四日死去）。

大津時代の勸善舎及九皇義塾の經費は最初縣廳より融通し、活版業により得たる利益を以て之に充たりしと思ふ、月謝も多少の収入あり、當時出版されたる「生兵閑話」は随分と多數の購讀者があつて、相當の利益を得られたことと思ふ、其他翻譯物の印刷縣廳御用の摺物等も一切引受られたか爲中々繁忙を極めたやうであつた。

氏は同志社創立者新島襄氏と懇意であつたことは疑ない、精成舎開舎式の折、新島氏は隨行者に耶蘇に關する多數の書籍を寄贈の爲持參せしめられたるも下士は一人も手にするものがなかつた、義塾創立に關しては新島氏より出資等の

ありしを聞いて居ない。

氏の當時の話に酒は容易に止めることは出来たが、葺は止めるときは阿房見たやうになつたと、新島氏は氏の人格を認め耶蘇教布教の具に供せんとし、氏も又將來の後援者たらしめんと意嚮が存して居つたやうに思はる。

氏は大津に於て頗るる聲望あり、縣知事籠手田安定氏を始め、當時の警部長中西秀夫氏、第九聯隊長山口素臣等の如き大に氏に信頼を拂ふたものであつた。氏は指頭書の名人にて予も一幅を所藏す、是は大津より東京へ轉住する際面晤を得なかつた、後日送別の意を表し、郵送し來たもの、今に鄭重に保存して居る。

七月十二日付在高知早田滿郷氏より、左の書面を添へ著者へ送り届けられたるもの、眞に兩者の關係を知るに好個の史料である。

× × ×

——大津より東京に轉する際、義甫兄の送與に關る書翰あり、傳記中に御入記あらは親交の度を知ると思ひ送呈致候。

◇

陸軍中尉早田滿郷君、大津第九聯隊を轉じて、任に東京戸山巒に轉す、君が積年力を軍隊整理に盡し、名譽の聞、夙に幕中に達する者にあらずんば何ぞ此榮轉あらんや、實に交を辱し知を蒙る者誰か欣扑其功績の空しからざるを賀せざらんや、然り而して僕が君に交を辱す一朝一夕のことにあらず、己に數年、其間或は業を擴め鬻を設け、或は失敗身を措く所を知らざるに至ると雖も、榮枯潤涸の間に於て志を易へさる一日の如く、其艱難を共にして、庇護せらるゝ、其身窮迫の中に陥るか如く、豈陥るか如きのみなんや、身は僕か辛酸に投し、僕を水火の中に救ふ、而して毫も負慢の色なく、謙退自ら處す、而して僕が再

活蘇息する、身親ら再活蘇息するの念を爲す所謂知己の君にあらすして何ぞ之に及んや、何ぞ僕が爲に斯の如きの周旋庇蔭を爲すや、決して僕輩に私するにあらざるなり、凡そ部下の士卒を撫する苟くも志あるものにして遂くる能はざる者、能く其言を容し、意を伸張せしむ、各隊將校の嘗て無き所の者にして稀に見る所なり、是を以て之を推すに君の周旋盡力する所の者は僕の爲にあらすして、特に國家有爲の士を庇護するなり、僕又君に報するの志を以て之を國家に報する所なくんば、徒らに恩惠を賊する者と云ふべきのみ、之を想ひ、之を念ふ一日も安からざるなり、身數里の間にあるも猶此の如し、然るを況や今數百里の外に訣別す、僕や悲泣其爲す所を知らざるなり、嗚呼是何の事ぞ、苟くも國家を憂ふる者にして萬里の波濤を隔つる管に内國のみならざるなり、凡そ君命を奉じ、國に盡す者地球上何れの地か辭すべけんや、恥づべし婦女子の行を爲すを、君行けや、僕又將に賀せんとす、君や僕や將に相見ることの近きを期

せん、復謂へ、假令相見るとの遠きも報國忠君の事蹟相聞くあらんことを、共に眼を拭ひ耳を浚へ相俟たんのみ、時下秋暑猛猖自愛自重せよ。

十六年八月

義甫頓首百拜

謹呈

早田陸軍中尉閣下

十、八幡復歸

測り知るべからざるものは眞に人間の運命である、翁の生涯の如き、無論其大部分は自己の招來せるもの、しかも其數奇なる恰も洋上の一扁舟の如く、常に狂瀾怒濤に翻弄せられ、榮枯消長極りなく、多少平和の時期ありしも、一瞬時にして、忽ち低氣壓の襲來動搖止まなかつた。

い、實母の逝去

慈母は獨り郷里に止り、日夕多數の兒女を膝下に預り、是が教養を樂しみ、孜孜として倦怠を覺えず、家運の衰頹も天の配劑と毫も悲嘆に暮れず、積年の辛苦を忘れ、心竊かに愛兒の成功を祈り、只管親族の庇護に頼り、悠悠其日を送り、悟道徹底、自ら其身健全、左したる疾病にも犯されず、六十五歳の高齡を迎へた明治十六年、新正を樂しみ何等平素と異ならざりしに俄然一月十一日夕暮頃より

發熱、苦痛を訴へ、側近者に對し、應答を發せず、一同驚き安田醫師を迎へたるに卒中との診断、森俊介氏も立會、親族森專三郎、同市右衛門は早速驅付け、種々看護手を盡くしたるも命數の盡きしか、翌十二日午後一時遂に逝いた、滋賀郡別保にある翁は急報に驚き車を飛ばして四時頃歸宅、生前の面會を得ず、不孝の翁は滂沱たる涙拭へども盡きず、只枕許に跪き多年の罪を謝するのみ、十四日午前十時葬儀を執行、洞覺院に葬つた。

安政六年夫に別れしより以來二十三年、一日として心を安んぜしことなく、一子の爲一家破滅を招き、死に至る迄期待せる其成功を見るに至らず、加之突然の發病、愛兒を迎へて永訣の辭を交す暇なく獨り寂しく、冷かなる床上に永遠の眠に就きし不幸なる彼女の境遇、眞に可憐の至りであつた。

孫女つやは既記の如く實母東京へ歸ると共に明治十三年以來祖母の許にて鞠養

せられ、茲に四年目の春を迎へて既に九歳であつた、祖母は満身の愛を彼女に注いだ、彼女に依り祖母の亨けし慰藉も少からざるものがあつた。

彼女が生れし年の明治八年父は囚はれの身となりて家を去り、母の實家にて育てられ、五歳の年即明治十一年春母に伴はれ、大津に來り、始めて兩親の下に樂しき生活を送りしも、僅か二ヶ年翌年母は東京へ歸り、八幡祖母の手に移り又もや茲に祖母を喪ふに至つた、眞に不幸の身であつた、晩年基督教の信仰に入りしも、或は此等の運命が其原因にあらざりしか。

翁はこの時三十七歳、複雑なる世相を觀察し、あらゆる辛酸を満喫し、既に縣下有力者の交友少なからず、郷里の親族又其消息を知るものあり、一言一句翁の説く所は極めて嶄新、其蘊蓄の深きには彼等の驚異に値するものあり、しかも多年の練磨其會話の圓熟は他を昧するに妙を得、其態度は昔日の粗暴に似ず極めて懇懇、特に純乎たる八幡の出身にして、其家柄とて決して卑しからず、近親は何れも富豪、日進の時代翁の如きは眞に八幡の要求する人物であつた、否消極的の江州としては眞に必要な或は他より招聘以て一般の指導を托すべきに偶然翁の歸郷は衆人の希望に恰適したるもの、翁としても好時機に投じたものであつた。

慈母の葬儀を終るや、永年他郷にあり、家事につき多大の援助を與へし親族に其厚情を謝し、親族も今は翁に對して好意を有するに至り、翁に説くに歸郷以て一家の相續をなすべきを慫慂し、今に於て斷然放浪生活を廢し、祖先の地に根據を定め、徐ろに後圖を計劃すべしと説き、翁又是に耳を傾けた、特に吉輔大人の門に同じく學びし西川甚五郎(重威)、從兄弟たる森五郎兵衛(正英)同じく市田利助(隱居して利平)等は其首唱者であつた、購所に於ける翁が着手せし事業は要するに縣下一般の開發を主眼とするもの、其住地の何れなるも其志望を達成す

るに差異なく、特に郷里にあつては既に此く有力者の援助を受けんか確實にし有利なるは無論である、此くて翁は茲に歸郷を斷行した。

ろ、愛 信 社

翁の事業は商工業の如く翌日より直に収入を見るものでなかつた、翁は天津以來法律の研究に心を委ね、専門家たる中山勘三、谷澤龍藏等と交り、既に膳所時代之が指導の任に當り、一般の質疑に應じ、適當なる判斷を與へ、萬一法廷を煩す場合は前兩氏に之を移すを常とした、獨り民刑事問題に止らず、行政上の事件に對しても極めて正確なる意見を發表して當事者に進路を示し、衆人の満足を博した。八幡に於けるも又翁の郷民との接觸は此點より開始した、翁の親族は商賈の身法律の如きは之を詳にせず、克し困難なる問題に遭遇するも、當時一般人が嫌忌せし公事師乃訴訟關係者に之が委托をなすを恐れて居つた時代とて、信用ある翁が此等に勞を厭はぬとて非常に悦び、争ふて翁に協議するに至り、翁は俄然

繁忙を極むるに至つた、此くして次第に宣傳せられ、翁の家は日夕訪問の客にて填められ所謂商賈冥加、翁は如何なる小事件とて決して等閑に附せず、特に弱者に對して一層懇篤に示教を厭はなかつた、是翁は術策上施すものでなく、昔日其の境遇にありし爲同情の念翁を驅つて茲に至らしめたので、翁の血 涙は後年廣く深く縣民に追慕せられた所以であつた。

翁の事業は漸次多岐に涉つた、遂に法律其他の相談所としての事務處理の便宜上八幡仲屋町上(現在西村禎介氏宅)に移した、其開始は明治十七年七月廿七日にして、是が首唱者と云ふべきか或は贊助家たりしか鶴川與治兵衛、西川貞二郎等の諸氏があつた、事務員には膳所以來の關係者西村茂一郎、稻田白太郎の兩名翁を助けて其業に努めた、愛信社とは其所名であつた、東京にては協力舎、大津にては勸善舎、八幡にては愛信社、なんとなく宗教的色彩を帯びたる命名は翁の好尚より來りしか、本社にて定時、有志者を集めて法律は勿論時事に關する講演會